

迷
信

新城新戲

緒言

所謂迷信なるものが意外に広く行われて居り、これがためにあらゆる方面に於て少からず能率の減損を見て居るのは実に慨嘆の至りに堪えない。私は数年来迷信征伐を思い立ち、少し宛調査を続け、其都度雑誌や新聞に掲載したので、此度それ等をひと纏めにし整理したものが此書である。

思うに世間多数の人は深く迷信事項の内容を調査せず、単に因襲により世俗に倣い、強いて奮起して異を樹つるにも及ぶまいという程の態度の人が多いのである。友引や鬼門の迷信の如きは斯くして次第に広く伝播しつのであるが、私は是等餘裕ある人々の遊戯的気分に対しても深く反省を促さざるを得ない。若し仮に自分の娘が丙午歳生れであつたとすれば如何、丙午の迷信が崇りをなして多少なりとも縁遠いとしたならば如何。迷信はもはや遊戯ではなく厳肅なる人生の問題である。真面目に排斥しなければならぬ懸念の問題である。

しかも何等の理由なき因襲的迷信のために、我が人間社会全体が現に蒙りつつある損害は、百万の丙午の娘さんや其親たちの困惑して居る程度に幾倍して居るか知れない。私は少くとも有識階級の人々は、自分が丙午の娘を持った心持ちになつて、迷信一掃に努力せられんことを望まざるを得ない。本書はかかる人々に向つて適當なる材料を提供せんとするものである。

此書に於て論じた迷信事項が、主として曆日方位及び卜筮に関するものであることは、これは一つには、是等が現行迷信の大なる部分を占めて居るものであることと、又一つには、私の専門の學術がこの方面のことに

交渉が深く、従つて是等の事項の研究に多大の便宜を持つて居つたがためである。怪しげなる医療や、似而非えせ宗教等に対する迷信征伐は、別に其人があるであらう。やがて第二第三の十字軍が引続いて催されんことを望む。

著 者

目次

緒言

第一章 総論

第一節 科学と迷信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第二節 迷信原理としての陰陽五行説・・・・・・・・・・・・・ 22

第二章 各論

第一節 変災と迷信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第二節 日の吉凶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第三節 でたらめ九星・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

第四節 こけわど威しの鬼門・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

第五節 合縁奇縁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

第六節	丙	午	74
第七節	当らぬ八卦		78
第八節	偽暦と迷信		83
第九節	暦と年中行事		89
第三章	迷信源流図解		97
第四章	矛盾錯誤の实例		104
第五章	古来識者の迷信観		117
第六章	暦の変遷		124
第七章	結婚と迷信		135

第一章 総論

第一節 科学と迷信

一、迷信の存在

科学と迷信とは昼と夜との如きものである。お化けは昔から夜出るものと極つて居る。電燈が次第に行き渡るに従つてお化けが少なくなつたと同じ様に、科学的研究の領分が広まるに従つて迷信が次第に退却するのは当然である。殊更に迷信征伐などをせずとも文化の普及と共に自然に消滅するであろうと思はるのであるが、多くの迷信が今日に至るまでなお存在して居るのみならず、近来に至りては却て幾分か増長の傾向があるが如くに見ゆるのは、思うに大戦後の人心不安といえる缺陷に乗じたものであろう、甚だ慨わしきことと云わなければならぬ。

迷信の中でも、何等の理由もなしに単に某々を好むとか某々を嫌うというが如きは、これは他より如何ともすることの出来ないものであり、又当人の勝手に放任して差支ないものであろうと思はれるが、併し迷信の大部分は吉凶禍福を目的として居るものが多い。他より見れば如何にも無理なる迷信的方法にて、凶変を避け福利を求めんとしつつかあるので、斯の如き迷信に対しては、その愚は笑うべきであるが、その希望はこれを諒としなければならぬ。商人を説くには算盤によらなければならぬ如く、吉凶禍福を問題とせる迷信家に対

しては先ずこれに利害を説かなければならぬ。かかる種類の迷信は必ずや利害の較量によりて一掃し得べき筈である。

由来科学と迷信とは明暗正邪全く相反するものの如くであるが、迷信にして吉凶禍福を問題として居るものは、その目的に於ては全く科学と同一であるといわなければならぬ。科学は畢竟組織立ちたる合理的方法によりて吾人の周囲の世界を研究して吾人の福利増進に資せんと努力して居るものに外ならぬからである。科学者は迷信を敵としてこれを撲滅せんと努力して居るのであるが、迷信家は決して科学に背いてはならぬ。迷信家にして吉凶禍福を問題とせざれば乃ち止む、苟くもこれを念頭に置く以上は決して科学に背を向けてはならぬ、先ず以て科学的研究の結果を聴かなければならぬ筈である。

歴史あつて以来五千年、此間に於ける科学の発達は頗る緩慢であつたといわなければならぬ。今日なお残存する多くの迷信の発生したのは、畢竟科学の進歩の程度が人間生活の要求に應ずるに足らなかつた為に外ならぬ。天の高き地の厚き茫として際涯を知らず、此間に於て風雨雷霆（雷ははげしい雷）や地震噴火や百般の天変地異は勝手氣儘に出現して我々を脅かすものとすれば、我々は如何にしてこれに対応すべきか、殆ど策の施すべき様がない。溺るるものは藁をも掴む、斯の如き状態の下にあつて多くの迷信の発生したのは蓋し当然であつたといわなければならぬ。

科学の発達は緩慢ではあつたが確實である。科学の特徴はその一步一步的なる点にある。科学的研究の態度を以て見れば、失敗も経験である、成功も経験である。多年の経験は次第に集積して科学を大成しつつあるので、斯くして科学的に征服し得たる領分は次第に拡張し、今日に於ける學術進歩の程度を以て云えば、吾人の周囲には最早何等の不思議も存在しない。迷信の残留し得べき理由は少しもないと断言することが出来る。

今日なお存在して居る迷信に就てその来歴を吟味して見れば、その大部分は科学の發達が充分ならざりし時代に發生して邪道に踏み迷つたものの残骸で、単に因習によりて行われて居るに過ぎない。

二、周囲の自然界

迷信の中には天文若くは周囲の自然界に関するものが多い。これは現象の規模が大きい上に古代の人に不可解なものが多かつたためであらうが、今日に至りて見れば、多年研究の結果、この方面の事は寧ろ比較的明瞭に知れて来たので、迷信征伐の十字軍は此方面より着手するのが最も容易でもあり、又最も有効でもあらうと思われる。

吾人は地球の表面の大氣の中に生活して居る。地球は半径六千四百キロメートルの球で、大体を云えば、その中央部の半分程は比重八の鉄、これを包む外側の半分は比重三の岩石より成つて居る。表面に於ける海陸の分布は此球の表面に於ける高さも深さも共に十キロメートル以内なる凸凹に過ぎない。この表面の凸凹のために生じたる内部の不等齊は、表面以下僅に百二十キロメートルの間に全部償却されて、それより以下には表面の凸凹の影響は少しも及んで居らぬ。従つて表面より約四、五十キロメートル乃至七、八十キロメートルの辺が組織の弱点や割れ目などの多く存在して居る所である。

大洋の底から永き年代の間少しも間断なく浸透しつつある水は、地球内部の熱のために一キロメートル下る毎に約摄氏三十度の割にてその温度が高まるので、四、五十キロメートルの深さに達すれば非常に高温高压力の水蒸氣となる筈である。斯くして發生したる高压の水蒸氣は陸地方面に於ける比較的抵抗の少なき場所や割れ目などを求めて噴出せんとするに至るので、比較的浅き所にては噴火の現象となり、比較的深き所にて誘起せる現象

は即ち地震である。

地球を包む大気は地面より上るに従つて次第に稀薄になり、その存在の痕跡の認めらるるのは地上約四、五百キロメートル までである。俗に星の飛ぶと称する流星落下の現象は、太約砲弾位の大きさの鉄塊又は石塊が我が地球の大気中に入りて、摩擦のために熱を生じ光を発し遂には蒸発し飛散し終るので、その高さは大約地上百キロメートル 位である。人間の上がった最高レコードは飛行機でも軽気球でも共に地上十キロメートル 位、氣象観測用の自記器械を有せる小気球の上つたのは十七、八キロメートル 迄、単に風向を見るために上げたる小ゴム気球は地上約三十キロメートル 位の高さまでである。

大洋の表面からは太陽の熱のために絶えず多量の水が蒸発して居るが、大気の温度は地面から約十キロメートル の高さまでの間は一キロメートル 上る毎に平均約摄氏五度乃至六度の割で下るので、上昇せる水蒸気は上層の寒冷なる寒気に遭い、凝縮して雲となり雨となり、その陸地に降れるものは流れて川となりて再び海に戻りて一循環をなすこととなり、この一循環に伴なう種々の現象は即ち百般の氣象変化である。雲の中でも雨雲の如きは低くして地上僅に一、二キロメートル には過ぎないが、最も高き雲は所謂卷雲として見ゆるもので、地上七、八キロメートル の高さには達しここまで上昇せる水蒸気は氷結して氷の細片となつて居る。

要するに地上十キロメートル 位の高さまでの間は水蒸気の上昇し凝縮する範圍で氣象圏と稱すべきである。風や雨や雷霆や一切の氣象変化はこの間に限られて居る。十キロメートル 以上は水蒸気の昇らぬ所で、従つて大気の攪乱もなく高さと共に温度の下降することも極めて僅かである。この部を等温圏と稱する。

大観して言えば、吾人の周圍に於ける自然現象の主なるものは地上に於ける氣象変化と地下に於ける噴火地震とであるが、是等は要するに二つの大なる蒸気機関の作用に伴う現象と見ることが出来る。大気中を舞台

とせる方は太陽の熱を原動力とし、地面以下を舞台として居る方は地球内部の熱を原動力として作用して居る。更に生物現象や人間の活動などを考うるに、是等は皆殆どその源を太陽の熱に発して居る。植物の生長や、植物を食糧として居る動物の生活が太陽の熱によるものであることは言うまでもないが、近代文明の産物なる機械的動力の利用の如きも、その原動力なる石炭の火力は古代に繁茂せる植物の生長に基いて居るものであり、水力は大氣中を舞台とせる大蒸気機関の一部に過ぎざるが故に、畢竟盡くその源を太陽の熱に発して居るといわなければならぬ。

太陽から我が地球に受くる熱量は、僅にその一週間分が、地下に埋蔵せる石炭の総量を燃焼して発生せしめ得べき熱量と匹敵する。この中約半分は上層の雲に反射され空気に吸収されて、地表面まで達するものは残り半分程で、これに依つて我が地球表面の温度を現在の程度に保持しつつあるのである。

太陽より受くる総熱量の中約四分の一は空中大蒸気機関を運転するために費されて居るのであるが、この蒸気機関の作用の中を水力として我々が現に利用して居るのは極めて小部分で僅に千五百万分の一に過ぎない。約千分の一は植物の生長に用いられて居るが、その中でも農産物として吾人に利用されて居るのは僅に約百万分の一に過ぎないであろうと思う。

要するに生物現象や、吾人の生活や、機械的動力を利用して急激に発達せる近代文明の運転や、凡て皆太陽より受くる熱に基いて居るのであるが、その分量よりして云えば極めて小部分を利用して居るのに過ぎない。我々は太陽熱利用の割合を更に一層拡大することによりて、吾人の福利を増進し人類の将来をして末広がりな発展せしめることが出来る筈であるが、それは無論科学的研究の方法によらなければならぬことは明かである。

吾人の周囲には何等の不可思議もなく何等の神秘なる力も存在して居らぬ。吾人は逐次集積し得べき科学

的研究により、飽くまでも合理的なる方法によりて、利用厚生をはかり得べき筈である。これやがて唯一の確かなる道である。

三、曆法と星占

吾人の周囲に於ける物質界の現象は凡て物質的因果律によりて合理的に説明し得るもののみで、不可思議なるもの若しくは神秘的の作用なるものは少しも認むることが出来ないにも拘わらず、昔から今に歪るまで多くの迷信が絶えないのは何故であろうか。思うに存在の理由は少くとも二つある様である。その一は歴史的の理由で、その二は所謂偶然なる事件の存在することである。

第一歴史的の理由と云うのは、多くの迷信の発生したる所以を説明するもので、その起源を研究して見れば、迷信の大部分は畢竟科学的には成功すること能わずして邪道に陥りたる失敗の記念物たるに過ぎないのである。殊に天文に関するものに就て云えば、一方には科学的に成功したる天文曆法学と、他方には失敗して星占祿祥の迷信に墮ちたるものと、その対照は頗る鮮明である。

言うまでもなく今日の文明の源は、東に於ては支那、印度、西に於てはカルデヤ、埃及に萌したる農業文明に発して居るのであるが、四、五千年の昔に是等の地方に於いて秩序ある農業が成功したのは、偶々是等の地方に土着したる民族が、相応に正しき曆を作ることを知り、季節に応じて適當の作業をなすことを誤らなかつたために外ならぬのである。従つて常に曆を正うし季節を誤らぬ様にするには一方ならず苦心し努力したもので、これを以て政治の最大要務として居つたことは何れの国に於ても同様である。

季節を定め曆を正す方法としては、日没後に於ける星辰の位置を觀測したもので、例えば支那に於ては参

(オリオン) が夕方に東方に見ゆる時期を以て冬至、赤色の火(蝸座 α 星) が夕方に南中する時期を以て夏至の目印とし、埃及に於てはシリウス(おおいぬ座の一等星 α)の辰(明け)に東方に見ゆる時期を以て年始の目印とした様なものであるが、観測の方法や、曆の計算法は次第に発達し改良され、西洋方面にては西紀前三百三、四十年頃、支那にては西紀前六百年頃には大体に於て完成卒業と云うべき程度に達したのである。即ち是等の時代に於て一年の長さは三百六十五日四分の一なることを知り、それに応じて曆を作製するに至ったので、農業のために季節を正す仕事としては十分にその目的を達したるもの、天文曆法の学は首尾よくその第一期の発達を遂げたものと云うべきである。

隴を得て蜀を望むは人情である。既に星辰の観測によりて正しき曆を制定することに成功したる人々は、更に一步を進めて遊星(惑星。京都大学系の天文学者は伝統的に「遊星」といい、東京大学系の天文学者は「惑星」と表記した)の運行を観測することによりて何等か人生の福利増進に資せんと志したのは当然の趨勢で、その動機や当初に於ける研究的態度は全く科学的精神に基いたものであったが、不幸にして此問題は餘りに困難なる問題であった。

遊星の運行は頗る複雑である上に、その運行が我が地球上に及ぼす影響は極めて僅少で殆ど絶無と云うてもよい程である。若し飽まで研究的態度を以て此問題に対し努めて止まなかつたならば、或は後に十七世紀に至つてニュートンによつて発見された如くに、遊星の運動は天体相互間に作用する宇宙引力によるものであることを闡明し得たかも知れないが、斯の如きことは到底古代の人々には期し得べきことではなかつた。行き当れば曲るのは弱きものの通性である。東西洋共に天文学の一部が斯くして星占的方面に走り邪道に陥るに至つたのは、或は止むを得ざる成行きであつたかも知れないが実に遺憾なことであつたと云わなければならぬ。太陽系は太陽を中心としてそのまわりを殆ど同一平面の円に近き軌道で廻つて居る水星・金星・地球・火

星・木星・土星・天王星・海王星の八大遊星（冥王星の発見は一九三〇年で、本書の初版發行時の一九二五年には知られていなかった）、是等に附属せる通計二十七個の衛星、火星と木星との間の軌道にて太陽をまわつて居る約一千の小遊星、概して長き楕円軌道にてまわれる数百の彗星及び多くの流星群、無数の浮浪遊星等より成つて居る。この内古代の人に知られて居つたのは地球と日月の外には水・金・火・木・土の五星で、その他の天王星・海王星および小遊星は肉眼に見えず、彗星と流星とは異常なる現象として除外されて居つたのであるが、我々より見たる五星の運行は、太陽の周囲を廻つて居るのを同じく廻りつつある地球上より見るので、時によりて順行、停留、逆行等ありて頗る複雑に見える。支那ではこれを五行の消長と見る程度に止まつたが、西洋方面では紀元後二世紀にトレミー（プトレマ）によりて複円運動として説明さるる様になり、支那に比しては一段の進歩を示して居る。

しかし孰れにしても何故にかくの如き複雑なる運動をなすかの理由に至つては全く不明であつたので、これを同じく複雑なる人事現象と対照し、両者の間に何等か一定の簡單なる關係あるならんと豫想し、種々に晴中模索の結果遂に科学的には全然失敗せるにも拘らず、推理にもよらず、統計的方法にもよらず、単に独断的に迷信するに至つたのは東西全くその軌を同うして居る。

西洋の占星術では人の出生の時の日月五星の位置によつてその人固有の運命票とも云うべきものが出来、その人の一生の運命はこの運命票によつて支配されると云うのである。支那の方では、早く既に五星の實際の運動から脱却し、それより抽象したる五行や十二支などの循環を用い、人の出生、又は受胎の時の年、月、日、時の干支や五行や九星の配当によりその人一代の運命が支配されると云うので、實際の応用に於ては大にその形式を異にして居るが、その根本の考は双方全く同一である。

遊星の運行と人事界の現象とが關係あるべき理由は毛頭ないが、若し仮に關係ありとするも、水・金・火・

木・土の五星に限る理由はない。天王星や海王星の運行も同等に割込んで然るべき筈である。一七八一年にウイリアム・ハーシエルが天王星を発見したのは、動くものは日月五星と云う古来からの考えを破つたもので、この発見が当時の思想界に影響したることの如何に大なりしかは、ハーシエルがこの功によりて貴族に列せられたのを以ても察することが出来る。

正しく云えば古来の占星術は、ハーシエルの天王星発見によりてその根柢から覆えされ、完全に滅亡に帰すべき筈である。何となれば天王星を考慮に入れざれば理由立たず、採用すべきものとすれば従来のもものは全然誤なりと云うことになるからである。支那の五行説も、天王星や海王星を考慮の中に入れば、陰陽六行若くは陰陽七行と云う様なものにならない筈である。

更に十九世紀の劈頭第一日即ち千八百一年の一月一日には小遊星の第一号(スケレ)が発見され、爾来今日に至りては約一千の小遊星が太陽のまわりを廻つて居ることが知れて居り、しかも是等の小遊星は皆五星と同資格の兄弟分であるので、若し五星の運行が人事に関係ありとするならば是等の小遊星も亦同様に關係あるべき筈である。一千の小遊星、幾百の彗星の位置を一々運命票に記入しなければならぬと云うことになれば、如何に熱心なる占星術信仰者と雖もその煩に堪えずしてその信仰を抛棄するであろうと思ふ。

四、干支五行説

支那に於て発達したる方法にては、早くから既に五星の運行から脱却し、天に於ける五星の運行も地上に於ける人事界一切の現象も、盡く皆木・火・土・金・水の五行の気の消長によりて生ずるものなりとし、五行の気の消長は夫れ夫れの時と処とに配当せる十干十二支の如何によりて定まるものであるとし、斯くして天

地間一切の現象は机上に於ける干支と五行との按配によりて推察し得べしという所謂五行説に發達したのである。若し果して斯の如く十と十二と五との組み合わせに過ぎざる簡單幼稚なる算術にて一切の現象を説明し得るものならば、今日の中学程度以上の教育は全く必要なく、世の中は頗る簡單にして無事太平なるものであるべき筈であろうが、現にその本源なる五星の運行すらかかる簡單なる算術にては少しも説明し能わざるを以て見れば、一層複雑なる人事界の現象に應ずるに足らざるべきは言うまでもない。

十干は今より三千数百年前の殷の時代頃に一句の日を数えるために附けた番号で、古くはこれを十日と称えて居る。十二支は少しく後れてやはり殷の時代に、一年の季節を示すために月につけた名称若くは番号で、古くはこれを十二辰と称えて居る。この二種の順序数を組み合わせて六十干支として日を数えることに用うる様になつたのもやはり殷の時代であると思われるが、かかる時代に於ては十干も十二支も、ともに単に順序を示す記号であるより外には何等の意味も色合もない。十日十二辰に夫れ夫れ五行を配当し、やがてこれを十母十二子又は十干十二支と称うるに至つたのは、ずっと後に漢代に始まつたことである。

戦国時代に至りて五星の運行に注意し始め、五行説を案出して天地間一切の現象を説明せんと試むるに至つたのであるが、五星の中にて木星は約十二年にて天を一週するので、始めは十二支、後には六十干支を応用して歳を紀する様になつたものである。なお天の方位及び地の方位を十二支に割り当てることは春秋時代より始まつたと思われるが、これも戦国時代に至りて所謂分野なる考に纏め、五星の運行やその他の天象に依つて人事を判断しようという星占法を形づくるに至つたのは前に述べた如くである。昼夜の時を十二支に割り当てるに至つたのは漢以後である。

近年広く行われて居る九星判断なるものは、紀元後六百年隋の時代に始まつたもので、八卦の考え方と五行

の考え方とを取り入れ、その頃行われて居った種々の流派の暦日方位の吉凶を統一する積りで起つたものらしい。中央と八方とに一白・二黒・三碧・四緑・五黄・六白・七赤・八白・九紫の所謂九方色を配当し、紫白を吉としその他を凶とするのであるが、その配当は年月日若くは時の干支に応じ一定の方式によりて定まるものとし、人の出生又は受胎の時の年月日に応ずる三輪、又はこれに時に応ずるものを加えたる四柱によつて、その人一代の運命は支配されるものとし、又これをその時々々の年月日時に應ずる九星配当と照し合わせて、月日や方位の吉凶を判断するのである。

九星術の中、干支や五行に関するものは勿論支那固有のものであるが、四柱三輪によりて人の一生の運命が支配されるといふ考は、唐以後に始めて見えて居り、西洋の占星術の考と甚だよく一致して居るので、或は初唐の頃に西洋からアラビア、印度を経て支那に輸入されたものではなからうかと思われる。是等の来歴を一々吟味し批評することは煩わしくもあり又必要もなからうから、ここには省略することとし、ただ主なる二点に就て述べようと思う。

その一は支那に於ける星占の初期には、これを流布せんがために重大なる詐欺が行われて居つたといふこと、その二は干支によりて五行九星の配当を定むることの杜撰なることである。

春秋左氏伝は古来経書に次ぐものとして重んぜられて居るものであるが、その中に木星の位置によりて、十年二十年乃至百餘年後の事件を豫言したる記事が十数個所にあり、それが何れも皆よく適中して居る。この事は非常に有力に星占の信用すべきものなることを宣伝したものであるが、近年私の研究せる所によれば、是等の星占豫言に関する部分は、盡く皆宣伝のために作製したる詐欺であるといわなければならぬ。事件發生後に、これを見聞せる著作者が、溯りて豫言の形式の説話を作製し、これを歴史的説話の如くにして挿入

したるものである。近年問題となつた透視や豫言に就ても常に同様の詐欺が潜んで居つたことは夙に識者によつて看破せられたことであつた。星占や豫言や透視や卜筮などによつて偶中率以上の適中を示さんとすれば、定めし詐欺手段以外には方法はないためであらうが、詐欺は私のここに論ずることを潔しとせざる所のものである。

九星の配当には年の干支が土台になつて居り、近世にては元治元甲子年(一八六四)又はそれより百八十年の倍数だけ隔たれる年を上元甲子の歳とし、九星配当の標準にして居るのであるが、これは九星法が隋の時代に始まつたので、その頃最も手近かな甲子の歳なる隋の文帝仁寿四年(西紀六〇四年)を上元甲子と取つたので、別に何等必然的理由があるわけではない。なお元來年の干支なるものは曆法の都合上戦国時代に用い始めたもので、当初の頃には曆法流派の異なるに従つて四種類ほども異なりたる歳名の数え方があつたのであるが、現今襲用せる干支の数え方になつたのは、前漢の太初年代頃から後のことである。従つて現行の干支の数え方に準拠してこしらえた九星配当は同じ支那でも太初以前には適用せず、又始めから支那の如き曆を用いざる西洋諸国には、毛頭当て嵌まるべき理由のないものである。

五、偶然の事件

多くの迷信が今なお存在して居る第二の理由は、所謂偶然の事件なるものが少なからず世の中に存在して居るためであると思う。所謂幸運な人と不運な人とのあることは遺憾ながら事実として認めなければならぬことであり、無常迅速、朝あしたに紅顔あつて夕あしたに白骨となる(蓮如「御文章」の言葉。無情の世の中にあつては、生死の測りしれないことをいう)のは屢々遭遇する所の事相である。或は運勢の隆替を信じ、或は非礼をも顧みず無理なることを神仏に願うに至るのは畢竟これ

がためである。抑も所謂偶然の事件とは如何なるものか、合理的の世の中に偶然突発と云うことが有り得べきものであろうか。

熟々思うに、厳密に云えば真に偶然の事件なるものは決して存在して居らぬ。一見して偶然突発の如くに見ゆるものも、仔細にその発生の跡を吟味して見れば、現象発展の経路は常に明かに追跡することが出来る。若し徹底的にあらゆる條件を前以て調査することが出来れば偶然と云うことは決してない筈である。空中に浮遊する塵埃の一々の運動をも凡て合理的に説明し得べき筈である。

ただ吾人の能力には限りあり、数限りなき微細の條件に一々注意することは到底不可能なことで、止むを得ず吾人の注意を或る程度までに止め、それ以下は打切るの外はないが、斯くして切り捨てたる零碎なる原因が偶々累積して大なる結果を生ずるに至れるものが即ち所謂偶然の現象なるものである。

科学的研究の進むに従つて、微に聴き細に察し、周到なる注意を払うことにより所謂偶然の事件なるものを次第に減少せしめ、吾人が安心して行動し得る範囲の拡張しつつあることは誠に喜ぶべき事実であるが、しかし石川や浜の真砂（「石川や浜の真砂は尽くるとも世に盗人の種は尽くまじ」は五右衛門の辞世の句）を数え盡す程に、一々の微細なる條件に亘り盡く周到なる調査をすると云うことは到底不可能なるが故に、従つて所謂偶然なるものは決して絶滅に帰せしむることとは出来ないと云わなければならぬ。

出来るだけ周到なる注意によりあらゆる科学的知識によりて攻究し、それにもなお豫期し得ざる偶然の事件なるものは、畢竟吾人の切り捨てたる端数が偶然累積して大なる結果を生ずるに至りたるもので、これに對しては吾人はもはや必然法を以て推究することは出来ないが、なお蓋然率（確率）に依てその大概を率することが出来ぬ。屢々起るか否か、その大きさが若干の程度に達する蓋然率は何程か等のことは大数計算法によつ

て攻究することが出来る。

出来るだけの注意を以て衛生保健法を講じてもなお早晩免れ難き死亡に対する保険、出来る丈の注意を以て豫防法を講じても尚偶に避け難き火災に対する保険等の如きは、要するに避け難き偶然の事件による損害を大数計算法（確率論によれば、ある事柄を何回も繰り返すと、一定）によりて軽減せんとする方法に外ならぬ。

偶然の事件に対する古代の人の処置法は大体二た通りある様である。その一は卜筮等の方法によりてこれを豫知せんとすること。その二はこれを以て我儘なる神々の所為なりとし、特別に縁故ある神仏の加護によりて、その内の福を迎え禍を避けんと試みることである。

卜筮は殷代に始まりたるものの如く、その原始的の形に於ては、出来るだけ科学的方法にて問題を研究し、可否孰れにも等分の理由ありて決し難き場合にのみ用いたものである。このことは創始時代を距ること遠からざる頃に殷の箕子が述べたものとして伝えられて居る洪範によつて見ても明かであるのみならず、降つて戦国時代に出来た左伝の中には「卜は以て疑を決するのみ、疑わずんば何ぞ卜せん」と云う有名な句がある。この原始的の形に於ては卜筮は慥に意味のあるものであり、有効なるものである。彌次喜多の一団が、右に行かんとするものと左に行かんとするものと同数にして、左右孰れとも決し難き場合に、垂直に立てたるステッキの倒れ方によりて方向を決するのと同じことで、卜筮は丁度ステッキと同じ役目を務めて居る。

但し此場合に必要なる條件は、伺を立てる前に、十分の研究や討議によりて同じ値打の黒白二つに詮じ詰める事である。さすれば的中する蓋然率も二分の一、外れる蓋然率も二分の一で、それ以上の偶中率は期待する訳には行かない。之に反して若し二色に詮じ詰めることをせずして、仮に五色の中より卜筮によりてその一を撰ぶとすれば、的中の蓋然率は五分の一、外れる蓋然率は五分の四で、卜筮の効能がない。

普通筮竹ぼんせいちくの採り方には神秘的の色彩を附して居るが、事實は何等なんらの不可思議も潜んで居らぬ。所謂筮法いわゆるせいはうなるものは単に六十四卦の各に成るべく均等の機会を与えんとするための手段たるに過ぎない。

左伝の中には卜筮ぼんせいにより十数年乃至二、三百年後を占いてよく中せる実例が十数個所に掲げてある。此の事は卜筮ぼんせいの信用すべきものなることを有力に宣伝したものであるが、これも亦星占の場合と同じく、凡て事件発生後に作製して事前の占の如くに装いたる詐欺であることは疑もない。後世この輦ひそみに倣い實際に事前の卜筮ぼんせいを試みてその占的中せんことを期するもの如きは、その愚及ぶべからざるものと云わなければならぬ。要するに卜筮ぼんせいはその原始的の形に於ては意味のあるもので、これを正しく発達せしむれば大数計算法やそれに基づく保険法等になるべき筈のものである。今日多くの売卜者流に見る如き卜筮法ぼんせいは、左伝に挿入せる詐欺に誤られて邪道おろちに陥り、爾来二千餘年未だ脱出し得ざるものである。

第二の処置法は今日に於てもなお迷信の可かなりの部分を占めて居る様であるが、斯かくの如き見解の不当なることは既に述べた如くであるのみならず、その方法に於ても甚だ無理なるものと云われなければならぬ。神は非礼を受けず、真正の信仰は決して吉凶禍福を念とするものであつてはならぬ。

六、群 衆

全然人の心持に関することは爰こゝに論ずる限りでないことは冒頭に述べた如くであるが、然し人の心持は直ちにその動作に現われ物質界に作用するので、その影響は充分吟味して見なければならぬ。昔は二三の特権階級の人々の気儘きままな感情の発作の為に、近代に於ては多数の凡俗の感情の赴おもむくままに、頗おそろる重大なる結果を来たしつ々ある例は、数うるに違ちがひない程である。個人の感情は人情を以てほぼその赴おもむく所を察するのみな

らず、文明の発達に伴うて所謂知識階級の人々の行動は次第に理性的に赴きつつあることは疑もなきことと思わるるが、大衆の行動に至つてはその結果の豫想し難きことが頗る多い。千人が千人の心になつた為に殷紂は破れ、千人が一人の心になつたために武王は勝つたといわれ、人の和が勝敗の大原因であることは昔も今も異なる所はないが、頼み難きは人心、人の心の一致離叛は容易に見分け難い。理想的に云えば政見の異同によりて投票すべき筈の選挙ですらも、所謂選挙は水物で、明けて悔しき玉手箱、落選候補者は盡く選挙場裡の無常を嘆じて居るに相違ない。

軍隊統率の任に當つた歴戦の將軍や、政治界經濟界の古つわものや、乃至は株式相場や人氣商売に従事するもの、通じて云えば大衆を相手の活社会に立つた經驗を有する人々の間に、動もすれば迷信家の多いのを見るのは、畢竟右に述べた如き因由(原因)によるもので、一応は恕すべき点がないではないが、然し迷信は墮落である。更に徹底したる反省を促さざるを得ない。

人の心は捉え難い。しかもそれが数千数万乃至数千万も相集まりたる集団に於ては、その形勢の容易に揣摩し難いのは勿論であるが、然し古來達識の士は自ら勢の趨く所を洞察したものである。我々は更に群集心理の考察と大数計算法とによりてその大勢を大觀し指導することが出来る。決して悲觀するには及ばない。所謂縁起やまじないの如き迷信は毛頭これに關係すべき因縁のないものである。

織田信長が寡兵を以て今川義元を襲撃せんとするに當り、糊着せる寶錢の用品を用いて士氣を鼓舞したといふ話は、所謂英雄人を欺く活手段で迷信を利用したものであるが、斯の如き手段はよしや一時を瞞着し得ても後に害がある。私は寧ろ宋の武帝が往亡日に敵を撃たんとするに當り、左右の諫止を制し、吾れ往きて彼れ亡ぶ此上の吉日はなしとて、士氣を鼓舞したといふのに敬意を表したい。

七、迷信打破

いずれの方面から見ても迷信存在の餘地は殆どないと思わるるにも拘わらず、現に多くの迷信が広く世間に行われて居るのは疑うべからざる事実であり、しかも所謂知識階級にも尠からず行われて居るといふのは頗る慨わしいことといわなければならぬ。是等の人々がその口実として居る所は人によりて色々あるが、その主なるものは大凡次の如きものであらうと思う。

(イ) 現に科学的研究の出来た部分は極めて僅かで、全く知れざる部分が甚だ多いということ。
(ロ) まだ合理的に説明は出来なくとも、昔から多くの人の言伝えて来たものは、実際に適合せるものならんということ。

(ハ) 今日の物質的科学にては到底説明出来ぬものもあり、斯の如きものに対しては特種の選ばれたる人、若くは超人ともいふべき人のみがその神秘を發く能力を有して居るならんということ。

(ニ) みくじや加持祈祷及びこれに關聯せるものは、神仏の加護を願う宗教心の發露であるということ。
(ホ) 更に卑怯なのは、或は宮中或は世間、或は老人を担ぎ出し、自分は單にその流れに従うに過ぎないと逃けること。

是等の中、始め三つは要するに科学に対する信賴の缺乏を表白して居るものに外ならぬのであるが、今日に比すれば科学的研究が皆無というてもよき程の時代に於てすら、先覺の士は、或は「神は非礼をうけず」(論語・八佾註)といい、或は「正法に不思議なし」(本朝俚諺)といい、周囲の世界の秩序あることに対して充分の信賴をおいたものである。今日の如く自然界の大体が殆ど残る所なく研究されて居る時代に、なお科学に対して不安の念を有する如きは、時代錯誤も亦甚しいといわなければならぬ。

勿論詳細の点に於て説明の出来ぬものが多くあることは否むべからざることで、分析的に理由の明かならざるものに対しては、事実の統計的調査を信ずるの外はないのであるが、この場合にはその調査が飽くまでも科学的であることと慎重に吟味することが必要である。動もすれば誤認や故意の詐欺なども少くないので決して妄信してはならぬ。所謂妖怪の正体が井上(了)博士に依て暴露されたものが数多くあることは人の知る所であり、近年人の視聴をひいた千里眼の場合にも一種の詐欺が潜んで居ったことは、夙に識者に依て看破されたことである。古来経書に次ぐものとして重んぜられて居った左伝の中に、星占及び卜占による豫言の適中した実例が十数ヶ所に記載してあるが、是等は凡て事件発生後に作製された詐欺的説話であることは既に述べた如くである。

精神作用の大なるものであることは今更いうまでもないが、併し心理学の研究によればその常態及び変態作用には少しも不思議とすべきものがない。況んやその作用が物質界に表われてより後は全然物質的の法則に従うべきはいうまでもないので、我々は毛頭特種の選ばれたる人、若くは超人の媒介によりて所謂神秘を窺う必要はない。

迷信的事項の多くが動もすれば宗教と關聯せるものの如く思われて居ることは悲しむべきことである。怪しげなる加持祈祷等によりて現世利益を享くることを目的とせる多くの偽而非宗教が存在して居ることは事実であるが、是等は決して真正に宗教的のものではない、墮落せる宗教の半面として断じて排斥しなければならぬ。宗教は精神的のもので、利害得失を超越したものでなければならぬ。神仏と商売取引をするものではない。人事を盡して天命を待つ(讀史管見)、ということがある。科学的合理的の方法によりて出来るだけの限りを盡し、此上は成否如何なる結果を得ても少しも遺憾なしという心持になりてこそ、自ら精神的に神仏の加護もあ

るのであろう。

心だに誠の道にかなひなば

祈らずとても神やまもらん

というのはかかる境遇を指したものであろう。之に反し茶だち塩だちで無理な願をかけても決して成立った例はない。荒縄で石地蔵を縛って雨乞をするというのが如きに至っては、言わば生き乍ら地獄に堕ちて居るものである。願の成就する筈はない。

我邦良風の源泉たる宮中を楯に取り、逆に迷信攻撃を防がんとするものがあるのは頗る不埒なことといわなければならぬ。九重（中宮）雲深くして窺い難いが、私の承知する限りに於ては宮中には迷信事項の行われて居る形跡はない。時に新聞紙上に「某宮家に御慶事あり戌の日（妊娠が五ヶ月目の戌の日を選んで下腹にさらし木綿の布を捲く儀式）」を撰んで御著帯云々と伝うるが如きは、世間が意を以て迎えた為に生じたる訛伝（間違つた言い伝え）に過ぎない。

京都御所の鬼門（陰陽道で鬼が出入りすると云うところ）の隅が缺いてあるので、御所すら斯くの如しと鬼門可恐の宣伝に用うるものがあるが、しかしある時代の宮中奉仕者の一部に迷信者があつたからとて、決してそれが一般に行わべきものという権威とはならない。寧ろある時代に世間に於ける鬼門の迷信が盛んになり、その勢が宮中奉仕者にまでも浸潤するに至つたことがあつたということを示すもので、浸潤の勢の恐るべきことを驚かしむる記念物と見るべきものである。

「自分は信じないが世間や老人が喧しいから」という口実は普通に耳にする所である。鬼門や友引の迷信などは多くは斯の如き程度で蔓延して行くのであるが。熟々吟味すれば、世間や老人というのは多くは表面きの遁げ口上で、多くの場合常人の心が怪しいのが普通である。若し真に世間や老人に遠慮してのことなら

ば深く心配するに及ばない。新陳代謝、やがて迷信一掃の時も期し得るであろう。切に各人の自覚を望まざるを得ない。

八、結 論

苟くも吉凶禍福を以て問題として人生の福利を増進せんと企図する以上、吾人はもはや迷信を容るの餘地を有せない。吾人は飽くまでも合理的態度を取り、平凡なりと雖も実着なる科学的方法によりて進まなければならぬ。この道は或点までは必然的に確実なるものであり、それ以上は蓋然的に最も多くの確実性を有するものである。

第二節 迷信原理としての陰陽五行説

一、科学と迷信

根本的に迷信とは何ぞやという問題に答うることは決して容易なことではないであろうが、普通に迷信といわれて居るものに就て仔細にその内容と来歴とを吟味して見れば、是等に共通なる性質は、科学と相對照して考うれば容易に明かにすることが出来ると思う。

私を見る所によれば、科学というのは我々の周圍に起る現象を觀察して、その間に何等かの規則正しさを発見し、これを人生の福利増進に応用せんとするものに外ならないのであるが、多くの雜然たる經驗を整理して普遍性を有するものを導かんとするためには、常に若干の仮説を設け、その当否を決するためには、種々の異なりたる條件の下にて実験し、多くの事実^{つひ}に就て統計し、所謂科学的^{いむゆる}方法にて嚴密なる検討を加えて居る。し

かも斯くして一たび採用したる仮説と雖も、次第に新らしき事実の増加するに従つてそれ等を包含することが困難なるに至れば、断然弊履（破れた）の如くにこれを捨て、新らしきものを採用して居る。所謂科学的真理若くは法則と称するものは、その適用の範圍の広狭は色々あるが、要するに一の仮説に過ぎないので、常に斯の如き用意の後に成立し、斯の如き條件の下に採用されて居るものである。

之に反し、多くの迷信は右の如き厳密なる検討を経ずして軽々しく事実又は法則と僭称するものである。更に多くの迷信は、一時は確實なるが如くに信ぜられたが事實に合わぬ様になりて捨てられなければならぬ假説に執着して居るものである。前者は事實に基かざるもの、後者は失敗せる科学の残骸で、双方共に非科学的であることは同様である。

暦日や方位、家相等に関する迷信及び卜筮運勢等に関する迷信を、井上田了氏の妖怪学では、純正哲学部門に入れて居るが、これはその当を失して居る。是等は和漢ともに古くから方技部に編入して居るが、熟々その来歴を吟味して見ればその方が当然で、西洋方面の占星術や錬金術などと共に、似而非科学的迷信といふべきものである。

科学に対する似而非科学的迷信の例を以て推せば、定めし宗教に対する迷信、哲学に対する迷信というものもあるであろうと思わるるが、是等の方面に於て正信と迷信とを分ち、その帰趨を明かにすることは別にその人があるであろう。私がここに論じようとするのは全く似而非科学的迷信に限るので、これは長き時代の間人智の開発を妨げ、その流弊今なお甚だしいのではあるが、その来歴を尋ねて全く妄誕無稽のものであることを指摘することは、他の両者に比して著しく簡単でもあり理非分明に決することが出来る。

どろぼうにも三分の理があるという如く、迷信にも一応の筋道は立つて居るので、支那及び我邦に於ける迷

信の大部分は、常に五行説若くは陰陽八卦説にその根拠をおいて居る。実に五行説と陰陽八卦説とは東洋に於ける迷信の二大宗ともいふべきもので、この両説の本源を探り、その根柢を覆えすことが出来さえすれば、殆ど一切の迷信は皆自ら潰れるであらうと思われる程である。

五行説と陰陽八卦説、従つてこの両者を併せたる陰陽五行説は、頗るあやしげなる根拠の上に立脚して居るものなるにも拘わらず、兎に角二千餘年の寿命を續けて近代までも存在して居つたということは甚だ奇とすべきことであるが、これは畢竟この説が有形無形両界に跨がるものの如くに見え、時としては全く思想上の原理で物質界には関せざるものの如く、時としては方術に関する微妙なる数理を述べたるものの如く、巧みに水陸兩棲的態度を持して、常に嚴密なる批評を逃避して居つたがために外ならぬ。乍併熟々その起原を吟味して見れば、例えば陰陽八卦説に就て易繫辭伝に

古者包羲氏之王天下也。仰則觀象於天。俯則觀法於地。觀鳥獸之文与地之宜。近取諸身。遠取諸物。於是始作八卦。以通神明之德。以類万物之情。

というて居る如く、全く物質界の現象に適應するものとして案出されたものに過ぎないので、従つてその説の当否は、物質界の現象が、よくこれに適合するか否かによりて決定されなければならぬものである。

私は次に五行説と陰陽八卦説との来歴を講究して、その起原の甚だしく気儘なるものなることと、豪も物質界の現象に適合せざるものなることを指摘し、この両説を葬りたいと思う。

迷信の来歴を考究することにより、当面の結果として迷信打破に資することの外に、更に一面に於て似而非科学的迷信の發達の跡に顧みて、健全なる科学の發達に参考することが出来れば幸である。

二、五行説

五行説は、干支説と結んで干支五行説となり、陰陽八卦説と結んで陰陽五行説となり、或は単独にて或は聯合して、支那の戦国時代以来近時に至るまで二千餘年の長き間、東洋に於ける思想界を支配して居つたものである。隋（西紀五八九——六一七）の蕭吉の著した五行大義に「夫五行者。蓋造化之根源。人倫之資始万品稟其變易。百靈因其感通」というて居る如く、天地間一切の根本原理と信ぜられ、その起原に就ては、後漢の始に出来た漢書五行志に「易曰。天垂象。見吉凶。聖人象之。河出圖。雒出書。聖人則之。劉歆以為。虞羲氏繼天而王。受河圖。則而画之。八卦是也。禹治洪水。賜雒書。法而陳之。洪範是也」というて居り、周初のことを書いた尚書の洪範には五行説の原始的のことが述べてある。

併し熟々吟味すれば、洪範なる書物の編纂されたのは紀元前五百年頃の孔子時代頃であろうといわれて居る上に、五行説に関する部分はおもつと後の戦国時代に竄入したものと思われるし、一方五行志に引用した易の句は、易の繫辭伝という部分にあり、この部分は戦国時代に書かれたものであろうと思われるので、何れも五行説や陰陽八卦説が古くからあったという証拠にはならない。

五行説の起原に就いて、私の研究した所によれば、人生に必須なる物資として木・火・土・金・水の五つの要素という考は可なり古くからあり、それに春秋時代の中頃（西紀前六百年頃）に曆法変更のために起つた三正交替論の考が加わつて、春秋末期頃（西紀前五百年頃）に五行循環論が萌し始めたものであるが、やがて戦国時代の中頃（西紀前三百六、七十年頃）に、天に於て動く星が五つあることを知るに至りて、大規模に天地間一切の現象を五行の循環によりて説明せんとする五行説となつたものである。

古くから曆を正すためには、日没後に見ゆる恒星天の模様によつて時節の変化を察して居つたもので、この目的のために特に観測する星を辰と称えて居つたものである。然るに多年の努力の結果により、辰の観測に

よつて一年の時節の変化を察することは、春秋時代の後半期頃には殆ど完全に卒業するに至つたので、更に一步を進めて、一年の週期以上に、一、二、三年四、五年乃至十数年という週期にて変化する時運の変遷を知らんとし、これがためには恒星の間に於て絶えずその位置を變ずる遊星が五つあることを注意し、辰の代りにこの五星を觀測することによりてこの問題を解決することを得るならんと考うるに至つたのは、その時代に於ては無理ならぬことで、この同じ考に基きて、西洋方面ではカルデヤに起つた占星術が成立し、支那に於ては戦国時代以来の五行説の發達を促すに至つたものである。

天地間一切の現象を少数の要素の變化の組合せに歸して説明せんとする考は極めて自然的事であるが、併しその要素の数は必ずしも五が最も適當であるとは限らない。現に古くは水・火・金・木・土・穀を以て人生に必須なる六府と數えて居つたので、それに基いた六行説が漢初までも見えて居る。又は東西南北の四方や一年四時の変化などから思い付いて、四行説などが唱えられてもよい筈であるが、それ等の多くの可能性を有するものの中に、五行説が優勝の地位を占め広く行わるるに至つたのは、全く天にある遊星の数が五つで、四行説や六行説では如何にしても説明が出来なかつたためであると思われる。漢初に五行説を設いた春秋繁露に「天有五行」とあり、史記天官書に「天有五星。有五行」とあるのは此辺の消息を伝えて居るものである。

五行説の始めは、一切の事物は木・火・土・金・水の何れかの性質を有するものとして五行を配当し、それが木生火、火生土、土生金、金生水の順序か、又は水は火に勝る。火は金に勝る、金は木に勝る、木は土に勝るの相勝の順序にて循環交替するものという考で、之は紀元前四世紀の戦国中期の頃に見えて居る。少しく後に至りて、洪範に列挙せる水・火・木・金・土の順序を以て五行の發生せる順序なりとし、之を適宜に利用

することとし、更に六朝頃に至りて勝の字が同じく「かつ」の意義を有する剋に転じ、再転して剋の他の意味の「きじる」となり、相生と相剋及び生数順の三者を適宜てきぎに応用することによりて一切を説明することになつて居る。

万物の稟うけて居る五行の気が時によりて消長するものであるという考は、陰陽八卦説の考を取り入れて起つたもので、五行の消長には王・相・休・囚・死の五つの段階があるということは早く既に漢初の淮南子えなんじに見えて居る。

一切の事物に五行を配当するに当りてその主なるものは時と方位であるが、この両者には古くから十干と十二支とが配当してあるので、つまり十干と十二支とに如何に五行を配当するかということが、五行説初期に於ける重大なる問題で、尠すくなからず困難を感じ、見苦しき失態を呈して居ることは次項に述ぶる如くである。

三、干支五行説

普通の説では干支は五行説に基いてこしらえたものだといわれて居る。五行大義には「支干者。因五行而立之。昔軒轅けんえん之時。大撓之所制也。蔡邕さいい月令章句云。大撓採五行之情。占斗機所建也。始作甲乙。以名日。謂之幹。作子丑以名月。謂之支」とあり、黄帝の時に大撓が五行説に基いて干支を作ったという説は少くとも後漢時代からあつたものと見えるが、私の研究した所によれば、これは五行説成立以後の仮托である。五行説は前項に述ぶる如く古いものではなく、干支は五行説発生よりは遙に以前からあるものである。十干は一ヶ月を三分したる旬の日を記すために、十二支は一年の月を紀すために、共に殷時代いん（紀元前十三、四紀頃）に作られたものである。全く実用的の記号で、その称呼も古くは十日十二辰とこなと称えて居り、五

行説などには少しも関係はない。十干と十二支と組合せ六十干支として日を紀することも間もなく殷代に始まったものらしく、十二支を方位に配当することはずつと後れて春秋時代頃からであろうと思われる。

年を紀するには、古くは帝王の即位の何年という様に数えて居ったが、戦国中期（紀元三百六、七十年頃）に歳星（木星）の位置によりて年を紀することが案出され、やがて十二支紀年法となり、一時は種々なる流派の紀年法がありて頗る混雑を来たしたものらしいが、やがて現行干支紀年法の如くに統一されたのは後漢の始めて丁度西暦紀元頃である。

十干十二支に五行を配当する事は、五行説成立の初期戦国中頃から始まつて居る。その中十干に五行を配当する方はさしたる困難がない。十干を二つ宛五行に当て甲乙を木の兄弟、丙丁を火の兄弟等として容易に解決したが、十二支に五行を配当すること、従つて一年十二ヶ月若くは四時に五行を配当することは頗る当惑したもので、戦国末から秦漢に互る約二、三百年の間に種々なる配当を試み、前漢末に在りて漸く決定したものであることは、今日なお追跡することが出来る。

その始めは断乎として四時を無視し、冬至から冬至、又は立春から立春までの一年を五節に等分して、木・火・土・金・水に配当したが、四時を無視することは如何にも不自然なので、春を木、夏を火、秋を金、冬を水に配当し、夏三ヶ月の中から末の一ヶ月を割いて土に配当したのが第二次の配当である。

しかし木・金・水は各三ヶ月宛なるに、火が二ヶ月、土が一ヶ月というのも不都合なので、やはり夏三ヶ月全部を火とし、夏の終と秋の始との間に季夏なる空名を存して土に配当し、「土者火之子也。五行莫貴於土。土之於四時。無所命者。不與火分功名」と祭り上げたのが第三次の配当である。以上三種の配当案は何れも面白くないので、最後に最も無難として採用されたのは、春夏秋冬の四時の末より一時の五分の一即

ち十八日宛を取りて土の領分とすることで、これに決定したのは前漢末である。今日まで四季の土用として残つて居るのはこの土の配当の名残で、要するに五行説無理こじつけの記念物に外ならぬ。

四時に対する配当が曲がりなりにも出来た上は、十二支に対する配当もそれに従えばよいので、寅卯を木、辰を土、巳午を火、未を土、申酉を金、戌を土、亥子を水、丑を土と配当して居る。

方位に対する配当は、木は東、火は南、土は中央、金は西、水は北として居るので、十干に対する五行配当は丁度適応して居るが、十二支に対する前記の配当は少しく喰違ひを生じて居る。十二支は五行説以前から方位に配当され、寅卯辰が東、巳午未が南、申酉戌が西、亥子丑が北となつて居たので、中央ならざる辰未戌丑の方位に土を配当するという不都合を生じたのであるが、これも五行説無理こじつけの一端を暴露したもので、如何ともいたし難かつたものとおもわれる。

干支は十干十二支として別々に用いる外に、又両者を組み合せて六十干支として日や年を紀することに用いて居るので、この六十干支に如何に五行を配当すべきかということとは、五行配当の第二の難問題であつたのである。或は単に干の方のみに、又は単に支の方のみに着目して五行を配当したこともあるが孰れも不都合であり、又は干と支と双方の五行配当を別々に顧慮して五行説を応用せんと試みたこともあるが、餘りに複雑にして煩わしい。何等かの方式にて六十干支に五行を配当することを必要としたのであるが、この問題は前漢の京房が音律の理にこじつけて解決し、甲子、乙丑は金、丙寅、丁卯は火、戊辰、己巳は木という様に配当し、更に降て宋時代頃に至つてなおこれに形容詞を附して甲子、乙丑は海中金、丙寅、丁卯は爐中火という様に、六十干支を三十種の五行に區別し、これを納音五行と称え、今日までも用いられて居る。斯く配当したことに就いては一応の理由は述べられてあるが、盡く牽強附会で少しも理由にはなつて居らぬ。要する

に或る時代の或る人が氣儘きままに定めたものをそのまま襲用して居るといふに過ぎない。

四、陰陽八卦説

陰陽八卦説は易経に基いて居り、易は孔子も好んで学ばれたものだといわれて居るので、始末がわるい。陰陽八卦説を以て天地自然の理法なるが如くに考えて居る人は今日もなお少なくはないであろうと思われるが、熟々つらつらその内容を吟味して見れば、妄誕無稽全く過去の迷信として葬らなければならぬものであることは五行説と同様である。

孔子が易を学ばれたといふことは、史記及び漢書に載せてある外に、論語(述而)に「加我数年。五十以学易。可以無大過矣」とあるのが唯一の証拠となつて居るのであるが、史記は孔子没後三百七、八十年を過ぎて書かれたもの、漢書は史記に拠つて書かれたもので、共に証拠とするに足らない上に、論語のこの部分は後世からの竄入ざんにゅうであろうと疑われて居るものなので、畢竟孔子が易を学ばれたといふ確かな証拠は一つもない。寧ろ孔子は全く易を知られなかつたといふ方が却て事実らしい。

易経は上下二篇に分れて居り、象辞たんじ上下、象辞上下が本文で、これを解釈しその理を演繹し發揮したる象伝上下、象伝上下、文言、繫辞伝上下、説卦伝、序卦、雜卦の十篇を十翼と称とえて居る。普通には本文は文王と周公が書き、十翼は孔子が書かれたものだといわれて居るが、これは史記以後の説で決して信ずるに足るものではない。近時の信頼すべき支那学者の説により、又私の多少研究した所によれば、易経の本文は、古くからあつたみくじの文句を集めて整頓したもので、その時代は春秋時代か或は春秋以後かも知れない。十翼は戦国から漢初までの間に書かれたものである。無論孔子とは何等なんらの関係もない。

周易の内容を吟味するためには先ず第一にトと筮と八卦との相互関係を明かにしなければならぬ。トは亀トで古く殷代からある。黑白孰れとも決しかぬる場合に、疑の文句を亀甲又は獸骨片に記し、これを灼きて生じたる裂れ目の出来方によりて判断し疑を決する方法で、トという文字は裂れ目の二た股を示す象形文字である。トに用いたる獸骨片は、殷の都であつた地方の土中から近年夥しく発掘されて居る。トの文句は、明日獵に行くが晴れか雨かという様なのが多い。左伝に「ト以決疑。不疑何ト」というて居る如く、黑白双方の等分の理由ありて孰れとも定め難き場合に用いて疑を決する方法で、当るも外れるも偶中率は二分の一である。もともと双方共に理由があるので、孰れに決しても差支はなく、狐疑を排し断行につきしむるだけの効能がある。

筮は、文字の形が示す如く、昔巫女の取扱つて居たみくじであつたろうと思われる。数十本のみくじは黑白の中間なる灰色の度合を示すもので、数字を用いざる限り、灰色の度合は考え次第で、当るともいうことが出来、当らぬともいうことが出来る。要するにみくじは心理的のもので、気休めのためのものである。

八卦は、黑白両極端の外に、これを四分し八分し六十四分して、種々の可能なる中間的方法を講究し、慎重なる審議によりて疑を稽うる方法である。

筮のみくじと八卦の稽疑法とは春秋以前か又は春秋時代頃にあつたものであろう。この両者にトの決疑の考が加わつて出来たものが易の本文で、春秋時代か又は春秋以後の時に出来たものであろう。占筮のために用いたもので、陰陽の理などはまだ現われて居らぬ。之れに陰陽の理と筮竹による占の方法とを述べた繫辭伝の加わつたのが戦国時代であり、方位及びその他の事物を八卦に配当した説卦伝の加わつたのが漢初であるらうと思う。

説卦伝では乾を西北に、坤を西南に配当して居るがこれは明かに理由がない。普通に説いてある陰陽の理によれば、乾と坤とは必ず正反対の方向に配当されなければならない筈であろう。説卦伝の配当が如何にも無理なので、後世宋の邵康節はこの配当以前に伏羲の定めた先天の方位配当なるものがあり、説卦伝にあるのは、文王の改めた後天の方位配当であるという説を提出して、これを切り抜けんとして居るが、思うに伏羲の先天方位なるものは仮托で、要するに邵康節が理想的と認めた方位というに過ぎない。なお邵康節の方位配当も決して先天的に然かるべき理由があるのではないので、根本的に考うれば一体方位に八卦を配当することが無理なることといわなければならないのである。なお乾坤に天地、父母、馬牛を配当し、離坎に日月を配当して居るが、天と地、父と母、馬と牛、日と月などは何等かの意味にて相對立しては居るが決して正反対という性質を有して居るものではない。

五、陰陽五行説

天地間一切の事物を五行の配当によつて説明せんとする五行説と、陰陽八卦の消長によつて説明せんとする陰陽八卦説とは、漢代の京房及びその他の人により、相融合して陰陽五行説となり、或は別々に、或は聯合して、天地間一切の現象を説明し、なお進んでは未来の現象をも豫知し得べき根本原理と認めらるるに至り、やがて前漢末より後近代に至るまであらゆる似而非科学的迷信の基礎となつて居るのであるが、前数項に述べた如く、その成立に至つた道行とその説の内容とを吟味して見れば、何等の権威も何等の証拠もなく、少しも科学的検討を経ずして、全然氣儘に或る時代の人の定めたものをそのまま踏襲して居るといふに過ぎない。試みにその不都合なる点を摘出して見れば凡そ次の如くである。

(一) 五行説に就ては

(イ) 一切の事物を五つに分けて見るといふことが誤つて居る。偶々天に五星ありと認めたのが主もな理由であつたとすれば、天王星・海王星の発見以後は、西洋の占星術が改めた如くに、七行説に改めなければならぬ筈であり、更に約一千の小遊星があることを知つた後は十行説に改めなければならぬ筈である。

(ロ) 要素の数を五とするとしても、木・火・土・金・水の五つが決して根本的要素ではない。

(ハ) 五行相互の關係と稱する相生、相剋、生数順は全く氣儘に定めたものである。これを全く正反對に定めたとしても差支はない。

(ニ) 十二支及び四時に対する五行配当の来歴は、凡ての事実を五つに分けて考へることの如何に不都合なるかを有力に物語つて居る。

(ホ) 六十干支の納音五行に就ても同様である。

(二) 陰陽八卦説に就ては

(イ) 一切の事物を陰陽二つに分けて考へることが誤つて居る。日と月、男と女の如きは決して正反對の性質を有して居るものではない。相對立するといふことと正反對といふことは混同してはならぬ。

(ロ) 自然界の現象若くは事物の性質を數量的に考へて、その消長を觀察し推論することは、一般に科學に共通なる方法で、易に特有なるものではない。周易の陰陽論は消長論の甚だしく偏したものである。

(ハ) 説卦伝に見えたる八卦の配当は全くでたらめである。

(ニ) 繫辭伝にある筮法は占の當る方法ではない。

六、陰陽五行説の跋扈

陰陽五行説は、上來述べた如くに、漢代に干支五行説と陰陽八卦説との融合によりて出来たものであり、後の両者は戦国時代に甚だしく氣儘きままに定めたもので、何等なんらの確かなる根拠もなく、少しの信賴いんねんすべき因縁もなく、到底物質界の現象を説明すべき仮説として採用さるべき資格のないものであるが、長き間の暗中模索に疲れたる人心の空隙に乗じたものか、何時いつの間にか天地自然の根本原理なるが如くに信ぜらるるに至り、前漢末より後漢に於ける所謂識緯いわけゆるしんいの学の流行を來たし、或は支那に於ては道教、我邦わがくにに於ては神道説と融合し、爾來じらい近年に至るまで約二千年の長き間、疑うべからざる真理の如くに信ぜられて居つたことは、誠に遺憾のことといわなければならぬ。

兎とに角曲かくがりなりに、時と方位と及びあらゆる事物に五行と八卦とを割り当ててあるので、形式の上にては迷信の原理は整つたのである。天地間一切の現象は、全く皆この原理に基き、五行と八卦との組み合わせによりて解釈することが出来る筈となり、曆日方位の吉凶を判断することや、将来の出来事を占うことなどは、固もとより当然の仕事で少しも怪しむに足りない。

陰陽五行説は種々の形式程度に於てあらゆる方面に跋扈ばつこして居るが、試こころみにその弊害の一斑を挙げて見れば、第一には、この説を土台として多くの迷信を製造し、又は種々の來歴から發生したる従来の迷信に理由を与えその支持者となつたことである。第二には宿命説の考を強めたことである。第三には占筮せんせいの濫用らんようを來したことである。第四には九星説を生みて低級なる迷信の流行を來たさしめたことである。

東洋方面に於て従來行われ又は今日なお行われて居る迷信は殆ど皆陰陽五行説に基いて作られたものか、又はこれによりてその存在の理由を支持されて居るものであるといつてもよいのであるが、その最も手近かな

るものは暦日方位に関する迷信である。これは古きものは今なお現存して居る天平暦以下の古暦本、新らしきものは民間の俗暦及び支那にては通書類、我邦にては大雑書、三世相（過去・現在・未来にわたる人の因果を記した書物）等によりてその大体を知ることが出来るのであるが、古きものは殆ど皆直接に陰陽五行説から割り出して作つたものであり、新らしきものは種々の来歴から発生したものに後から陰陽五行説による理由を附加したものが多い。

九星説は陰陽五行説を暦日方位の吉凶判断に應用するに当り、これを一定の方式によりて簡便ならしむるために、隋唐頃に案出したもので、当初の考はこれによりて当時現存の雜然たる多くの迷信を整理するためであつたろうと思われるのであるが、その結果は要するに新旧兩種併び行われて、益々迷信事項の増加を來したに過ぎない。

家相に関して今日行われて居る迷信の主なるものは鬼門の迷信であるが、これはその起原は家相にも関係なく陰陽五行説にも関係がない。古き山海經（せんがいきやう）の逸文にあるといわれ、後漢時代の書物に見えて居る小説に基いて居る。東海の中に度朔という山があり、その山頂に大なる桃樹があり、その東北に延びたる枝の下に鬼門という門があり、凡ての亡靈が集まる所で、ここに神荼・鬱壘（しんた・うり）という二人の神僕兄弟が居り、亡靈の生前の行状を吟味し、生前に人に禍害を加えたものの亡靈は、これを韋の索にて縛して虎に食わしめるというのが話の筋である。

鬼門とは亡靈の集まる門ということで、しかもその所で生前の行状によりて処分を受けるので、鬼に取りては恐ろしい所であるが我々生靈には何の関係もない。少しも恐るる理由はないので、現に支那の家相では鬼門などは恐ろしいものになって居らぬ。ただ我邦では鬼という文字が悪鬼羅刹（らせつ）を聯想せしめて恐ろしき感じを起さしめたのと、平安朝の時に創立された比叡山の寺が王城の鬼門を鎮護するということが広く宣伝され

たために、いつの間にか東北の鬼門は恐ろしきもの、慎まなければならぬものとなり、後には地面にも建築物にも鬼門の方を缺かなければならぬという様になったものである。

しかも近く徳川時代に至りこれに五行説による理由を附し、方位の九星配当よりすれば、東は木、東南は木、南は火、西南は土という様に皆相生の順になって居るが、北は水、東北は土、東は木で、ただ東北の角の前後のみ相剋になって居る。若し東北を缺けば、北は水、東は木で凡て皆相生になるといふ様な理由をこじつけて居る。是等は五行説濫用の好適例といふべきものである。

日の吉凶を判断すると同じ理由で、一年中の日々の気象の如きも陰陽五行説によりて豫報出来る筈で、現に年々俗間に発行する偽暦にはこれを掲げて居るが、無論当つたためしはなく、誰しも真面目にこれを顧るものはない。

病氣治療に関しても、戦国乃至秦漢頃^{ないし}に出来たと思わるる素問なる書物に、陰陽五行説に基いたものが載せてあるが、科学的医術の進歩したる今日に於ては、その貴重なる生命を陰陽五行説に委ねようとするものは一人もないであろうと思う。

陰陽五行説は天地間一切の根本原理と僭称して居るので、一部分に於ける破綻はその全部の顛覆でなければならぬ。天氣豫報や病氣治療に対する無能暴露は、同時に陰陽五行説その物の破滅でなければならぬ。

七、運命観

陰陽五行説により自然界、人事界を通じて一切の現象が説明できるといふ考よりすれば、当然凡ての現象は皆前以て確定して居るものであり、人の一生の運命の如きも冥々の中に前以てフィルムに撮つてあると見る

宿命説になる筈である。梅花心易という俗書に

宋朝(北)の慶曆年中(一〇四一—一〇四八年)、邵康節は山林に隱居して易学に心を留め、一向易を学び、嚴冬の寒き夜も罍爐裏のもとによらず、炎天の夏の日も扇をつかわず、ただ易に心を盡し寒暑を忘る。然れども猶未だ易の妙理至極に至らず、故に易書を壁に張り付け、日夜坐する時之を見、臥す時も之を見る。一刻もかつて心目易書にあらざうという事なし、或時邵康節瓦枕頭を枕にして午睡せられけるに、鼠来りて前に甚だあれければ、枕をはずし鼠にあてられけるに、鼠はにげて当らず二に碎ける。立より見られけるに枕の中に文字あり、取て見るに文字十七あり、此枕卯の年四月十四日己の時に鼠を見て破れんと書きたり、邵康節感して曰く、万物皆自然の数あり、是に於て訪い問て此枕をやきたる瓦師の家に尋ね行き、此枕の中に文字書きたる人は如何なる人ぞと問ふ。

瓦師答て曰く、昔一人の老翁あり、手に周易を持来て瓦を焼くほとりに体み居たりしが、此文字を書きし人は定めて翁にてあるべし、今は見えず已に久しくなりぬ。然し吾その人の家を知る、連れたち参らんと云て邵康節を誘引して老人の許に行きその故を問ふ。家人の曰く、その老人は今死して亡し、但し書を一卷残し置れたり、老人死期に吾に告て曰く、何の年何の月何の日何の時、一人の秀才の人来るべし、即ちその人に此書を授くべし、吾身の事を盡し置くなり慶厚からんと遺言せり、年月日時少しもたがはず、能く相あたると云て書を一卷邵康節に授く。此書を開き見るに則ち易書なり。則ち此占の例にてその家を占みれば汝が床臥の下に白金一壺あるべし、その所を堀て此金を取出し彼老人の跡を弔ふべしと教う。家人教に従つて臥す下を堀て見るに云にたがはず白金一壺堀り出したり。邵康節書を授かり礼をなして帰り、隙の時此数学を究め弄ぶに諸事の占卜筮を用ひずして吉凶を知ること甚だ易し、その効驗あらず

といふことなし、是乃ち易数至精至微の深妙なり。云々
 とある。これは明朝時代の人が邵康節に仮托してこしらえた作り話で、つまらぬものであるが、いかにも極端に宿命的の考を述べて居るのが面白い。

一体科学的宇宙觀を徹底せしむれば、一切の現象は全く原因結果の聯絡で、決して埒外に出るものはない筈と考えられるのであるか、然しよしや前以て定まつて居るとしても、陰陽五行説や九星説という如き簡單なる数字の組み合わせで知り得るものでは断じてない。現に僅か三十一の仮名の配列に過ぎざるものであり乍ら一切の短歌を知り盡すことは到底不可能であり、詮ずれば若干の発音の聯絡に過ぎざるものであり乍らに現わるる一切の思想を前以て知り盡すことは誰れにも出来ない。況んや科学的宇宙觀は必ずしも宿命説に陥るものとは限らない。

科学的宇宙觀と意志の自由とは決して矛盾するものではなく、人の運命はその努力によりて如何様にも開拓できるものと見て少しも差支はない。陰陽五行説と及びこれに伴う極端なる宿命説とに基きたる、占筮の濫用や九星説の運勢論の如きは科学的宇宙觀から見ても断じて排斥しなければならぬ迷信である。

八、占筮の濫用

その起原に溯りて考うれば、黒白を決するトの決疑法と、あらゆる可能の場合を仮想して慎重に審議する八卦の稽疑法とは、全く種類を異にしそれぞれ特徴ある方法で、用いて害なく心理的には多少の効果あるものであるが、この両者を混同し、六十四卦三百八十四爻によりて事を占わんとする筮法は、戦国時代に出来たと思わるる繫辭伝に始まり、全く陰陽八卦説に誤まられたる迷信である。

繫辭伝に基き今日なお用いられて居る三十六変筮法、十八變筮法、略筮法等は要するに六十四卦の何れにも偏せず、等分の偶中率を有する方法たるに過ぎない。従つて若し筮者が繫辭伝の筮法を用い、偶中したる卦により、易経の本文と、説卦伝の配当とによりて、真面目に判断を下すものとすれば、その占の当る偶中率は六十四分の一で、外れる偶中率は六十四分の六十三である。つまり決して当らぬ方法であるといわなければならぬ。

八卦の占がたまに中る場合がある様に見えるのは、畢竟筮者が多年の経験に成りたる常識判断によりて判断し、これを筮竹ぜいちくによりて現われたる卦に仮托するがためである。要するに八卦の筮法ぜいほうは常に外れて居るので、当るのは筮者の常識判断に過ぎない。

昔の素朴なる卜と御鬮ほくとにとめて置けば害はないのに、これに誤れる理由を附け、迷信的占筮せんぜいの濫用らんようを来たさしめたものは、周易の仕業である。と、みくじや双六のさいを悦ぶ下等なる倖僥心は人間の弱点で、決して発達せしむべきものではない。これに何等なんらか神秘的意味あるものの如く色付けたものは陰陽五行説の罪過である。

九、九星説

九星というのは、一白・二黒・三碧・四緑・五黄・六白・七赤・八白・九紫の九つの色合で、その中紫白を吉としその他を凶とし、暦日及び方位は凡てこの九つの種類に分ち得るものとし、某時某所に起れる事柄の吉凶、某時某所に生れたる人の運命をこれによりて判断せんとするものである。方位に就ては八方に中央を加えて九つの場所を設け、これに三の方陣に於ける数字の順序にて九星を配当することとし、暦日に就ては、年

は九年毎に、月は九ヶ月毎に、日は九日毎に、時は九時毎に、九星が循環することとして居る。

曆日及び方位には既に干支及び五行が配当してあるのに、更に又九星を配当するのは、屋上に屋を架する様なものであるが、思うに九星を案出せる人の考は、第一には四方と中央のみにては不足を感じ、八方と中央とにすることの必要を認めたること、第二には九は数の極であると考えたこと、第三にはこれによりて五行と八卦とを共に包含し完全に融合せしめ得ることと信じたためであらう。

但し干支の六十は九の倍数になつて居らぬので多少の喰違を生じたもので、例えば年廻りの九星配当に就ては、某甲子の年を一白とし、それより逆廻りに乙丑の年は九紫、丙寅の年は八白という様に配当すれば、第六十番の癸亥の年は五黄で、次の甲子の年は四緑となる筈である。かくて第三の甲子は七赤となり、第四の甲子即ち百八十年後の甲子が始めてもとの如く一白にもどり、九星配当は六十干支の三倍百八十年を以て一循環する筈である。第一甲子を以て始まる六十年を上元干支と称え、第二を中元、第三を下元と称うることとすれば、ここに新たに又何れの甲子を以て上元と定むべきかの問題が起る筈である。

もともと干支紀年なるものが、戦国時代に始まり、各々勝手に定めたる種々の流派がありて二、三百年間の混雑を来たし、西曆紀元頃の前漢末に至りて漸く現行の如き干支紀年法に定まったものであるが、今又更にその中の何れの甲子を上元と取るべきかは、全く撰定の標準もなき不定の問題である。現行の九星法では西曆一八六四年元治元年の甲子を以て上元として居るのであるが、如何にしてかく定めたかは少しも理由はない。現に我邦では、少くとも徳川時代の始めから寛政頃までは、これと六十年喰違いて元治元年を以て下元とする如き九星配当を用いて居り、寛政頃に支那から舶載せる通書によりて六十年の齟齬に気付き、匆惶として改めたものである。

思うに九星の始まりは三の方陣から思いついたものであり、三の方陣を始めて知ったのは戦国から秦漢の間であつたらしく、前漢に至つては明かに書物に見えて居る。この方陣を種にして、歴日方位に九星を配当するに至つたのは隋の時代らしく、上元甲子として採用したのはその当時の干支の始めの甲子で、西紀六〇四年甲子をそれと定めたものであらうと思われる。更にこれに宿命説を加えて、人の一生の運命は誕生若くは受胎の時の年月日のそれぞれの九星配当によつて定まるものとしたのは唐末頃であらうと思われる。

上元甲子の撰び方の齟齬は、ただに年廻り九星に就てのみならず、日々の九星配当に就ても同様である。上元甲子の日の撰び方に就て九星家の間に意見を異にせるがために、現に三種の異なりたる日々の九星配当が俗間に行われて居り、甚だしく醜態を呈して居るが、斯の如きは実は九星本来の出鱈目に基因して居るものといわなければならぬ。

十、迷信打破の運動

現に可なり広く俗間に行われて居る迷信に就てこれを打破せんとするには種々なる方法があるであらう。試みにその二、三を挙げれば、第一には道理上から真正面にこれを攻撃することである。第二には事実統計上よりそのでたらめなることを証明することである。第三には迷信その物の起原来歴を明かにして、伝統的にも何等の有難味のなきものなることを暴露することである。第四には科学的知識の一般普及によりて迷信の自然消滅を期することである。

第一、第二に就ては今更いふまでもない。私はここに第三の一部を述べて迷信打破の一助としたいと思うのであるが、更に第四の方法によりて迷信絶滅の期の近く到来せんことは希望の至りに堪えない。

第二章 各 論

第一節 変災と迷信

一、変災と迷信

大變災の後には、ややもすれば科学に対する信頼がうすらぎ、迷信の抬頭を見ることがおおいのは慨なげわしい。実は冷静に考うれば變災に処するがためにも、なお一層科学的に進まなければならぬ筈である。まのあたり變災に遭遇したる人々の恐怖心に深く感じたことは、第一には、自然力の大にしてこれに比すれば人間の力のはるかに微弱なること。第二には、人間の力に比してはるかに大なる變動がたびたび起るものならば、秩序立ちたる生活は不可能なるべきこと。第三には、万代不動と信じたる大地が動くので、これこそ或いは世界のわりならんと悲觀すること等である。しかしこれ等のことのために、科学に対する信頼の念を失い世の中を悲觀するに至ることは当を得ない。第一に、自然力の大なることは今にはじまつたことではない。われわれは科学的に自然界を研究し、自然現象の法則をあきらかにし、最も忠実にこれに従うことによりて、次に自然力を駕御し、自然界を征服し來つたものである。未だ完全に征服し得ないのは遺憾ではあるが、なお一層の努力によりて将来の成功を期さなければならぬ。

第二に、若もし重大なる變動が常に突発的に、しかも頻繁に起るものならば、科学的な生活は不可能であるこ

とはいふまでもない。幾百万年、幾千万年前のいわゆる地質時代をかえりみれば、噴火や地震は頗る大規模に、また頻繁にあつた事は疑いもないが、若し斯かる時代に、未開にして地震や噴火の真相を知り得ない人類が住んでおつたならば、秩序ある生活は到底不可能なので、その日その日の事件を、行あたりばつたり処置する方針を取り、精神的にも肉体的にも、咄嗟の急に応じ得るような方向にのみ発達したかも知れない。幸にも人類が、ほぼ今日に近き程度に発達したところより以來は、噴火や地震は次第に減少し、その程度もまた次第に小規模になりつつあるのみならず、更に最近に至りての科学的発達の結果として、これ等の現象の真相も次第にあきらかになり、また種々の前兆によりてその発生を豫知することも、近き将来に実現する望みがたしかになつて来たので、もはやわれわれは少しも悲観することを要しない。大いに科学的に奮起せなければならぬ。たまたま今回の如き大變災(一九二三年の関東大震災)にありて、数十年乃至數百年の文明の成果を一朝にして破壊されても、いたずらに恐怖し落胆してはならぬ。或いは迷信に走り、或いは神仏にすぎるなどは以ての外のことである。おおくの迷信は、陰陽五行説の如き、誤れる仮定によりて自然界の現象を説明せんと試みて失敗したる科学の残骸である。今更世の中に出すべき資格のあるものではない。神や仏は人の心に宗教的慰安を与うるもので精神的ものである、「王のものは王に、神のものは神に」(マルコによる福音書)という如く、物質界の現象は物質界の理法で、講究すべきもので、決して神や仏にたよるべきものではない。

二、杞 憂

これこそは大丈夫と思うておつた大地が、ゆらゆらと動いたので、何をたよりにしてよいか、より所を失い、続発せる大破壊、大火災や、付け加えた流言蜚語などのために阿鼻叫喚の慘状と、修羅の巷の悲劇にあ

い、殆ど心の平静を失った人が少くなかった事は無理もない。が、臆てそれにつけこんで、際物のあてこみに、或いは「大地は動く」とか「天地は崩る」とか、または「世界のおわり」とかいうようなことを、雑誌や単行本にて流布している人があるので、益々人心の不安を誘起しつつあるのは、誠に慨わしい。支那の昔にこれと似寄った話がある。列子に「杞の国に人あり、天地崩墜し身の寄する所なきを憂い、寢食を廢す云々」とあるが、これは今より二千数百年前の支那の春秋時代に、たまたまはげしき流星の雨と称する現象があり、それを見て杞の国の人々が、これは定めし天にあるすべての星が落下するものなるべく、かくては天地崩墜して身を置く所なきに至らんと悲観した話である。然るに時過ぎて、少しく冷静に考うれば、その餘りに恐怖に過ぎたことがわかったので、爾来二千餘年、餘計な心配を「杞憂」という程に通り言葉にまでなっている。われわれは一時突発の変態と、恒久の常態とを混じてはならぬ。恐怖の念に平静を失っている人を、更におどかしではならぬ。

三、枯尾花の幽霊

疑心暗鬼を生ずという如く、恐怖の心を以て見れば、悲観の種は少くはないが、仔細に吟味すれば、幽霊の正体はことごとく枯尾花（ススキの穂が枯れたもの）に過ぎない。

わが地球表面の温度は太陽から受くる熱によつて支持されているものであり、太陽は天体進化の大勢より見れば、輻射熱の大なる巨星時期を過ぎて、熱量の次第に減少し行く矮星時期にあることは疑いもないことなので、地球表面の温度は長き時の間には次第に低下し行くべき筈であるが、約十億年以前と推定さるる最古の地質時代にも、氷河の遺跡が明らかに認められているのを以て見れば、この間における地球表面の温度は殆ど

ど大差がないと見なければならず、従つて太陽熱の減少も極めて微小たるものであつたにちがいない。要するに、太陽進化の経過は頗る悠久なるもので、それに比すれば十億年も僅に一小部分で、著るしき太陽熱の減少を来たすに至らなかつたものと見るの外はない。過去を以て将来を推せば、今後も少くとも幾千万年の間は、地球表面の温度には著るしき低下なく、大体において今日の如き程度のもものと見るべきであろう。太陽の表面に時々黒点の現るるのは、その一部分が冷却したために生ずるのではない、黒点は流星落下のために生ずる表面の渦巻なので、流星の落下は太陽の生成の初めから継続している現象である。要するに黒点は太陽がまだ若くて活気あることを示しているもので、決して衰運の兆ではない。

火星の表面には水や空気が少く、月には全くなくなつていたので、わが地球も次第に水と空気を失い、やがては火星の如く終には月の表面の如き状態になりて生物の絶滅を見るに至るのではないかと憂うるのは、全く誤れる観察である。火星は地球の九分の一、月は八十一分の一の大きさのもので、質量小なるがゆゑに引力も弱く、その表面に空気や水蒸気の分子を引つけて置くだけの力が足りない。従つて初めは多少その表面にあつたものも次第に逸散し去り、遂に今日見る如き状態に至つたのであるが、地球は火星や月に比すれば、その質量が大きいので引力も強く、空気や水蒸気の分子をして、永久逸散することなくその表面に止まらしむるに充分なることは、計算によりても明かに知れていることである。火星や月の表面の荒蕪たる状態は決してわが地球表面の将来の運命を示しているものではない。

わが地球上における噴火や地震は、過去幾百万年、幾千万年の地質時代には、今日よりも遙に大規模に且つ頻繁にあつたことは疑いもない。わが地球は要するに、これ等大小の地変の結果として、今日の如き地貌を具する様に進化し來つたものである。今日なお時々噴火や地震があるのは、過去の大変動の名残りであり、畢竟わ

が地球がまだ進化の途中にあることを示すものである。即ち地球のまだ若いことを示すもので、決して老衰の兆ではない。

過去の地質時代には、いわゆる氷河時代なるものが、幾たびか襲来して、大規模の気候の変動をくりかえしたことは疑いもないことであるが、思うにこれは、地上の噴火現象に伴なうて起つたもので、今後も或はあるかも知れないが、その作用の範囲は噴火地震の現象と共に次第に縮小するものである。相応に大きい変動ではあるが、決して人類の存在をおびやかすというほどのものではない。適當の科学的施設によりて、これに適應することを講究すれば、必ずしも悲觀するには及ばない。

四、天壤無窮

これを要するに、少くとも今後幾十万年の間は、わが地球表面の温度は、ほぼ今日と大差なく、空気も水も今日の程度に存在するとすれば、これ実にわれわれ人類の永久に安住すべき場所である。しかも噴火地震等の地変や、氷河現象の如き氣象の大変化は、大勢上次第に平靜に赴きつつあるものとすれば、わが地球は生物の住所として寧ろ漸次良好なる條件を具備するように推移しつつあるものといわなければならぬ。地質時代以来地上に發生したる生物が次第に増殖し發展しつつあることは事実上明らかにこれを証明しているものと見るべきであろう。

時々大噴火や大地震に遭遇しても、われわれは徒らに恐怖してはならない。天地は決して崩墜しない。過去幾億年の地球の歴史は、わが地球が生物のために永久安住の場所であることを示している。たまたま精神的に狂人なる不敬漢が不詳事件を起しても、われわれは決してわが国の将来を悲觀してはならぬ。過去幾千

年のわが国の歴史は嚴として天つ日の光の常に益々光輝あることを示している。

第二節 日の吉凶

一、迷信の跋扈

我々の日常生活が今日なお多くの迷信によつて災されて居ることは、実に遺憾なることといわなければならぬ。教育の一般的普及と共に、日常生活は次第に合理的になるべき筈であるにも拘わらず、近年に於ては却て迷信増加の傾向が見える。知識階級は進んで迷信打破の範を示すべき地位にあるにも拘わらず、その生活に多少の餘裕あるが為に、却て迷信的事項に拘泥して居る人が多い様に見える。

葬式に友引の日を避け、家相に鬼門を忌み、婚姻に相性や年まわりを論じ、自己の運命や事業の成否を九星によりて判断し、五行説や八卦の占に多少の信用を置くという様なことは、殆ど一般普通というてもよい程に広く行われて居る。

迷信は日常生活の諸方面に亘りてその種類は頗る多いが、これを系統的に調べて見れば、何れも長き年代の間に、次第次第に蓄積したもので、恰も掃き溜めの塵芥の如きものである。放任すればたま一方なので、是非共時々これを整理し処分し焼却しなければならぬものである。右に述べた数種の例の如きはその起原から見てもその来歴から見ても、共に何等の値打もなく、明かにその荒誕無稽なることを証明し得らるので迷信打破の第一着手に処分せらるべきものである。

二、日の吉凶と曆註

迷信の中でも殊に多いのは、日と方位とに関するものであるが、我々の行動は如何なる事件と雖も時と場所とを離るることはないので、この種の迷信は甚だしく我々の行動を束縛するものである。殊に困ることは、始めは吉と凶と相半するように作られた迷信事項も、長き時の間に吉の方は次第に忘れられ、凶の方のみが注意されて残るので、遂には消極的に仕事を差控えさせる迷信のみ跋扈する様になることである。文明の進歩に伴ない、益々忙がしく活動しなければならぬ世の中には斯の如き迷信は真先に打破しなければならぬ。

日の吉凶に関する迷信はその古きものは、早く既に曆法の伝来と共に支那から輸入されたのであるが、更に平安朝の始め頃に宿曜経などの伝来に伴ない、仏教に因縁を有する迷信が附け加えられたものである。その後年代の経過と共に輸入や製造によりて次第に多くの迷信が増加され、近く徳川時代の末頃に至りては日の吉凶に関する迷信事項は数百件に上り、これを列挙するだけでも我々にはその煩に堪えない程に至つたのである。この中仏教に因縁を有する迷信なるものも、これを洗つて見れば真正の仏教には少しも関係なきものであることはいうまでもない。

支那伝来のものは多くは干支五行説に基いて居る。干支五行説は昔は天地自然の真理なるが如くに伝えられて居つたものであるが、今日よりして見れば、全く無稽の迷信に過ぎないものである。

私は日の吉凶に関する迷信の中、今日なお盛に行われて居るものの代表として干支五行説の何等根拠なきものなること、及び友引と不成就日の来歴が甚だしく杜撰なるものであることを述べて見ようと思つ。

昔の曆には沢山の迷信事項が記載してあつたもので、曆といへば「日の吉凶を見るもの」と思われて居つた程であるが、しかしその中で立春、雨水、啓蟄、春分等の二十四節及び節分、彼岸等の雑節は迷信には関係なきものであることは明かに區別して置かねばならぬ。

太陰曆使用時代には、時々閏月を挿入して時節の調和をはかつて、それでもなお常に時節の早晚あることは免れないので、従つて農業に必要な一年の時節を示すためには、別に太陽曆によつて推算したる時節を曆面の上に記載することとしたものである。即ち立春、雨水、啓蟄、春分、清明、穀雨、立夏、小満、芒種、夏至、小暑、大暑、立秋、処暑、白露、秋分、寒露、霜降、立冬、小雪、大雪、冬至、小寒、大寒の二十四節はそれで、これを正月節、正月中、二月節、二月中等と呼び、中気はつねにその名の月に含まるる様に閏月を按排したものである。

なお節分、彼岸、八十八夜、入梅、半夏生、二百十日等の雑節も同様に太陽曆による時節を示すために記入したものである。畢竟是等の二十四節及び雑節は太陰曆使用の時代には特別の名称を附し、年々の曆面に記入する必要があつたのであるが、今日の如く太陽曆を使用する時代に於ては、年々同一の曆日に相当し、一日以上の差はないので、殊更に名称を附する必要もなく、曆面に掲ぐる必要もなくなつたものである。

四季の土用というのも亦太陽曆の日取で定まり年々同一の時節に当るので、雑節の一種と見てもよいのであるが、土用の期間は五行の中の土の気が旺んであるから土工を忌むということは全く五行説に基いた迷信である。

三、干支五行説

普通に伝えられて居る俗説には、五行説は神秘的の意味を有する天地間の原理であるとし、干支は五行説に基いて作られたものであるとして居るが、私の研究した所によれば、十干十二支は五行説に関係なく、今から三千餘年前殷の時代に作られたものであり、五行説はそれより約千年も後に支那の戦国時代に唱え出された

説である。

十干は恰あたかも七日の週に類するもので、一句の日を示すために設けたもの、十二支は一年の月を記すために設けた符号である。古い頃は十日十二辰と称とえて居り五行説などには少しも関係なく、全く実用上の目的で設けたものであるが、五行説が起つてから後にこれに五行を配当し、これを十母十二子と称とえ、更に転じて十干十二支と称とうるに至つたものである。

十二支の一方の符号はそれぞれ時節に縁故ある形象を撰んで作つたものであることは、今日より明かに追跡することが出来る。やがてこれに十二支の動物を配当するに至つたのは、十二支制定よりは五、六百年以上も後のことで、支那の曆を朝鮮辺の辺陬へんすう（かたい）未開の地に伝うる際に、それぞれの月に因ちなめる動物を取りて記憶に便ならしめたもので、我邦わがくににて南部（青森・秋田・岩手地方）の絵曆えじよみなるものに用いられた手段と同工異曲の方法によりて採用さるるに至つたものである。単に記憶の便宜のために借りた動物が後に至りて次第に跋扈ばつこし、その等の動物の性質までが十二支の符号に関係あると思はるる程になつたのは以もつての外のほかことで、十二支よりして云えば庇ひさしを貸して主家おもやを取られた様なものである。

五行説は初め水・火・木・金・土の五つのは人生に必須のものであるという位の考であつたが、紀元前四世紀支那の戦国時代に天に五つの遊星があることを知るに至りて、天地間一切のものは皆水・火・木・金・土の五つの性質に基いて出来て居り、この五つの気の消長によりて変化するものであるという様な大袈裟な五行説を編み出すことになつたものである。同じ時代頃に六氣六行で天地一切を説明せんとする考なども出たのであるが、六が破れて五行説が盛に行はるる様になつたのは全く天に於て動く星は五つだと思つたからである。

しかしその五星の運動すら五行の消長という様な簡単な考では到底説明が出来ないのみならず、近世に至り天王星、海王星や幾百の小遊星が発見されたので、五行説は全くその根拠を失い、単に一の空想に帰したものとわなければならぬ。

五行説を以て天地間一切の現象を説明せんがためには、あらゆる物は五行の性質を帯びて居るものであるとし、一々五行を割り当てたので、例えば四方は中央を加えて五として東・南・中・西・北を木・火・土・金・水に当て、十干はきのえ(甲)、きのと(乙)、ひのえ(丙)、ひのと(丁)、という様に二つ宛まとめて木(乙^甲)・火(丁^丙)・土(己^戊)・金(辛^庚)・水(癸^壬)に当てたのであるが、これに就て甚だしく困惑したのは、一年春夏秋冬の四時及び十二支を如何に五行に割り当てるかということであった。

始めは断然春夏秋冬の四時を無視して一年を五つに等分し、春、夏、季夏、秋、冬の五節としてこれに木・火・土・金・水を配当することとして見たが、落ち着かず、次には季夏と土とをやめて春夏秋冬を木・火・金・水として見たが、土の領分がなくてはやはり不都合なので、終に窮策を案出し、春夏秋冬の四時の終りから十八日宛を取りて土の領分とし、この期間を四季の土用と称(と)うることにしたのが現在まで残つて居る配当法である。かくの如く散々持ち廻(よ)つて漸(よ)く曲りなりにこじつけたものであることは、明かに古い書物に残つて居ることで、畢竟(ひつ)四季の土用なるものは五行説無理こじつけの記念物とも見るべきものである。

春夏秋冬の方が曲りなりにも処分が出来たので、それにつれて十二支の方も同じ方法で、寅卯(いんぼう)を木、辰(しん)を土、巳(し)午(ご)を火、未(び)を土、申酉(しんゆう)を金、戌(じゅう)を土、亥子(がいし)を水、丑(ちゆう)を土という様に土を四ヶ所に挟みて割り当てることにしたものである。斯(か)くして十干と十二支とに五行を配当したるものが即ち干支五行説で、多くの日の吉凶や、家相方位や、九星判断や、男女の相性(あひま)の如き、皆これに基いて居り、干支五行説は殆(ほとん)ど迷信の源泉という程

になつて居るのであるが、その本体は上述の如く何等の根拠もなく杜撰極まるものである。

年を干支で数えるということは、今から二千二、三百年前支那の戦国時代から始まりかけたことで、その初期には種々の流派の紀年法があつて、流派の異なるに従つて四通りも異なる数え方があつたことは、これも明かに記録に残りて居ることである。流派によつて年の数え方が違つては不便であるので、便法を設けてこれを統一するに至つたのは、今から千九百年前前漢の末からで、それが今日まで続いて行われて居るのである。斯の如く単に便宜上の申合わせに過ぎざる年の干支や、勝手にそれに附加したる十二支の動物や五行などを、さも先天的に固定したるものの如くに思いこみ、成年生れなるが故に犬の性質を有し、水性なるが故に浮気であるなどというのはでたらめも亦甚しい。苟くも万物の靈長たる身を以て、五つの無機物や十二の動物に比して自ら甘んずるものあるに至つては唾然として言う所を知らない。

四、友引と不成就日

友引及び不成就日の迷信は今日なお可なり広く行われて居る様に見える。これは何れも干支五行説に関係ないが、その杜撰なることはやはり同様である。

友引は先勝、友引、先負、仏滅、大安、赤口の順序で循環する六曜の一で、旧曆正月には朔に先勝から、二月には朔に友引からという順に数え始め、それぞれ月に於て六日毎に循環するのであるが、かくして数えたる友引の日に葬式を出すことを忌むという迷信は極めて新らしい事で僅に七八十年以来のことである。

六曜は今から約六百餘年前足利時代に支那から伝わり、それが長き時の間に滅茶苦茶に誤まり変じたものである。始めの形は大安、留連、速喜、赤口、小吉、空亡の六つが月日時を通じて循環し、時の吉凶を占う

もので、支那でも日本でも種々の変遷を経、支那では古き形が孔明(諸葛孔明)の時の占と称して今なお俗間に行われて居るが、我邦では今から百二十年前の三世相(仏教の因縁説に五行相生・相剋の理を交えて、人の生年月日の干支や人相などにより、三世の因果・善悪・吉凶を記した書物)には名称を誑なまつて泰安、流連、則吉、赤口、周吉、虚亡となせるものと、名称順序共に變じて先勝、友引、先負、仏滅、大安、赤口となせるものと二通り見えて居る。相對あい應せしめれば、先勝は速喜せんかちに友引は留連に、先負は小吉に、仏滅は空亡に、大安は泰安に当るのであるが、その順序が變つて居るので、日に配当の仕方は全然無関係に變じて居る。斯かくの如く漸よすく今から百二十年計ばかりに勝手氣儘きままに名称も配当も變更したものが、現に今日行われて居る六曜である。

なお友引の意味は、始めには「この日はあいうち友引とて勝負なしと知るべし」とありて引分けの意味であつたのを、文字上の類似から、ある方位に向つて事をすれば友を曳くという友曳方の迷信と一緒に混同し、後には特に葬式を忌む様になつたので、それは今より僅わずかに七八十年前、天保(一八三〇—一八四四年)頃より後のことである。不成就日ふじょうじつというのは、旧曆正月には三日より、二月には二日より、三月には一日より、四月には四日よりという風に、三・二・一・四・五・六・三・二・一・四・五・六の日より始め、その月々にて八日毎に循環するのであるが、これは今より三百年前頃に、宿曜經すくようぎょうにある不成就日ふじょうじつと、支那伝来の赤舌日及び赤口日という三つの迷信を搗つき交ぜて作つたものである。

宿曜經すくようぎょうにある不成就日ふじょうじつというのは四夜・八昼・十一夜・十五日・十八夜・二十二昼・二十五夜・二十九日は皆不成といふので、古く平安朝から徳川時代の始め頃まで行われて居る。赤舌日は三・二・一・六・五・四・三・二・一・六・五・四の日より始め六日毎に循環するもの、赤口日は四・三・二・一・八・七・六・五・四・三・二・一の日より始め八日毎に循環するもの、共に凶日で鎌倉時代の曆に見えて居る。是等の三様の凶日を

搗き交ぜ、適宜に調合して現行の不成就日を作り上げたのは思うに足利時代の末から徳川時代の始めまでの間であろう。

五、三隣亡や戌の日

三隣亡の日に建築起工を忌むということも可なり広く行われて居るらしい。これは拾芥抄(鎌倉末期の有職故実に関する事典)にはないが、簠簋(俗に安倍清明の書いたものというて居るが、実は足利時代の末頃に偽作されたもので、日の吉凶に関する迷信の種本となっているもの)には見えて居る。思うに足利時代の末頃に簠簋を為作せるものが、勝手に作り出したものであろう。正月には亥の日、二月は寅、三月は午、四月は亥、五月は寅、六月は午、七月は亥、八月は寅、九月は午、十月は亥、十一月は寅、十二月は午の日が、三隣亡日として七箇の悪日の一であるというのであるが、簠簋にある七箇の悪日の中には保呂風日、十三箇の悪日の中には天下滅亡日という様な物騒なのがあり、あまり馬鹿げて、真面目に問題にする気にもなれない程のものである。

小泉松卓の循環曆には「三隣亡日、飛鹿日、保呂風日、右三箇は簠簋七箇の悪日の内にて、屋造には之を凶とす。就中保呂風日は万事これを忌むべし。物毎成就し難き日なり」とあるが、明治以前まで仮名曆にも載せてはないのみならず、丁度三隣亡に当る日にも、他の繰り方にて吉となる日には、造作によしと註して居る。例えば手近にある曆に就て云えば、

慶応元年 二月二十四日庚寅 やたてよし

同 八月十日壬寅 やたてよし

慶応二年 二月十二日壬寅 くらたてよし

慶応三年 二月十八日壬寅 やたて、くらたてよし

慶応四年 二月二十四日壬寅 やたてよし

同 八月十日甲寅 やたてよし

とあり、少しも造作を忌んで居る形跡が見えない。思うに三隣亡日の迷信は、昔はあまりやかましく言わず、此頃に至つて却て広く行われる様になつたものかも知れぬ。

申の日に婚礼を忌み、戌の日を撰みて着帯するということも相応に広く行われて居るらしいが、是等は極めて低級の迷信で、恰も男の四十二（シニ）、女の三十三（サンザン）を厄年とするという様に、誰れかの駄洒落、地口（ごごち）にでも源を發したものであろう。それ等を一々気にかけて居つては際限がない。度し難いといわなければならぬ。

六、迷信打破

私は今日現に行われて居る迷信の代表的のものとして干支五行説及び友引、不成就日を取りその起原来歴を述べたのであるが、斯様に吟味して見れば、その来歴の甚だしくでたらめで、少しもより所のないことは驚くべき程である。

その起原に於て何等のよるべき理由もなく、その伝来の間には屢々氣儘なる変遷を経たものであるにも拘わらず、なお且つ日の吉凶を信ぜんとするのは、畢竟自ら求めてその行動を束縛されんことを希望して居るというに過ぎないので、誠に情けないことといわなければならぬ。宇治拾遺物語（卷五ノ七「仮名」）に、

これも今は昔、ある人のもとに、なま（世慣れ）女房の有けるが、人に紙乞ひて、そこなりける若き僧に、「仮名曆、書てたべ」といひければ、僧、やすき事にいひて、書きたりけり。はじめつかたは、うるはしく、

「神仏によし」「坎日(陰陽道で不吉とされた日)」、「凶会日(凶会)」など書きたりけるが、やうく末(すえ)さまになりて、あるひは、「物くはぬ日」などかき、又、「これぞあれば(こういう)、よくくふ日」など書きたり。

この女房、「やうがる(風変わ)」暦(こよみ)かな」とは思へども、いとかうほどには(まさかこれほどいいかげんとは)思(おも)いよらず、「さる事にこそ(しかるべきいわれがあるだろう)」と思て、そのまゝに違(たが)へず、又ある日は、「はこ(大便を受ける箱だが)」すべからず」と書たれば、「いかに」とは思へども、「さこそはあらめ」と思て、念(ねん)じてすぐす(過)程(こ)に、長(ちよう)凶(く)会(え)日のやうに、「はこすべからず、く」とつゞけ書きたれば、一三日までは念(ねん)じぬたる程に、大かた堪(た)ゆべきやうもなければ(まったく我慢できそうもなくて)、左右の手して尻をかゝへて、「いかにせん、く」と、よぢりすぢり(身もだえする)する程に、物もおぼえず(絶)してありけるとか。

とあるのは、実に諷刺の妙を極めて居る。凡(すべ)ての日の吉凶はその来歴に於てこの若き僧のいたずら書きと少しも選ぶ所はない。干支五行説を信じ、日の吉凶に縛られて居る人は、この女房を笑う前に自ら省(かえり)みて先(ま)ず己(おのれ)を嘲(あざけ)らなければならぬのである。

第三節 でたらめ九星

一、九星を信ずる人

所謂九星判断なるものが今なお可(か)なり広く俗間に行われて居るのは誠に遺憾の事といわなければならぬ。運勢(いむゆゑ)とか九星早見などと称する怪しげなる雑暦は、神部署より発行さるる正しき暦を圧倒するほどに年々夥(おびただ)しく出版されて居るようだが、是等の雑暦は殆(ほとん)ど全く九星に関する記事を載せて居るものである。俗受けを

主として居る小新聞には、特に九星欄を設けて日々の九星配当を掲げて居る。運勢のよしあしや、方位の吉凶や、縁談の相性や、婚礼の日取等に関し、九星判断によってその行動を進退せる実例は、屢々耳にする所である。是等は畢竟九星判断を信じて居る人が、世間に可なり多いということを示して居るものと見なければならぬ。

思うに九星判断を看板にし、糊口の道として居るものの外は、大多数の人々は殊更に九星の如何なるものなるかを吟味した事もないであろう。単にわからぬ乍らに、何等かより所はあるものならんと盲信し、世間並に附和雷同して居るに過ぎない人が多いのであろう。しかしそれが積つて、遂にいつの間にか九星判断はさも確乎たる根拠あるものの如く見做さるる様になり、我々の日常生活をも掣肘するに至つては、その害毒の甚だしき、最早容赦することは出来ない。その甚だしくでたらめなることの真相を明かにして、これが撲滅を図らなければならない。

二、九星の繰り方

九星術という名称だけを聞けば、天文にでも関係あるかの如くに思われるのであるが、天文や曆法には少しも関係はない。八方に中央を加えて九宮と称え、この九つの場所を年月日時
の異なるに従つて異なりたる模様
に色附けようとするために、一白、二黒、三碧、四緑、五黄、六白、七赤、八白、九紫なる名称をこしらえ、紫白を吉とし、碧・緑・黄・黒を凶とし、年月日時
のそれぞれの干支に
応じて、一定の順序にて中宮に入るものを定め、中宮が定まれば他の
八方へは上の図の如き順序にて中宮に入りたるものの前後を配当するのである。

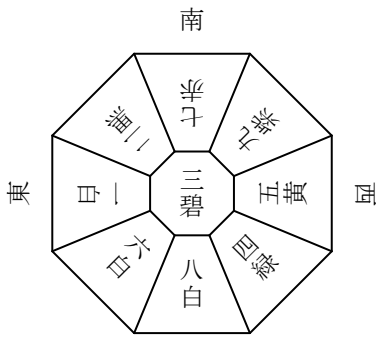
	南		
	四	九	二
東	三	五	七
	八	一	六
		北	西

この図の如く、五黄が中宮にある如き配当を正位の配当と称え、この配当と五行の方位配当とを比較して、九星にも五行を配当し、一白は水、二黒は土、三碧は木、四緑は木、五黄は土、六白は金、七赤は金、八白は土、九紫は火とするのである。

この図の数字の配列は、横縦斜線何れも三つ加えれば十五となるので、昔は不思議な神秘的のものと考え、支那ではこれは天から賜たまわった雑書らくしよというものだというて居るが、この説は勿体もったいづけるために作った説で、その実は今から二千年ばかり前の漢代に、誰かが発見したものであろう。西洋方面でも、昔は魔方又は方陣とこなと称えて、不思議がったが、今から見れば数字的遊戯の一つで不思議でも何でもない。

人々の運命は、その誕生もし若くは受胎の時に定まるものであるとし、母の胎内に宿った年、月、日、時のそれぞれそれの干支に依じて、九星配当をこしらえれば、この四つの九星配当表によつて、その人の一生の運命は定まるので、これをその人の運命票ともいうべく、又時に依じての運勢の隆替はその時々時々の年月日時年月日時の九星配当表とその人の運命票との比較関係によるものであるとして、判断を下すのであるが、斯かくの如ごときは勝手にきめた仮定で、何等なんらの理由も根拠もないことはいうまでもない。

この仮定が根本的に不都合なることは、仮りに論外としても、それに使用すべき九星配当の仕方が甚だしくでたらめで、少しもより所がないものであることは驚くべき程で、九星判断の少しも信ずべからざることを明かに示して居るので、その実例として、次に年廻り九星と日々の九星配当に就つて述べて見よう。



三、年廻り九星

例えば大正十四年(一九二五)の干支は乙丑であるので、三碧木星が中宮に入ることとなり、従つて他の八つの星は前に掲げたる九宮方陣の順序に配当して前頁図の如くになり、本年中宮星(三碧)の正位に當る方位(東)を暗剣殺と称え、本年五黄のある方位(西)を五黄殺と称え、共に万人に通じての凶方であるとし、又人々の生れ年に中宮に入りし星をその人の本命星と称え、本年その本命星のある方位を本命、その正反対の方位を的殺と称え、本命・的殺共にその人に取つては凶方であるとするのであるが、是等の吉凶判断の土台となるべき配当は何故にかく定めたか、つまり如何なる理由で本年は三碧を中宮に入れたか、何故にその他の星を九宮方陣の順序に配当したか、何れも少しも理由はない。単に仕来りによれるものであるが、その仕来りなるものが甚だしくでたらめを極めたものである。

同年の中宮星が三碧であるというのは、これは此年より六十二年前の元治元年(西曆一八六四年)甲子の歳に一白を割り当て、翌慶応元年乙丑に九紫、二年丙寅に八白という様に九星を逆廻りに割り当て、六十二年目の大正十四年(一九二五)乙丑には三碧を割り当てることになつたものであるが、何故に元治元年を一白としたか、何故にそれより年毎に逆廻りに割り当てたか、無論何等の理由もない。甲子一廻りは六十年で、九星六廻りには餘り、七廻りには不足であるが、甲子三回百八十年とすれば丁度九星二十廻りとなり、甲子と九星の配当が再びもとの如くになるので、始めの甲子からの六十年を上元、その次の六十年を中元、その次の六十年を下元と称え、上中下三元百八十年にて年廻り九星の配当、従つて世運の隆替も循環するものとして居る。

現在行われて居る九星術では、元治元年(一八六四)を上元甲子としたる配当によつて居るのであるが、面白いことには、我邦では徳川時代の初期から文化頃に至るまでは、永祿七年(一五六四年)及び延享元年(一七四四年)を上元とし、文化元年(一八〇四年)を中元、元治元年(一八六四年)を下元とする如き配当を用い

て居ったことである。この旧法に従えば、元治元年甲子（二九）は七赤となり、大正十四年（二五）乙丑（一六）は九紫となり、新法とは吉凶全く相反することとなる筈である。これは文化頃に支那から新に舶来したる書物を見て、支那と我邦わかくにとにて年廻り九星の配当の齟齬そごせるに気がつき、匆惶そうこうとして改めたものである。文化十三年（一六）に出来た方則指要という本に、

本朝廷享の上元は児女子までも知れることあり、其ころ上元星出て世上豊饒なるべしと口実とせし上、改元の翌年に新制鉄器を鑄出して油土器とす、是を上元油皿とて今も世に流布す。且小泉松卓の循環曆、馬場信武の掌中指南を作せしは百年に餘りて一人とも一家なり。此一甲子こうし六十年の齟齬そご迷惑人も有べけれど今撰択一道の講に依り吉凶を卜ぼくする故、時憲、撰択、協紀以下の通書の例に随ひ当今を下元とす。

というて居り、狼狽の状言外に溢れて居る。斯くの如く支那と日本とにて齟齬そごしたる所以ゆえんも、今日から研究して見ればよく判つて居るが、要するに支那の方が正しいのでもなく、日本の方が特にわるいというのでもない。双方共に気儘きままに定めたるものが、偶々相齟齬そごして居つたがために、見苦しき馬脚を露わしたというのに過ぎない。その結果として、昨日までの九星術では吉だが、今日から改めた法で判断すれば、凶だということになるので、でたらめも極れりという外なく、此時を期して所謂九星家は看板を下して廃業し、腹を切つて誣妄ふもうの罪を天下に謝いやしさなければならぬ筈である。偶々厚顔恥を知らざるもの末流が、今日の九星家に残存して居るので、苟くもこの真相を明かにしたならば、もはや九星術を顧みる人はないであろうと思う。

四、日々の九星

日々の九星配当は、多くの新聞紙の貴重なる紙面の一部を塞いで居るほど世間に流布して居るのであるが、

そのでたらめなることは年廻り九星の場合よりも甚だしい。例えば今私の手許に大正十一年（一九二二）の偽暦が三種あるが、一月一日の九星割当は運勢暦と称するものでは六白で、御寿宝と称するもの及び御家宝と称するものでは三碧となつて居る。なお十月二十三日以後は、後の二つも全く相違して居るので、その日以後は三種の偽暦が三種共相異なりたる九星配当をなして居るので、吉凶何れによつてよいか判らぬ。

斯の如き相違を呈して居るのは、もともとでたらめに定めたものの解釈の不一致から起つたことで、九星家自身の間にはよく知れて居ることなのであるが、それにも拘わらず、その中の一を取て吉凶禍福の押売をしようとするのは、厚顔も亦甚だしいといわなければならぬ。

冬至甲子から百八十日を陽遁と称え一白、二黒、三碧の順に割り当て、夏至甲子からは陰遁と称え、九紫、八白、七赤と逆に配当すると定めてあるのだが、冬至甲子というのは、

(イ) 冬至前後にて冬至の日に最も近き甲子という意味か、

(ロ) 冬至になつてから後の始めての甲子の日か、

(ハ) 冬至を含む六十干支の始め、即ち冬至前の甲子という意味か、

明かでない。これは文政（一八一八—一八三〇）、天保（一八三〇—一八四四）頃に九星術が相応に行わるる様になつて以来、常に議論されて居る問題であるが、もともと道理によつて定めたものではないので、銘々勝手に流派流派に分れて一致しない。

早い頃は（ロ）の解釈が広く行われて居つたが、現在では、運勢暦は（イ）の見解を取り、御寿宝、御家宝は（ハ）の見解を取つて居る。なお大正十一年（一九二二）は丁度十二月二十二日冬至が甲子になつて居るのであるが、この場合に関し御寿宝と御家宝とは又々見解を異にして居るのである。（ハ）の見解、殊に御家宝の流派

の解釈は支那の種本から見れば、最も無理なものと思われるのであるが、現在ではこの流派が多数派で、多くの新聞紙や日記帳の末尾にある曆表などはこれによって居る。

物好きに数種の偽曆を求めて比較研究する人は少ないであろうから、互に矛盾し撞着し乍ら、なお一時をごまかして存在して居るのであるが、偶々甲の求めたる偽曆と乙の求めたる偽曆とが相異なるがために、婚礼の日取に關し、甲乙兩人より吉凶相反する勧告を受けて、進退に窮したる実例などは屢々聞く所の滑稽である。多くの流派があつて、色取りが面白いという程度で眺めて居るならば、差支ないかも知れないが、氷炭相容れざる判断の中から紛れ当りに手にしたる一方に従つてその身の行動を律せんとするが如きは、決して正氣の沙汰とは思われない。

五、人の運命

人の一生の運命が、誕生又は受胎の時によつて定まるものであるという考は、東洋では九星術、西洋では占星術に共通なる考であるが、要するに未開時代の残物である。今更真面目に反駁する程の必要もあるまい。我々は活きたる精神を有する活きたる人間であるが故に、心身兩方面よりの努力によりて向上發展し、自己の運命は自己自らの力によりて如何様にも開拓し得べき筈である。自ら己を卑うして宿命の拙きを嘆くが如きは薄志弱行といふべく、更にこの宿命なるものを、人の勝手に定めたる干支、五行、九星、納音などの組み合わせによつて判断し得べしと信ずる如きは愚妄も亦甚だしいといわなければならぬ。

但し、心理的に暗示ということがある。子供の時から牛の歳生れだと申し渡されたがために、いつの間には性質遲鈍となり、若くは柘榴木の性に當ると思ふがために、次第に振けたる氣質になる人などが無いとも限ら

ぬ。斯かくの如ごときは迷信の害毒によつて万物の靈長たる活きたる精神を殺すもので、断じて容赦することは出来ぬ。迷信の恐るべきは斯かくの如ごとき暗示浸潤の作用である。家庭に於ける迷信打破の急務なる所以ゆえんである。

第四節 こけ威おどしの鬼門

一、鬼門か鬼面か

地相や家相に於て、東北（丑寅ちゆういん）の方角を鬼門と称とえ、西南（未申びしん）の方角を裏鬼門と称とえ是等の方向に凸出することを忌み、又は門戸を設け土蔵を建つることを避けるということは可かなり広く行われて居る迷信である。偶々たまたま地面の都合上東北隅に門を設け又は土蔵を建つることを便なりとする場合にも、多くの人はこれを実行することを避けるか、又はよしや主人はこれを実行せんとしても建築請負者が強しいてこれに反対するということは普通に耳にする所である。この事は京都の如く市街の町割が正しく東西及び南北になつて居る土地に於ては特にやかましく、東北隅に土蔵を有する家などは殆ほとんど見当らない。若し偶々たまたまあらば道行く人も目をそばたてて批評するであらうと思わゆる程である。

斯かくの如ごとく鬼門なるものが恐ろしく思わゆる様になつたのは、一には鬼門を犯したる祟は恐るべきものなりという宣伝と、又一には単に鬼という名に対する恐怖の念と相加わつて、いつの間にか鬼門は何かしら恐るべきもの、誤つても犯してはならぬものとなつたので、遂ついには日常の言葉にまで「あれは私に取つては鬼門だ」などという様にまでなつて居るのであるが、熟々つらつちその来歴を洗つて見れば実につまらぬもので、少しも恐るべきものではない。「鬼面人を嚇おどす」と少しも異なる所はない。

二、鬼門の来歴

鬼門ということは古き山海経(中国古代の神話と地理を記した書)の逸文にあるということであり、又漢代の二、三の書物に見えて居るが、いずれも同じ種である。要するに今から二千年乃至二千二、三百年前頃に誰れかが作った小説で、「東海の中に度朔という山があり、山の上には枝の廻わり三千里にも及ぶ大なる桃の木がある。その東北にある門を鬼門と称え一切の鬼(亡霊)の聚る所で、これを神荼、鬱壘という二人の兄弟が守つて居り、天帝の命に依て是等の鬼を檢閲し、若し人に害を及ぼしたる鬼があれば、これを葦の索で縛つて虎に食わしめる」というのである。この小説がもとになつて、或は東北の方を凶方とするものが出来、又唐の呉道子が地獄の図を画くに当りて、この丑寅と鬼門との聯想から、牛の如き角を有し虎の皮の褌を着けたるものを画きて鬼としたることなどが生じたのであるが、それにしても決して定まったものではなかつた証拠には、隋の代に出来た五行家の種本なる五行大義には子丑の方を鬼門として居るし、又支那にて家相の書の元祖といわれて居る黄帝宅経という書は唐・宋頃に出来たものと思わるるが、それには陽宅(人の住宅)には鬼門の方を薄くし、陰宅(墓)には鬼門の方を厚くすべしとあるだけで、必ずしも特別に鬼門が恐るべきものとか凶方であるということは書いてない。なお支那では現在でも鬼門のことはやかましく言わない。支那の家相の書物には鬼門のことを掲げてない。

鬼門が本家の支那では少しも恐ろしきものとされて居らぬことは頗る面白い。元代に盛んに起つた演劇では役者が舞台に出入する口を鬼門と称えて居る。これは我邦の謡曲能に於て幽霊物の後シテは物語主人公の亡霊である如くに、歴史物の役者は故人の精神が現われて活躍して居るのだと考うるため、故人の亡霊鬼が出入する門なるが故に鬼門と称えて居るのであろう。子供の鬼ごつこの遊戯に「誰さんの鬼なら恐いことは

ない」という如くに、花道の鬼門なら恐いことはないに違いない。

平安奠都の際に、都の東北比叡山に延暦寺を創立されたのは、或は鬼門に当るからという考があつたのかも知れない。少しく後の慈鎮和尚の歌には明かに

我山は花の都の丑寅に

鬼いる門を塞ぐとぞ聞く

とあるが、斯の如き考に加うるに、その後次第に募れる山法師の跋扈は、常に朝廷に取りて始末におえぬ厄介もので所謂鬼門であつたので、遂に丑寅の鬼門は恐るべきものという考が我邦に於て広く行わるるに至つたものである。

三、平安城

宅地の相には、古くから四神相応ということを称え、これを理想の型として居る。例えば松浦琴鶴の家相秘伝集の巻頭に

營造宅経に曰、人宅左に流水ある之を青龍と謂ふ。右に長道ある之を白虎と謂ふ。前に汚池ある之を朱雀と謂ふ。後に丘陵ある之を玄武と謂ふ。乃最貴の地とすと。所謂流水長道汚池丘陵の四形は震兌坎離の卦象より生じ、青龍白虎朱雀玄武の四名は大小陰陽の四氣より成り、物理自然の形名なり、蓋物理の自然たるや陰は陽に交り陽は陰に合し、偏重ならずして万物生育す。処を以て人の居所に於けるも亦前後平坦にして四方正直なる地を吉とす。乃地球偏重ならざるの象なり。云々

というて居り、我邦の家相家は京都の地を以て最もよくこの條件を具備せる模範的の地なりとし、宅地の相は

凡てこれに則るべきものとして居る。四神相応の地を以て理想的の地相とするということは、支那では或は六朝時代に起つたものであろう。我が京都が丁度それで、四神相応じ、しかも東北に鬼門鎮護の霊場を控えて居るので、万代不易の帝都たるべきものであるという様なことは、平安奠都の際に盛に宣伝されたものである。これがために京都に対する崇敬の念を強めた効能は確かにあつたことと思われるが、この考が固定して牢乎たる迷信となつたことは遺憾のことといわなければならぬ。

四神相応可なり、東北に霊山を控うることも結構ではあるが、必ずしもそれでなければならぬということはない。しかも明治維新都を東京に移された後の今日に至りてもなお旧式の考に執着せんとするのは甚だしき偏見といわなければならぬ。東北に東叡山を設けても東京は決して所謂四神相応の地ではない。況んや王者は天下を以て家となす、我邦の地形は西南より東北に延びて所謂鬼門張の最も甚だしきものである。世界に国せるものの中に最も鬼門張の甚だしき我邦が、建国以来三千年、天長地久の国運益々隆昌なることと、四神相応せざる東京が、徳川三百年の治世を受け、明治大正に入りて愈々発展ししあることは、所謂家相家の迷蒙を一掃するに餘りある実例であると思う。

四、所謂家相

今より千年の昔、平安朝時代には、前掲四神相応の考えと鬼門の小説とを種として家相の説をこしらえかけたものらしいが、支那と日本とは家宅の構造配置が全く別々に発達したので、その後に至りては支那の家相の説を襲用することも出来ず中絶したものとと思われる。支那では人の住む家を陽宅と称え、死者の永眠する墓を陰宅と称え、「陰陽二宅、その理は即ち一なり」として、双方とも陰陽五行の理によりて構造配置の吉凶

を論ぜんとして居るのであるが、墓と住宅とを同一の理法で論じようという様なことが我邦に適しないことはいままでもない。

今日我邦にて広く行われて居る家相説は、今から漸く百三、四十年前、天明（一七八〇—一七八九年）、寛政（一七八〇—一七八九年）以後に我邦にて拵えた説で、始めは八卦陰陽に基づき、後には九星五行に基きて、吉凶の説をつけ、それに俗説によりて古渡りの四神相応説と鬼門説とを附加したものである。鬼門を忌むことは今日では家相の中でも殊にやかましくいわれて居るが、これは前にも述べた如くその来歴を異にして居るので、始めの頃は家相家もこれを排斥して居ったのは面白い。後にはこれにも五行説による理由を附し、東は木、東南（巽）は木、南は火、西南（坤）は土、西は金、西北（乾）は金、北は水で、凡て相生又は相王の順になっているが、東北（艮）は土で、水、土、木は相剋になつて居る。若し東北（艮）角の土を缺けば、北の水から東の木へ相生の順になるので、東北は缺かなければならぬなどというて居るのは、全く俗に媚て後からこじつけたるものに過ぎない。既に家相家の流祖なる松浦琴鶴の家相秘伝集（天保十一年刊）には「丑寅缺け入りたる備へは大に凶」というて居る。

所謂家相家は先ず鬼門にて人を嚇かしたる上に、門と玄関、竈と井戸、廁（便）と浴室、居間の畳数、倉庫や離れ座敷、庭園泉水等に就て一々やかましましき制限を附し、吉凶判断を下して居る。勿論是等の諸点は凡て軽々に附してならないもので、住宅の設計に当りては慎重に考慮しなければならぬものであることはいまでもないが、しかし決して八卦陰陽や九星五行の説によりて判断すべきものではない。九星五行に就ては既に述べたことであり、八卦に就いては後に述べようと思つて居るが、孰れも単に未開時代の産物たるに過ぎないもので、今日に於ては何等の値打のあるものではない。真正の家相は、日当りや風通しに注意し、衛生、便

利、安全、美観等の諸点を慎重に考慮して判定すべきものである。しかも常に時代の進歩に応じ文明の恩沢を利用することに努めなければならぬ。例えば水道や下水や瓦斯、電気の設備を有し、家屋の建築や街路の体裁も改まれる市街地に於ては、充分よくそれに適応する如く上記の諸点に就て考慮を加えなければならぬことは当然のことである。

要するに科学に立脚せる真正の家相は充分慎重に吟味しなければならぬ。旧式の陰陽五行に基づきたる所謂家相説は断じて排斥しなければならぬ。

五、方位や金神など

特定の方位には常に吉又は凶が固定して居るものと考えうることは、日常生活には甚だしく不便でもあり、又その不当なることは容易に観破し得らるので、これを少しく複雑にして吉凶の方位は年、月、日、時によりて循環するものとする考の起るのは、迷信發達の順序としては自然でもあり、又迷信傳播家や迷信を売り物にするもの必ず求むべき遁げ路である。現今では家相家は「家相と方鑿とは併せ用うべし」と称え、家相の吉凶と共に、造作に着手する時日や移転の時日に応ずる方位によりて吉凶を云々して居る。

時によりて循環する方位吉凶の古いものは所謂八将神で、俗に「暦の始めは八将神」といわれる程に、明治維新前までの暦には開卷の始めに必ずその年の八将神の方位を掲げて居つたものである。これは古く天平(七二九―七四九年)時代の暦にもあり、思うに支那では六朝頃(りくちちやう)から行われたものであろう。その起原は誠につまらぬもので、単に暦の計算の便宜のために用いたる太歳、大陰又は羅喉、計都等の名称を借りてこれを勝手に方位に配当して吉凶を附したるものに過ぎない。その方位配当の方式や吉凶に何等の理由もないものであることは殊更にい

うまでもない。

金神こんじんというものは支那ではやはり六朝頃から行われたものであろう。日本では古くは「陰陽道用いざる所なり」などというては居るが、平安朝末期頃に輸入されたものであろう。可なりやかましく行われ始めたのは徳川時代になってからである。しかも頗る面白いことには、金神こんじんの方位の繰り方は少しく複雑なので、何時の間にか誤り伝えられ、元禄(一六八八—一七〇四年)以前の書物や曆に記してあるものは皆誤つて居り、正徳(一七一—一七二六年)頃に支那から新たに舶来した種本によりて匆惶そうこうとして改めたものである。その内幕は斯くあやふやなものであるにも拘わらず、素人に対しては「金神こんじんは八将神の外にして人甚だ是を畏る。造作して土を犯すことは最も之を忌む。若し之を犯せば七人を殺す。家人にて不足なれば隣人之を填うづむ」などと嚇おどかして居るのは不埒至極で、今日なおこれを信ずる人があるなどは笑止千万といわなければならぬ。

九星は八将神や金神こんじんに続いて隋唐頃に起つたものらしく、始めはこれによりて複雑なる八将神や金神を止め是等を統一するつもりであつたらしいが、結局古き方も新しき方も双方共に行わるることになつたので、迷信の束縛が二重に増加したという厄介なことになつたものである。

六、遁げ路

時日や方位の吉凶禍福がキチンと極まりすぎでは餘りに窮窟なので色々な遁げ路にが拵こしらへてあるのは面白い。吉凶禍福の神が時々道行みちゆきする日を設け、又長く続く長凶会日の間には所々に間日なるものを拵こしらえ、方位のあしき方へ赴かんとするには方違かたがいということによりてこれを避くるといふ様なことである。方違かたがいということも源氏物語などにある如く遊戯的に見れば面白いかも知れないが、真面目にこれを信ずるに至つては餘り

に馬鹿馬鹿しい。吉凶の神もそれほど妥協的精神に富んで居るならば、寧ろ全部解放的に束縛をやめそうなものである。

迷信宣伝者が効驗なかりし時の用意として多くの遁げ路を有して居ることは云うまでもない。例えば家相方位に就て云えば、方位を定めるのに何れを中心とするか、真方位を用いるか、磁石の方位によるか、十二支方位を用いるか、二十四山方位を用いるか、二十四山の割方にも少しく前進せるものと後退せるものと何れを用うるか、時に就ては歲月日時何れに重きを置くか、是等は何れも或は右を取り左を取り適宜に選択して効驗の有無に応ずる逃げ路となして居る。

時日及び方位に関する迷信は種々なる方面から勝手に定めたものが蓄積して交互錯雑した上に、色々な遁げ路が設けてあるので、如何なる時日如何な方位でも、吉とも凶とも自由にこじつけ得る程になつて居る。要するに吉凶は全くだたらめで少しもあてにならない。

第五節 合縁奇縁

一、縁談

所謂性が合う合わぬということは、或はあるかも知れない。一見旧知の如しということや、一寸見ただけで虫が好かぬということはよくあることの様に思われる。結婚の場合などにも、いずれも立派な人々であると思われるにも拘わらず、組合わせがわるいばかりに、双方その一生不幸に過ぐすという様な例は屢々聞く所である。是等は詮じつめて見れば、畢竟充分よくお互を理解しないか、又は理解しようとな努めないがために

起つたことで、決して俗にいう如くに年廻わりの合う合わぬがために起つたものではない。生れ年から割出した五行説や九星説による説明は全くこじつけである。断じて採るべきものではない。

二、人の氣質

人心の同じからざることその面の如しで、その氣質は千差万別であるが、これを気の短い人、気の長い人、勇氣ある人、臆病なる人という様な具合に、いくつかの型に分類し、しかもそれをその人の生年月により何等かの方式にて手軽に判定することが出来ないであろうかということとは、一応誰れにも起る考であるものと見え、西洋の占星術も東洋の五行九星説も皆同じ考に基いて居る。西洋の占星術では、人の氣質及びその一生の運命は、その出生の瞬時に於ける日月五星の位置に依て定まるものとするのであるが、支那及び日本で行われて居るものでは、その始めの考はやはり五星の位置であつたと思わるるが、やがて一々複雑なる五星の運動を引合に出すことを止めて、その誕生又は受胎の年月日時に相当する干支の如何により五行説によりて判断することにしたものである。この他になお生れた日の宿曜すくようによりて判断することも行われて居る。これは印度伝来のもので、明かに西洋占星術の系統を引いて居ると思われる。

三、五行九星説

生年月日又は生年月日時それぞれの干支を五行説によりて判断するに就ても種々の方法があるが、畢竟干支と五行とを如何に配すべきかを色々持ち廻つた歴史的の残骸なるがため、五行説の少しも信ずるに足らざるものなることを明かに示して居るものである。

人は活き物で、その氣質は決して木・火・土・金・水などの死物に比較すべきものではない。所謂天稟いわゆるてんりんの質

は遺徳や胎教によつて定まるもので簡単に受胎若くは誕生の日時によつて定まるといふ様な機械的なものではない。況んや「氏より育ち」ともいふ如く、出生後の境遇や教育や自己の努力等によりて、その氣質は如何様にも変化し發達するもので、土偶の如くに一生動きの取れないものではない。

四、相生相剋

仮に人の氣質が木・火・土・金・水の五つに分類することが出来たとしても、二人の人の關係を所謂五行の相生相剋の理によりて判断するのは間違つて居る。一体相生相剋というのは、その始まりは単に五行に順序を附するために案出したもので、

生数の順序にて 水・火・木・金・土

相生の順序にて 木・火・土・金・水

相勝の順序にて 水・火・金・木・土

といふ様な順序を附し、場合によりては三つの内から都合のよきものを用いたものである。生数の順というのは五行の生れた順序だといふのであるが、単に勝手にそう定めたといふ以上に何等の理由もない。相生といふのは、五行相互間の關係で、木は火を生じ火は土を生ず云々といふのであるが、これも木が摩擦によりて、火を生ずる如く、金も摩擦によりて火を生ずるので、金火を生ずともいえる。必ずしも木・火・土・金・水の順とは限らない。

相勝といふのは、水は火に勝さり、火は金に勝さる云々といふので、それぞれ何か一つ他に勝さる性質があることを目当てとして順序を附したものであるが、それが何時の間にか勝の字が同じ意味を有する剋の字に

なり、剋になつてより後は互に軋轢衝突するといふ様な意味が加わるに至つたものである。現に水と火に就ても、相勝説の極めて初期には、水は火の牡なりとも又火は水の妃なり（左伝）とも見え、水と火とは陰陽夫婦の如く相助くるものとしてあるのに、近頃では水と火とは相剋で、水性の人と火性の人とは性が合わず互に軋轢するものとして居る。考えて見れば吾人の周囲の一切は水と火との調和にて成り立つて居るので、日常の米の飯も水と火との調和で出来、雨露の恵も太陽の火と地上の水との調和のためである。自然に倣えば、水性の人と火性の人とは相調和して尤もよく性の合うものであるだらうと思われる。

要するに天地人の一切を五行に配当するというのも誤つて居るが、その間の作用を五行の相生相剋によりて説明せんとする如きは最も無稽の甚だしきものといわねばならぬ。

二人の人の性の合う合わぬということは、夫れ夫れの人の氣質如何にもよるが、それよりももつと肝要なることは両人の心掛け如何によることである。等しく神の子であり、等しく仏性を有する人間である。必ず性を合せんと思えば、相愛し得ざることはない筈である。性が合わぬと訴うるのは要するに性を合わせぬがために合わぬというに過ぎない。

五、黄道吉日

一人の氣質や運命が、その出生若くは受胎の日時によつて定まるものに非ざる如くに、結婚生活の幸不幸も亦婚礼の日若くは婚約の日取などには毛頭関係しない。思立つた日が常に黄道吉日である。全くでたらめで少しもより所のない九星の日取や、乃至雑多の迷信より成れる日の吉凶によつて式日の取極めを左右せんとする如きは、偶々当時者の意志薄弱を表明するに過ぎざるもので、寧ろ新生活の将来に暗影を投ずるものとい

わなければならぬ。

第六節 丙午

一、浮説

丙午ひのえうまの年に生れた女は亭主を喰殺すという俗説があり、差当つては明治三十九丙午年（一九〇六）に生れ、昨今婚期に達して居る娘さん達がそのために多少縁遠いらしいというのは誠に悲しむべきことである。日取の一日や二日はどちらでもよしと、迷信を軽く見て居つた人々も、迷信のために縁談が破れた当人や、その親などになつて見れば、実に一生の大事、死活の問題であるのに喫驚きつぎょうしたことであらう。

丙午ひのえうまに関する迷信は、支那にては五雜俎に「丙午へいじ、丁未ていびの年には火災あり」ということがあり、我国にては男色大鑑に「丙午ひのえうまの女は必ず男を食へると世に伝へしがそれには限らず云々」とあり、燕石雜誌に「或はいふ、女子丙午ひのえうまの年に生まるゝものは必ずその良人を食ふ云々」とあるのを以て見れば、可かなり古くからあるものと見える。

思うに火災のことも夫婦関係のことも共に五行説の考に基いたものであらう。干支を五行に配当すれば、丙へいは火の兄えであり午びも火である。方位に配当すれば丙へいは南微東であり、午びは正南である。故に丙午ひのえうまは火の重なり盛陽の重なるものなので、この年には火災多く、この年に生れた女は気が強く亭主をも喰殺す程だといふのであらう。

もともと五行説なるものがでたらめなるものであり、年の干支や、干支を五行に配当することも、共に全く

氣儘きままに定めたもので何等なんらの理由のあるものではないので、真面目まじめに右の如き説を駁はたするまでもないことではあるが、五行説その物から見ても右の如き俗説しよせつは成立し得ざるものであることを一言して見よう。

二、干支五行説

今より二千餘年前、五行説成立の初に當つて、十干に五行を配当することは

甲乙は木、丙丁は火、戊己は土、庚辛は金、壬癸は水、

として容易に出来だが、十二支に五行を配当することに就ては尠すくなからず困難を感じたもので、漸ようやく

寅卯は木、辰は土、己午は火、未は土、

申酉は金、戌は土、亥子は水、丑は土、

とすることに決したのは前漢末の頃である。

十干と十二支とに五行を配当することが出来た後に、続いて起つた問題は、十干と十二支とを組み合せたる六十干支に如何に五行を配当すべきかという問題である。これも色々持廻つて苦心したもので、始めには十干の方だけの五行を用いたこともあり、又は十二支の方だけの五行を用いたこともあり、又は干と支との相互關係を見てこれを義、保、專、制、困の五種類に分けてその意味を考えたこともあつたが、遂ついににこれを京房の六十律に仮托し、所謂納音法なるものを案出し、一定の方式によりて六十干支を五行に大別し、更に甲子こうし、乙丑おつちゆうは海中金、丙寅へいゐん、丁卯ていぼうは爐中火という如く三十種に細別することとして落着したものである。三十種の形容詞は後世に至りて附加したものであろうが、納音法によりて六十干支を五行に配当したのは後漢末頃であらうと思ふ。

三、五行説による判断

十干十二支及び六十干支を五行に配当することが定まつてからは、干支五行説は完全に成立したのであるが、それ以来一般に用いられて居る所に従えば、丙午、丁未は天河水で、神聖なる水である。決して火ではない。天の河は古くから牽牛織女の美わしき物語に色どられて居る。

天の河霧立ちのぼる棚はたの

雲の衣のかへる袖かも

古ゆ織りてしはたを此夕

衣に縫ひて君待つ我れを

私の見る所によれば、牽牛織女の古伝説は、星辰界せいしんと人間界とを通じて宇宙ぼうぼくに磅礴たる愛の精神を表現せるものである。天の河の水を本性として居る人は決して縁遠くある筈はない。

四、九星判断

更に又、五行説より發達し、人の氣質やその一生の運命を、その出生の年月日時に於ける干支九星によりて判断せんとする九星術によりて見れば、明治三十九丙午年(一九〇六)生れの人は本命四緑木である。詩(詩経)風周南(風周南)に曰く、

桃の夭々うらやまたる

その葉蓁しんしん々たり

この子ここに嫁ぐ

その家人によろし

これも縁起は頗る宜しい。

丙午の干支別々に見れば火であり、その融合したる納音から見れば水であり、更に九星配当から見れば木である。斯くまぢまぢ帰着する所がないのは殊に面白い。畢竟五行説のでたらめなる、五行配当の無理なることを遺憾なく暴露して居るものである。

人は万物の霊長である。仮に五行説はよいとして、一切の万物はそれぞれ木・火・土・金・水の何れかの性質を帯びるものであるとしても、人は決して木でも火でも乃至土、金、水でもあつてはならない。必ずや木・火・土・金・水の五つの性質を盡く帯びたものでなければならぬ筈であろう。勝手に拵えた干支の組み合わせで、靈智ある人間を或は土や木や若くは十二の動物などに比するのは不倫も亦甚しいといわなければならぬ。

五、貴き犠牲

丙午歳生れの娘さんが、自分の運命を悲観し、又は一、二の縁談が丙午生れの故を以て破れたのを悲んで自殺したという実例がある。私が新聞紙上にて気がついただけでも五件ほどあつた様に思う。

死生は大事である。将来春秋に富み、これから花を咲かすべき一生を、つまらぬ迷信のために犠牲になるとは何という悲惨事であろうか。死を決した人の心持ちは如何であつたろうか。迷信の害毒も遂に斯の如きに至るかと思ふ。

これは決して新聞紙の三面種として軽々に看過してはならぬ。斯の如き事件がただ一つあつてもそれは不当なる迷信の迫害である。重大なる社会的罪悪である。我々は此事件に直面して大に猛省しなければならぬ。

社会的罪惡を醸成したる人々は等しく重大なる責任を負わなければならぬ。

少しく餘裕ある生活を営み居るがために、葬式には友引の日を避け、着帯には戌の日を撰ぶという様なる妥協的遊戯的気分にて、知らず知らず迷信の跋扈を誘致したる中流社会の人々は、特に此事件に対して深く省みる所がなければならぬ。葬式に友引の日を避ける態度と丙午の嫁さんを嫌う態度とは全く同様である。

今回の悲惨事は、若しこれによりて迷信に対する一般の覚醒を促し、やがて一切の迷信を一掃するの機縁ともならば、これ実に貴き犠牲である。あだに散りたる花の霊を弔うの道は、逆縁ながらこれより外にない。

第七節 当らぬ八卦

一、孔子は易と無関係

八卦の占は、若し正心誠意で占つたならば、その心が神に通じて、必ず当るものであらうと信じて居る人は相応に多い。所謂知識階級の人々の間にも、斯の如き考を有して居る人の少なくないのは、頗る嘆かわしいことといわなければならぬ。思うに、八卦の占は易に基いて居り、易経は周の文王がその本文を書き、孔子がそれを注釈されたものといわれて居るので、千古の至聖なる孔子の信ぜられたものならば、何等か然るべき理由のあるものならんとの信賴の念がもとになつて居るのであらうが、近来の考証によれば、易経と孔子とは殆ど何等の關係もない。易経の本文は、或は孔子以前よりあつたものかも知れないが、孔子が易を学ばれたという様なことは、全く後人の仮托である。十翼と称えられて居る易経の注釈は孔子より遙か後に、戦国から

秦漢までの間に、多くの人によって附け加えられたものである。

よしや昔の聖人が信ぜられたものであるとしても、孔子以後今日に至るまで二千四百年、物質界の現象に関する知識は、我々の方が遙に孔子よりも進歩して居ることはいうまでもない。占は当るものか当らぬものか、我々は古人を妄信することはなく、我々の考で判断しなければならぬ。

二、卜 筮

普通には卜筮と一緒にして居るが、卜と筮とは全く別物で、その起源を異にし、その実質に於ても重大なる差違のあるものである。

トは古くは亀トで、亀甲若くは獸骨に占わんとする文句を認め、これを灼きて生じたる割れ目が、右に向いて居るか、左に向いて居るかによって、占ったものである。トという文字も、二股に出来た割れ目を示す象形文字である。今より三千四、五百年も前に殷の時代には、盛んに行われたものと見え、殷の都であった地方の土中から、このために用いた獸骨片が、非常に多く発掘される。占の文句は「明日狩獵に出掛けようと思うが、天気は雨か晴か」という様なことが多い。兎に角右か左か、二つに一つの孰れなるかを占うのがトである。之に反して筮は、或は周の民族が輸入したものか、周代に自然に発達したものか、当初は亀トとは全く趣を異にしたもので、左右孰れかを決するためではなく、問題を慎重に考慮するための方法である。重大なる問題に逢着した場合に、これに処するの道は、必ずしも黑白の二つだけではない。問題が重大であり、複雑であればあるだけ、両極端の方法の間に、幾多の中間的解決法があるべき筈で、是等幾多の解決法を案出して、その中の最善のものを撰ぶのが、為政家のまさに努むべき所である。一般的に、黑白二つにする代りに、大別して

八つ、細別して六十四の可能なる型を仮想し、問題の起る毎に、この八つ若くは六十四の型に照して慎重に審議するのが、八卦若くは六十四卦設定の根本の考である。

要するに筮は、慎重に審議する稽疑法であり、トは黑白孰れかを決する決疑法である。事を処理するに當つて、決断の必要なことはいうまでもないが、豫め種々の場合を仮想して、慎重に審議することは更に必要である。六十四の場合を盡くして充分に考究し、最後に孰れとも決し兼ねたる二つの案に就て、決疑法によりてその一を択ぶという様にすれば、両々相輔けて効能あることと思わるるのであるが、いつの間にかトと筮とは相混同し、周初の事を記載せる「洪範」なる書物が、孔子時代に編纂さるる頃には、トと筮とは殆ど同様のものとして用いらるるに至つた様である。

漢以後今日まで伝わつて居る方法では、一束の所謂筮竹なるものを取り、一定の方式にて数えて、残りたる筮竹の数によりて、六十四卦の孰れに当るかを定め、豫めその卦に固定せる文句によりて、事件の吉凶を占うて居るので、丁度六十四本の御鬮の中から、その一本を引くのと少しも異ならぬ。

双方とも占の方法として用うるとすれば、トの方は割れ目の右か左かで判断するので、つまり左右に道の分岐する所でステッキを樹て、その倒れた方へ向うのと同じことである。当る場合と外れる場合と半々で、適中率は二分の一である。之に反し筮の方は六十四卦の孰れかに当るので、適中率は六十四分の一である。俗に「当るも八卦当らぬも八卦」というが、事實は、当る場合が僅に六十四の中の一で、六十四の中の六十三までは外れるのである。「いつも当らぬ八卦」といわなければならぬ。

三、八卦の方位

八卦の占の不都合なることは、いつも当らぬがためだけではない。更にその根本に於て、八卦の理は、物質

界の現象に適合せざるものであるがためである。

所謂八卦の易理なるものが、甚だしくでたらめのものであるという著しき实例は、八卦の方位に対する配当である。普通に、乾が西北、坎が北、艮が東北、震が東、巽が東南、離が南、坤が西南、兌が西という様に配当してあるが、陽の極る乾が西北に当り、陰の極なる坤が西南に当るとするのは、何としても不都合である。これは易の説卦伝というのにあるが、思うに説卦伝は秦の時代に出来たもので、その時代に十月を年の始めと定めたことと、同じ考に基いて定めたものであろう。秦時代以外には通用しない考である。

易の理法より云えば、乾と坤とは、兎に角、相對向せる方位に配当されなければならない筈で、普通の配当が不都合なることは、凡ての易学者も認めて居ることなのである。宋の邵康節は、一の理想的配当をこしらえて、それを伏羲の定めたる先天の方位と称え、普通の配当を文王の改めたる後天の方位であると称えて、解釈して居るが、この邵康節の配当も必ずしも理想的ではないので、平田篤胤は先天真方位、新居守村は復古方位と称うる、少し宛異なるものを正しき配当なりと主張して居る。理想的というべき配当が、斯く幾通りもあるということは、畢竟八卦を方位に配当することが無理なることを示して居るので、その何れの配当も正しきものに非ざるものと断じなければならぬ。況んや普通には、理法に合わぬ所謂後天の方位配当を用いて判断して居るので、その結果が全く得手勝手なものであることはいうまでもない。

四、筮 法

筮竹のとり方には、本式の十八變筮法、三十六變筮法や、売卜者の用うる略筮・俗筮などの方法があり、何れも天地陰陽の理法に基き、無念無想にて神明に通ずるものの如く、勿体ぶつて居るのであるが、熟々大数

計算法によりて、是等の筮法なるものを吟味して見れば、要するに六十四卦の何れにも偏せず、当面の周囲などは全く無関係に、どれに当るのも同様に、紛れ当りである様にする方法に外ならぬ。簡単に六十四本の鬮の中から、択り好みなしに一本を引くのと同じことである。

いくら道德けだかき人が、無念無想に筮竹をひねくるとしても、少しも神秘的な作用などは有り得ない。少しも手品をつかわないとすれば猶更のことで、六十四卦のどれに当るか全く盲滅法なることが筮法の特徴である。

五、売卜者

ある事件に就て占を頼まれたとして、所謂無念無想で、法の如くに筮竹をひねくつたとすれば、その結果として現わるる卦は、全然事件とは無関係で、六十四卦のどれが出るか判らない。紛れ当りに六十四卦の中の一つが現わるるに過ぎないのであるが、さりとて当面の事件に対して、餘りに没常識なる判断も下されない。売卜者としては、周囲の状況より察して、最も適当と思考する判断と、それとは全く没交渉なる卦の面に現われた文句とを、尤もらしく聯絡を附けるだけの技倆を有することが必要なので、恰かも落語家が、縁もゆかりもなく見ゆる事項を巧みに聯絡して、所謂三題噺の落ちを附ける様なるものである。

高島易断には、よく当つた例がいくつも揚げてあるが、これもどれ程が外れてどれ程が当つたのか、又少しも手品がしてないかどうか、詳しく吟味して見なければ、当否に就ての批評は出来ないが、併し少しでも当つた実例があるとすれば、それは畢竟高島氏の常識判断が当つたので、決して八卦の占が当つたのではない。八卦と判断との間に聯絡がある如くいうて居るのはこじつけに過ぎない。

筮竹をひねくつても、八卦に執われざる様になれば、その人の判断はいくらか当る様になるので、そうなれば、筮竹は全く飾り物で、こけ威しの道具に過ぎない。織田信長が桶狭間に今川義元を襲撃せんとする途中に、熱田の宮（名古屋市にある熱田神宮、神体は草薙剣）に参詣し、両面とも表が現わるる如くに二枚づつ糊着せる錢を撒いて、士気を鼓舞したという話があるが、丁度それと同じことである。

若し夫れ真に八卦による占を信じ、真面目にこれに依て判断するものとすれば、当る場合は六十四回の中僅に一度で、六十三回までは判断は外れる筈である。これほど当らないものはない。俗に所謂馬鹿の打つ鉄砲で、これほど不安心なものはない。

第八節 偽暦と迷信

一、頒 暦

年々神宮神部署（伊勢神宮大宮司が管理し、暦の作成、配布などを司どつた役所）から全国に頒つ暦は百数十万部という驚く可き大部数に達して居るといふことであり、その他運勢暦・農家暦などと称する略暦類似の暦本は年末年始の雑誌屋の店頭（うずたか）に堆（うずたか）積まれて居る。我邦の一般民衆はこれほど深く暦に注意して居るのであるか、何のために暦本を購求し、何を知らんが為に暦本を披くのであろうか。

熟々これを察するに前者を購求するのは多くは単に慣習の為であり、後者を求めるのは全く歴日に関する迷信のためである。一は他動的でさして深き意味を有せざるものと見なければならぬもの様であり、而も次第にその数を減ず可き形勢にあるのに反し、他は自発的で全く迷信に基いて居るのであり、而も近年著しく増

加しつ々ある如く見ゆるのは頗る慨わしい事と云わなければならぬ。後者の需要が多ければ多い程、真正の曆に関する一般民衆の知識の貧弱なることを示して居る。

二、太陰太陽曆

古代に於て曆が大に重んぜられて居った事はいうまでもない、正朔を奉ずると云うことは領分内又は勢力範囲内ということの意味し、頒曆は中央政府の政治の主もなる部分をなして居ったのであるが、これにも当然の理がある。

例えば支那の古代に就いて云えば全く農業によつて立つて居るのであるから、太陽曆を用いて一年四季の變化を容易に知ることは必要缺く可からざることであるが、同時に又今日の如く夜の照明法が発達せず、電燈のなき時代には常に月の盈昃に注意し月の光を利用することは、それ丈民族の活動能力を大ならしむるものなるが故に、月の盈昃によりて日を定めたる太陰曆を用うることが甚だ便利である。

支那の古代に於て発達し、爾來二千餘年、我國に於ても近く明治六年（一八七三）改曆の以前まで使用して居った曆は、巧にこの両者を取り入れることに成功したもので、謂わば太陰太陽曆とも稱すべきものである。太陰曆を用いながら大体に於て十九年の間に七閏月を置くことによりて太陽曆の季節と調和し、年々の季節の早晩は、一太陽年を二十四節に分ちたるものに相当する曆日を曆面に掲げて示すこととしたものである。

この曆は太陰曆と太陽曆との両者を巧に利用して居るだけそれだけ複雑なので司曆者の側より云えば、古代に於ては適當なる曆法の知れざりしが為に、時々閏月の挿入を誤りて一、二箇月も季節の差を生ぜしこともあり、後世曆法の整頓せる時代にも僅の差が長き間に重なつて時々季節及び朔晦（朔はついたち、晦はみそか）に著しき狂いを

生じたことは枚挙に^{いとま}違なき程で、常に曆を正しくすると云うことには絶えず苦心して居つたものである。又曆を受けて使用する民衆の側より云えば、年々の曆を受けざれば月の朔晦も季節の早晚も一切知ることが出来ない。日常生活の上もなく必要なものであつたのである。曆を造る方から見ても、之れを用ゆる方から見ても、斯の如く重要なものなので、^{はんれき}頒曆の形式を莊重にし、曆の普及宣伝に努め、遂に戸毎に一本を備うるほどに至つたのは、誠に当然のことであつたと云わなければならぬ。

三、太陽曆

朔望による月光利用法と季節による太陽熱利用法と、両者の利便を兼ね併せんがための太陰太陽曆は頗る複雑なので、寧ろ比較的重要なならざる月光利用法の利便を犠牲にしても、曆法の簡便ならんことを選びたるものは太陽曆である。殊に近代に至りて照明法の發達と電燈の普及とを見るに至りては、月光利用法の効能は著しく減却したので、我邦にて明治六年(一八七三)以来断然太陽曆を採用したことは頗る機宜に適したものである。改曆以来五十年の今日に至りても尚お旧曆に恋々たるものの如きは、要するにランプ亡国論と同程度の時代錯誤と云わなければならぬ。

太陽曆を用うれば、季節は年々殆ど同一の曆日に相当するので、太陰太陽曆の場合の如くに季節を知るために曆を見る必要は殆どない。冬至や立春や八十八夜、二百十日と云える如きものは、単に曆日を数えて居りさえすればひとりでに知れる。旧曆使用時代の苦勞を顧みれば真に隔世の感がある。

専門家技術家の使用のための天文曆や航海曆の如きものや、又一般の人々のためには、新聞社にて発行する年鑑の如きものや、日記帳の前後にあるもの又は一枚摺の日曜表の如きものは今後も益々その必要を見るで

あろうし、又それぞれ発展するであろうが、旧来の太陰太陽曆時代の曆に対する如き意味にての頒曆はんれきは今日に於ては殆どその必要がない。畢竟曆本を見る必要がない程に簡單なる所に太陽曆の効能があるので、我々はその無為の恩沢に感謝しなければならぬのである。

現在頒布はんぷの略曆りやくれきの如きも、旧曆時代の頒曆はんれきとは次第にその内容と様式とを異にし、やがては各地の氣象統計や年中行事の如きものを附加せる日用便覽と云う方向に發達すべきものであろう。

四、日の吉凶

運勢曆とか農家曆とか云う類たぐいの俗曆が可なり広く一般に用いられて居るのは全く日の吉凶に関する迷信のためである。一年中の曆日に、十干・十二支・九星・二十八宿等の種々の循環によりて、種々の色合度合の吉凶禍福が伴うものとしてあるのであるが、斯かくの如き日の吉凶が、その起源から見ても、又は實際の統計的事実から見ても、何等なんらの根拠も理由もなく、全く荒唐無稽の迷信に過ぎないものであることは、今更事々しく論ずる迄もない。

試みに大正十年(一九二二)度の俗曆五、六種を取りて之を検して見るに、先ず第一に是等の凡すべてが一年間の日々の天氣豫報を掲げて居るのは失笑を禁じ得ない。何れの地の天氣と明言してないのは發行所在地の天氣と云う意味か、或は偶たままぐれ当りに当りたる土地の天氣と云う意味か。人を愚にするも亦甚だしと云わなければならぬ。五、六種の俗曆相互の間に相違矛盾があるのは言うまでもなく、現に正月三ヶ日の天候に就つては、本邦中部の天候に適合せる豫想が一つもないのは面白い。日の吉凶の判断の外れることも亦斯かくの如しと云う实例を示したるものと見るべきであらう。

更に一月一日の九星の割当を見るに、運勢曆と称するものにては一白となつて居り、その他の凡てのものにては七赤となつて居る。斯く九星の配当が異なる以上は日の吉凶の判断も相互に矛盾するのは当然である。これは支那伝来の九星配当法を吟味して見れば、前者の方が正しく後者の方が誤つて居る様であるが、然しその支那伝来の九星配当なるものが元来何等の根拠あるものではないので、一方を正しとし他を誤れりとするのは畢竟猿の尻笑いに過ぎない。双方とも杜撰にして何等の価値なきものとして一掃すべきものである。

友引の日に葬式を忌み、不成就日に婚礼を忌み、三隣亡の日に普請柱立を忌むという様なことは今日可なり広く行われて居る様である。是れ等の場合は、多くは必ずしもこれを理由あるものとして信ずるのではない。寧ろその迷信に過ぎざることを知りながらも、兎に角一部からケチの附いて居る時日には見合わす方がよいと云う程度のもので多いらしい。遊戯的気分にて事を処し得る程の餘裕ある人々に対しては、強てその心持に迄立入りて攻撃するにも当たらない様なものであるが、斯の如きことは動もすれば増長し易い。多少の無理を忍んでも時日を変更せしむることや、時日の変更の餘地なきものに対して不当の批評を加うる如きことは屡見受ける現象で、是れ等は飽まで排斥せざるを得ない。

一年三百六十五日何れの日を選ぶも随意なるべき自由を放棄し、何等の来歴も理由もなく、単に他律的に指図されたる時日に意味を附すると云う考えは、蓋し服従主義・運命主義時代の遺物である。自由を尊ぶ現代的精神と相距ること頗る遠しと云わなければならぬ。

五、維新改曆の詔書

曆に関する現在の状態は頗る乱雑である。今なお五十年前の旧曆に恋々たるものや、煩瑣なる曆日の迷信

に執着して居るものがあると云うことは甚だしき時代錯誤である。

斯かくの如ごとき状態が改められ整理されなければならぬことは餘りに明白で論ずるまでもないが、此の現状は自然放任のままでは容易に改まらない。現に一度は新曆を採用しながら近年再び旧曆に逆戻りしたる地方などがあることや、俗曆の発行が近年増進の傾向あること等に見ても、我々は何等なんらか適當の施設によりて積極的に努力しなければならぬ。

元來曆は歴で時日を紀するためのものであるが、その実行に当りては少くとも次の三つの意味がある。

第一は天文に関する方面で、四季の変化や月の盈えい昃そくの如ごとき大なる天然現象と適應せしめて、成るべく便利に太陽熱や月の光りを利用し得る様にすることである。これは既に述べたる如く、曆の發達から見れば古來非常に重大なる意味を有して居つたものである。

第二は年廻りや日の吉凶に関する迷信で、俗間には今日なお頗すこる大なる意味を有して居るものであるが、要するに単に迷信である。長き時の間に曆に附着したる寄生虫や黴菌ばいじんの如ごときもので、本体の衰えた時に蔓延まんえんし增長する有害物である。我々は常にこれを除却し撲滅することに努めなければならぬ。

第三は曆日の統一と云うことで、これによつて年中行事を一致せしめ或は民族として或は世界の一員として団体意識を強めることになるものである。畢竟曆は人間相互の間に約束したる日時指示法たるに過ぎざるが故に、統一と云うことは曆の大眼目で最重要なる意味を有するものである。この点より見れば今日の如き乱雑なる状態は曆の本旨に背くこと最も甚だしきものと云わなければならぬ。

明治五年(一八七二)十一月に布告せられたる改曆の詔書を拝誦するに、

朕ちん惟おもフニ我國通行ノ曆タル太陰ノ朔望ヲ以ナ月ヲ立テ太陽ノ躔度ニ合ス故ニ二三年間必閏月ヲ置カサル

ヲ得ス置閏ノ前後時ニ季候ノ早晚アリ終ニ推歩ノ差ヲ生スルニ至ル殊ニ中下段ニ掲クル所ノ如キハ率ネ
 妄誕無稽ニ属シ人知ノ開達ヲ妨クルモノ少シトセス蓋シ太陽曆ハ太陽躔度ニ從テ月ヲ立ツ日子多少ノ異
 アリト雖モ季候早晚ノ變ナク四歲毎ニ一日ノ閏ヲ置キ七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生スルニ過キス之ヲ太
 陰曆ニ比スレハ最モ精密ニシテ其便不便モ固ヨリ論ヲ俟タサルナリ依テ自今旧曆ヲ廢シ太陽曆ヲ用ヒ天
 下永世之ヲ遵行セシメン百官有司其レ斯旨ヲ体セヨ

と記されてある。爾來五十年、大正十一年（一九二二）の新年は正しく現行曆第五十回の誕辰に相当するのであるが、
 顧みて維新改曆の詔書に対すれば今なお昨の如く誠に忸怩の至りに堪えない。今の時に当りて雑曆の整理統
 一を断行し以て詔書の趣旨を貫徹することは、後れたりと雖もなお大正改造時代の我々の任務である。抑
 も亦現行曆第五十回の誕辰を祝すべき好箇の記念事業である。（大正十年稿）

第九節 曆と年中行事

一、五十年の新曆

明治六年（一八七三）に太陰曆を廢し、太陽曆を用うることになってから正に五十年であるにも拘らず、今なお
 現行太陽曆を新曆と称えて居るのは、頗る皮肉なる矛盾と謂わなければならぬ。畢竟現行曆が未だしつこ
 りと民俗に調和せざることを表明して居るのに外ならないので、不調和の症状として望ましからざる現象が
 簇出して居る。

第一には、お正月祝を始めとし、その他の民俗的年中行事に対し、或は新曆を用うるもの、或は新曆に一箇

月後れたる日附を用うるもの、或は旧曆を用うるものなど雑然として統一しない。民俗的年中行事は成るべく之を統一し、全国同一の暦日に行うことによりて、民族的団体意識を強むるものであらうと思わるるのに、餘りに乱雑な現状は、恰も民俗の同じからざる異人種雑居の趣がある。斯の如き状態が速に改められなければならぬ事は言うまでもない。

第二には、大祭祀日が未だ充分に民俗的になつて居ない。所謂新曆と共に他人扱を受けて居る觀がある。第三に、海岸地方に於ては潮汐の關係上、今なお太陰曆を用いて居る所が尠くない、学校にては新曆を用い、家庭にては旧曆を用い、子供は二重の暦日に悩まされて居る。

第四には、一般に旧曆に執着する気分が、遺憾ながら今なお広く俗間に漂うて居ることは否むことが出来ない。これは一には、単に旧來の因習に泥むためもあるであらうが、又一つには、多くの迷信によりて色着けられたる旧曆に対しての執着であらうと思われる。現に迷信的偽曆の製作者は直にこの缺陷に附け込み、盛に旧曆と迷信との伝播に努めて居るので、之が為に更に迷信の跋扈を来し、文化の發達を阻害して居ることの尠くないのは、甚だ遺憾なる事と謂わなければならぬ。

二、生活改善事項の一

前述の如き現状は決してこれを放任すべきではない、速に改善の方法を講ずるの必要あることは、夙に識者の認むる所であつて、唯卒先提唱の任に当る者の奮起を待つて居つたのであるが、昨年来生活改善同盟会は、曆及年中行事の統一を図ることを以て改善事項の一とし、進んでこの問題の解決に着手せらるるに至つたのは、誠に機宜に通じた処置であると思ふ。

私もこの事項に関する特別委員の一人として、現状の調査や処分方法の立案に参加したのであるが、委員会は広く諸方面の代表的意見を集め、幾度かの討議研究を経て、最近に至り漸く一の成案を得るに至ったのである。ただ暦及年中行事の統一という如き仕事は、理論ではなく実行である。実行に関し充分權威ある協定をなす事によりてのみ初めて効果を挙げ得べきものと思はるので、生活改善同盟会は、この案を以て一旦未定草案として之を発表し、之に対し広く地方の自治体や社交的団体、及びその他一般社会の意見を求むる事とし、是等の批評を参酌して更に審議修正を加えて、最後の決定案を作製し、全国一般の賛同と協力により此決定案を実行する事によりて、統一の目的を達せんと期待して居るのである。

私は協議に与りたる一人として、協定事業に対しての私の考えや、希望を述べて見たいと思う。

太陰暦が実際に於て便利であるという場合は、第三に挙げた海岸地方に於ける場合や、月光の利用に重きを置く地方などであろうが、是等に対しては必ずしも太陰暦を用いなければならぬという事はない。日常の暦としては太陽暦を用うる事にした上に、月々の朔望表若くは月齢表を一般に周知せしむる方法を講ずればよい。これは以前の大陰暦使用時代に、日常の暦は大陰暦を用いながら、二十四節や八十八夜、二百十日などを掲げる事によりて、太陽暦の季節を示して居った遣り方を、丁度逆にやるので、太陽暦と太陰暦と両方の利便を併せようとするためには多少の手数や不便は忍ばなければならぬ。

事実上これよりも大きな問題で、私共が生活改善の協定草案を作製するに当りて最も考慮を費したものは、お正月祝いに関する処置である。我邦の大部分を占むる農村関係の地方に於ては、農家に於ける年中行事の割り当て上、現行暦の新年ではお正月をするのに早過ぎるというのであるが、又多くの都会地に於ては、既に所謂新暦に適應して、少しも不便を感じないという、此両者の事情を如何に調和せしめ、如何なる方面に妥

協統一を求むべきかは、頗る困難なる問題と思われたのである。幸にも此問題は、紀元節の意味を明かにし、新年と紀元節とを併せ考うる事によりて、甚だ満足に解決することが出来たと思ふ。

更に実行の途上に横わる重大なる障碍は、所謂偽暦の流行である。年々夥しく発行さるる運勢暦、九星早見、御家宝などと称する雑暦は近年著しく跋扈し、盛に旧暦と迷信とを伝播しつつあるのであるが、我々は之に対して有力なる防遏手段を講じなければならぬ。

三、新年と紀元正月

所謂お正月は、現に都会と農村とに於て別々の時期に行うて居るのであるが、如何にして之を統一すべきかという事を考えるに先だち、所謂お正月祝いなるものの内容を見れば(一)一定の循環時期に於て心持を新し、君が代の万歳を祝する事と、(二)某年度の仕事を終り、翌年度の仕事の準備に着手する前に、隣保団樂して、ゆつくり休むという事との二つの意味がある様に思われる。官庁学校等に於ける祝賀式、新年祝賀会、年賀訪問、年賀状交換等に関する行事は前者に属し、屠蘇や雑煮を祝う事、お正月祝宴及び追羽子、歌かるた、絵双六遊び等は後者の意味合いのもののように思われる。

都会地に於ては(一)(二)を併せて現行暦の新年に行うて居るが、(二)の方の意味は頗る薄く、農村地方に於ては約一ヶ月程後れたる時期(一と月後れ正月若くは旧暦正月)に正月祝いを行うて居るが、それは全く(二)の方の意味のものであるというのが現在の状態である。

この現状は頗る不統一なる如くに見ゆるのであるが、之に対し極めて僅の修正を施すと同時に、之に対する我々の考え方を改むる事によりて、その儘之を少しの不都合もなく統一したるものと見做すことが出来る

であろうというのが私共の考えである。

即ち私共の協定草案によれば、従来のお正月祝の内、(一) 即ち新年祝賀ともいうべき部分は、全国一般に必ず現行暦の新年に行う事とし、(二) の方即ち正月祝ともいうべき部分は、地方の状況に依じて、必ずしも全国一様なることを要せざるものとし、都会地に於ては新年に併せ行い、農村関係地方に於ては、紀元節の日に行う事として、之を紀元正月と称えようというのである。

紀元節は言うまでもなく我国の建国を記念する為に、神武天皇即位の日を祝するのであるが、即位の日はその当時の暦の正月朔であったので、この日を現行太陽暦に引直したる二月十一日は、即ち建国当時の正月で、正に紀元正月とすべきものである。新年の始めに君が代の万歳を祝して、国運の隆昌を祈ると共に、紀元正月を祝して、神代かみよながらの春を髣髴ほろけつせしめ、遠く建国の古いにしえを記念する事は誠に意味深き事であらうと思つ。率直に言えば、此協定原案は決して理想的のものではない。理想としては(一)と(二)とを一緒にすることが望ましい。又よしや(一)と(二)とを分つにしても、(二)も亦(一)の如くに全国同一の時期に行うことが望ましい事は言うまでもない。唯是等の註文を今直ただちに実現せしむることは頗すいぶる困難であらうと思つので、私共の案は、実行の易やすからん事を主として、現状と理想とを妥協せしめ、帰着点を将来に求めたものに過ぎない。

四、その他の年中行事

お正月の処分が定まれば、その他の年中行事を統一する事に就ては、大なる困難はないと思つ。勿論現に地方によりて区々なるが故に、銘々めいめいの便宜を甲立て、若くは歴史的因縁いんねんを担かつぎ出せば、相応に問題にはなるであ

ろうが、結局は何れに定まっても、さしたる不都合はないので、相談は纏り易いと思う。

例えば五節句は年中行事の最も重きものであったのが、明治改暦の際に「今般改暦に付人日(陰曆正月七日)、上巳(陰曆三月三日)、端午(陰曆五月五日)、七夕、重陽(陰曆九月九日)の五節を廃し、神武天皇即位日(二月十一日)、天長節(天皇誕生日)の両日を以て自今祝日と定め候事」という布告により、公の式としては廃止されたものである。現に雛祭や幟祭(五月五日)、星祭などが行われて居るとしても、必ずしも厳格に五節句の継続として、その内容や期日を踏襲する必要はない。現にその内容も既に餘程變じて、女兒の為の雛祭、男兒の為の幟祭、夏の夕の空を眺むる為の星祭という意味になつて居るのであるから、期日を定むるに就ても、三三、五五等の数字に拘泥することを止めて、雛祭、幟祭に対しては、小学校の休日、星祭に対しては夜の空の觀望に都合よき日を選ぶという事にすればよいであらう。

盆祭は盆踊の關係もあるので、満月の日がよいであらうし、多くの農村にて行わるる刈上祝の如きは、成るべくはその意味の為の祭日なる新嘗祭の日に統一するということのように定めたいと思つ。

五、旧曆に対する執着

月の光や、潮汐の關係上、月の朔望を知る必要があれば、それに対しては月齡の表を曆面に掲げ、尚海岸地方などでは、便宜月齡表を周知せしむる方法を講ずればよい筈であるが、それだけの事をしても、尚未だ旧曆そのものに対する執着が少からず残留している様に見える。

第一には、長き年代の間、略相類似した曆を用いて来たので、旧曆の曆日は風俗や文学に深く綴り込まれて居る。第二には、歴史的著名の事実の起りたる時日や、故人の忌辰の如きものは、之を追想する場合に、旧曆

当時その儘ままの日附を太陽曆に移しても、又は太陽曆に推算したる日附を用いても、何れにしても、落ち附かぬ場合がある。例えば、元禄十五年(一七〇二)十二月十四日(赤穂四十七士が吉良邸に討ち入りした日)の月夜と雲とを聯想せしめんが為には、現行太陽曆の十二月十四日にも、又はその當時を太陽曆にて推算せる一月三十日にも、共に具合がわるいので、依然として旧曆十二月十四日を用いたいという様なことである。

併ししか乍らなが、この二つの事柄は、時運の変遷に伴う自然の結果として断然あきらめなければならぬものである。新しき時代は新しき衣を要するので、古く着馴れたるものも捨てなければならぬ。例えば、平安朝の文物を憧憬しやうけいする有職家ゆうしやくかといえども、今を昔に逆転せしめんことを望んではならぬ様なものである。

旧曆に執着する第三の理由は、旧曆と迷信との関係で、これは長き年代の間からみ合いたる悪因縁いんねんである。旧曆の日附に対する要求の大部分は、旧曆の曆日に色着けられたる日の吉凶を知らんが為であると言つても、過言ではあるまいと思はるる程である。日の吉凶に関する迷信が、過去に於けるが如く、現在に於ても、如何に甚だしく健全なる文化の發達を阻害しつつあるかを思えば、実はこの事実だけから見ても、旧曆は廃止する必要があると言つて可いと思ふ。

所謂偽曆いわゆるなるものが盛に俗間に行われて居るのは、畢竟旧曆及び迷信に執着する人心の弱点に乗じたものである。是等の旧曆は、多くは略曆類似として取締らるべき筈のものだという事であるが、熟々その内容を吟味して見れば、殆ど曆ぼとんという程の資格のあるものはない、単に曆の名を藉りて日の吉凶に関する迷信を傳播でんぱするだけのものに過ぎない。斯の如き偽曆の流行は、実に現代文明の恥辱と謂いわなければならぬ。規則によりて取締るまでもなく、これを不必要として、顧みる人のなきに至らん事を希望せざるを得ない。

六、改曆五十年

明治五年(七^{一八})十一月に布告せられた改暦の詔書中にも「太陽暦は太陽の躔度^{てんど}に従つて月を立つ日子多少の異ありと雖^{いえど}も季候^{せいこう}早晩の変なく四歳毎に一日の閏を置き七十年の後僅^{わずか}に一日の差を生ずるに過ぎず之を太陰暦に比すれば最も精密にしてその便不^{もと}便も固^{もと}より論を俟^またざるなり依つて自今旧暦を廢し太陽暦を用い天下永世之を遵行せしめん百官有司そのれ斯旨を体せよ」とある。

本年(大正十一年)(二^{一九})十二月九日は改暦詔書発布滿五十年に当り明十二年(二^{一九})一月一日は改暦以來滿五十年に当るのである。少くとも是等の日を期して暦の統一を完^まうし、日の吉凶に関する迷信を一掃するこゝとが出来なければ、何の面目^{めんもく}あつてか、この改暦の詔書に對することが出来よう。

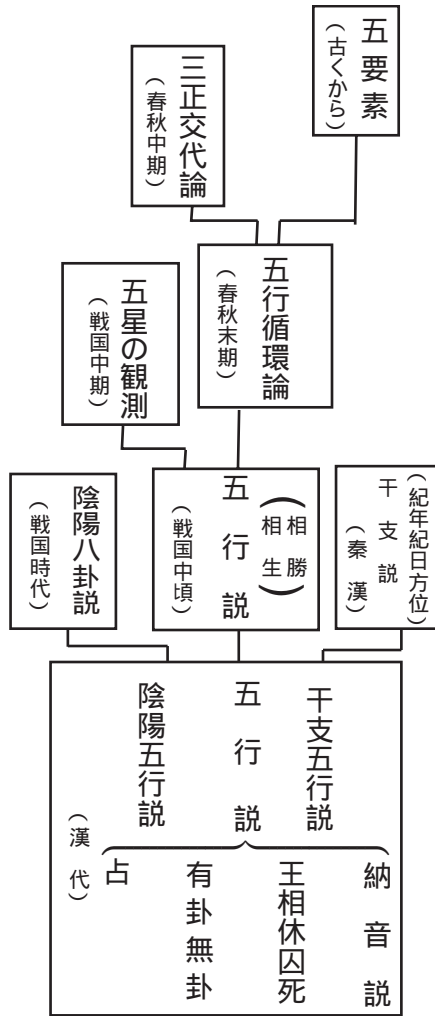
生活改善同盟会が作成して近く世に問わんとする協定草案は、要するに一の草案である。広く一般の批評を受けて、足らざるを補い、誤れるは之を正すことに於て決して吝^{やむせか}なるものではない。希^{ねが}くは誠意ある賛同と協力とによりて、全国協定案を決定し速^{すみやか}に実行の緒に就^つかんことを期したい。

協定案の実行による暦の統一と、偽暦排斥によりて日の吉凶に関する迷信を一掃する事と、この二つの物は蓋^{けだ}し明治維新の大精神を完^まうする所以^{ゆゑん}であつて、改暦五十年を記念すべき好個の国民的事業であると思う。

(大正十一年末稿)

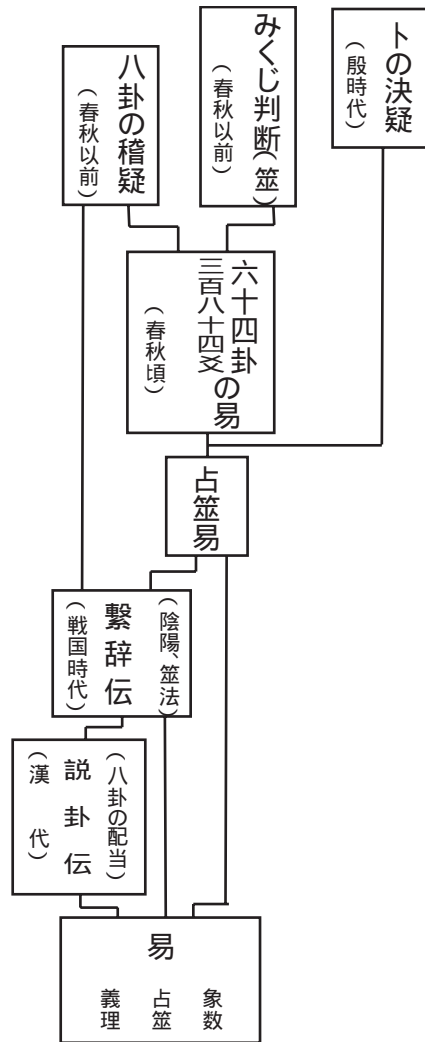
第三章 迷信源流図解

一、五行説



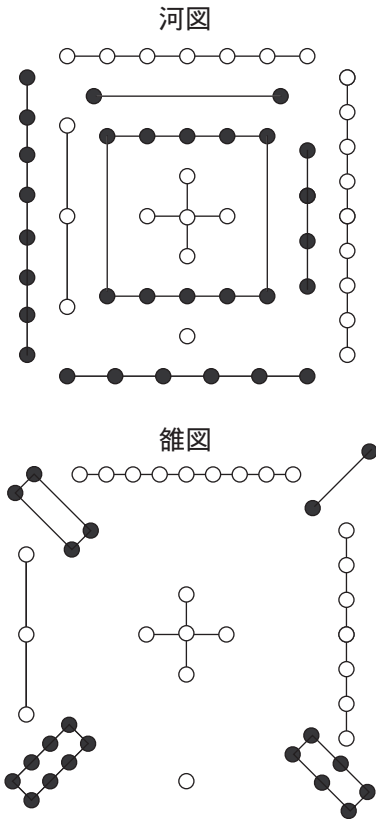
説明は「迷信原理としての陰陽五行説」の二、五行説の部を見よ。

二、八卦説



説明は「迷信原理としての陰陽五行説」の四、陰陽八卦説の部を見よ

三、河図 雒書



漢書五行志に「易曰。天垂象。見吉凶。聖人象之。河出_レ図。雒_出書。聖人則_レ之。劉歆以為。虞義氏繼_レ天而王。受_二河図_一。則而画_レ之。八卦是也。禹治_二洪水_一。賜_二雒書_一。法而陳_レ之。洪範是也」とある。伏羲が河図を受け、禹が雒書を受けたという説は、劉歆時代にあった説

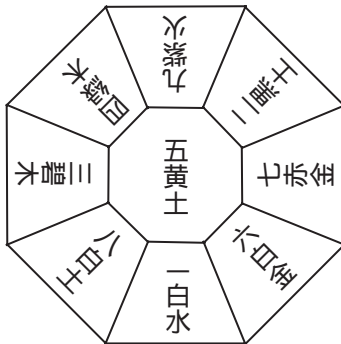
ではあるうが、固より一の臆説に過ぎないもので深く信ずるに足らない。又易にいう凶と書とが果して右に示した凶の如きものであったかどうかとも無論判らない。

四	九	二
三	五	七
八	一	六

ない。

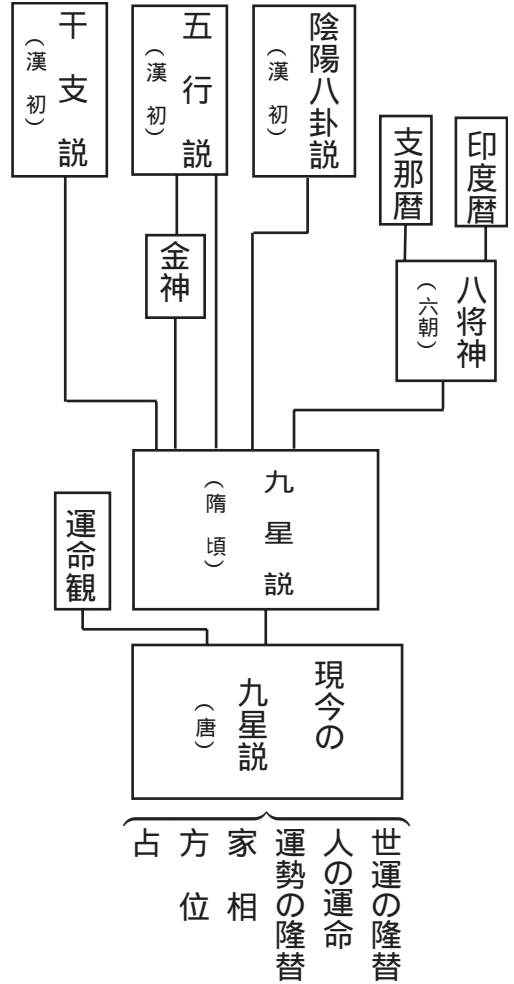
河図と称するものからどうして八卦に思い至ったかは判らない。或は単に後世の人のこじつけかも知れない。雑書と称するものはこれは単に上図の如き所謂魔方陣若くは方陣と称するものに過ぎない。これからどうして五行説を思い付くに至ったかも明かでないが、然しこの方陣の図が戦国時代頃に誰かに案出され、その如何様に加えても十五になるという不思議な靈妙さが多くの人を感服せしめ、遂に九宮、やがては九星説のもととなったものであることは疑も

四、九星説



古き暦の始めには所謂八将神の方位なるものが掲げてある。八将神の起原は魏晋から六朝の頃に、始めは暦の計算に用いたものが、次第に因習的に誤り伝えられて出来たものであるが、八将神の年毎の配当は可なり複雑であるのと、五行説に基いて居らぬこととのために、この八将神を何か五行説に基いたものにて整理しようというのが一の理由で、第二には五行説による四方と中央とは餘りに粗雑なので、八卦説に基く八方と中央との配当を取り入れようとするために、九星説が案出されたものである。それには丁度五行派に持ち合せた九宮図なるものがあつたので、それを種に九星説を組み立てたものであらうと思われる。

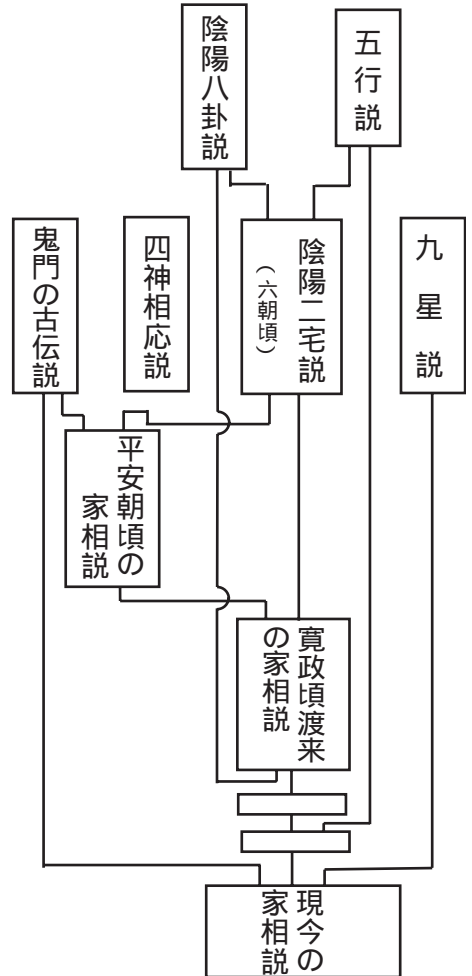
五、家相説



説明は「こけ威しの鬼門」を見よ。

六、暦 註

昔の暦には、日々の干、支、納音五行、十二直、宿曜を記した上に、種々の繰合せによる吉凶や宜忌が載せてある。



- 吉日は 天赦、天恩、母倉、月徳、月徳合、大明、白虎頭脇、甘露、金剛峯
- 凶日は 凶会、往亡、大禍、滅門、狼籍、月殺、八龍、七鳥、九虎、六蛇、羅刹、朱雀、日月蝕
- 吉方は 太歳、歳徳、歳徳合、月徳、月徳合、天徳、天道
- 禁方は 太將軍、太陰、歳刑、歳破、歳殺、月殺、金神、伏龍、土公、土府
- 宜忌は 入学、加冠、嫁娶、拜官、納財、修宅、遠行、不吊人、不視疾、沐浴、除手足甲、祈神

等である。享保二年（一七一七）著小泉松卓の循環曆によれば、二十八宿、干支、五行、七曜の外に曆註として曆に載つて居るもの七十九ヶ條、内三十一ヶ條は宜忌、此外に曆には載らざれども俗間に行われて居るもの百ヶ條、併せて百七十九ヶ條に及ぶというて居る。なお籙籙ほきに載せてある日法は百七十餘、その内曆註に用うるもの三十ヶ條ばかりということである。

是等の箇條に対し一々その来歴を調査することは到底その煩に堪えないが、その内主もなるものに就て見れば

十干は一ヶ月を三分したる旬の日取を記すための番号で殷代いんに起りたるもの、

七曜は一ヶ月を四分したる週の日取を記すために西紀前十世紀頃に起りたるもの、

十二支は一年の月の名を記すために殷代いんに用い始めたる記号、

六十干支は連続したる日を記すために殷代いんの末頃に用い始めたもの、

以上の四つはその始めは単に月日を紀するために用いた実用上のもので、吉凶の意味などは少しもない。

納音五行は、五行説を干支に当嵌めるために後漢頃に案出して用い始めたもの、

十二直（建・除・満・平・定・執・破・危・成・収・開・閉）は前漢頃から始まったもの、

子の月は子日が建、丑の月は丑日が建という様に、月の節毎に替えるので、十二支の如くに連続的ではない。

二十八宿は始めは曆法の実用上周初の頃に用い初めたものであるが、それが印度インドに伝わり更に日の吉凶の迷信となつて唐の時代に再び支那に逆輸入されたものである。

その他のもので、干支の配当によるものは多くは支那起原で、五行説によりて吉凶を附けて居り、宿と曜と

の配当によるものは多くは印度^{インド}伝来で、宿曜^{すくよう}経^{きやう}に基いて吉凶を附けて居る。曆註にも載らざる程の俗間の迷信は、一部は支那の俗間に行われて居る迷信で、道教の色合を有するものが多い。一部和製のものも尠^{すくな}くない。

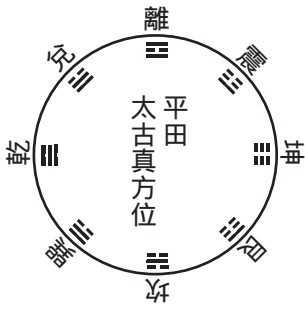
七、陰陽道

古事類苑・方技部―凡て陰陽の道たる、陰陽五行の説に本づき、日月支干の運を考え相生相剋の理を推し、吉凶を定め、趨避^{べん}を辨^わずる^る(^{わけ})ものにして、方位に忌あり、日時に忌あり、一身の忌あり、衆人の忌あり、一事の忌あり、諸事の忌あり、鬼門、金神、歳徳、天一の如^{ごと}き、一として拘忌にあらざるはなく、冠婚喪祭の大より、洗髮剪爪の末に至るまで、皆之に由らんことを要せしなり、而して之を祈り之を禳^{はら}うに、祭を行うことあり、泰山府君祭、雷公祭、属星祭の如^{ごと}き是なり、又符呪あり、之を門に貼し、之を身に蔵めて、転厄に備ふ、又禁厭あり即ちまじないなり、呪咀はのろひと云ひ、うけひと云ひて、禁厭を以て人を患苦に陥らしむるものなり、反閉^{へんぺい}の如^{ごと}きも、禁厭の一にして、亦災害を避くる法なり、多くは之を出行の際に用ひたり、而して身固はその略法なりと云ふ。

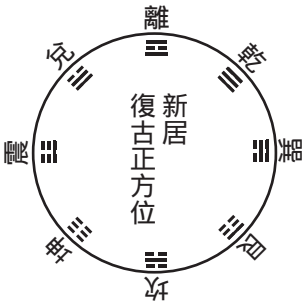
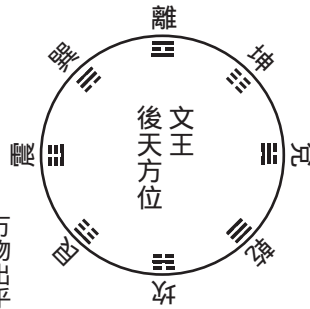


第四章 矛盾錯誤の実例

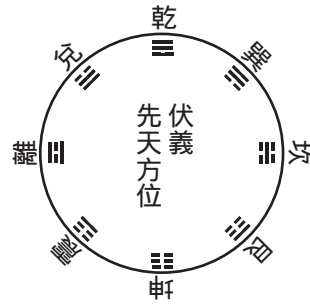
一、八卦の方位



万物出乎震、
震東方也、
齊乎巽、巽
東南也…
(說卦伝)



天地定位、山沢通氣、
雷風相薄、水火不相射、
八卦相錯…(說卦伝)



「当らぬ八卦」の三、「八卦の方位」の部を見よ。

二、五行と十二支

拙著『東洋天文学史研究』中「干支五行説と顓頊曆」の(八)「五行と四時」の部を見よ。

三、干支紀年

(イ) 呂氏春秋序意篇 維秦八年(西紀前二三九年、現行干支紀年法にては壬戌)。歲在_二涖灘_一(申)。秋甲子朔。
 (ロ) の一、漢書律歷志 (漢元年、西紀前一〇六年、現行干支紀年法にては乙未)。歲在_二大棗_一之東井二十二度鶉首之六度也。故漢志曰。歲在_二大棗_一。名曰_二敦牂_一。太歲在_レ午。

(ロ) の二、淮南子天文訓 淮南元年(西紀前一六四年、現行干支紀年法にては丁丑)。冬。太一在_二丙子_一。
 (ロ) の三、漢書律歷志 (元封七年即ち太初元年、西紀前一〇四年、現行干支紀年法にては丁丑)。太歲在_二丙子_一。

(ハ) 漢書王奔伝 建国五年(西紀十三年、現行干支紀年法にて癸酉)。歲在_二壽星_一。倉龍癸酉。
 天鳳七年(西紀二十年、現行干支紀年法にて庚辰)。歲在_二大梁_一。倉龍庚辰。

(ニ) 史記歷書 (詔書)。其更以_二七年_一。為_二太初元年_一。年名_二焉逢攝提格_一。

歷術甲子篇 太初元年。歲名_二焉逢攝提格_一。(甲寅)

干支紀年法の出来始め頃には、流派の異なるによりて右の如き四通りの紀年法があったので、例えば太初元年

(西紀前一〇四年)は

(イ) によれば 乙亥

(ロ) によれば 丙子へいし
 (ハ) によれば 丁丑ていしゅう——(現行干支紀年法と同じ)
 (ニ) によれば 甲寅こういん

となる筈である。四通りの干支紀年法が現行干支紀年法の如くに統一されたのは、後漢の始め、西暦紀元前後頃である。

(詳しくは拙著『東洋天文学史研究』中「漢代に見えたる諸種の曆法を論ず」を見よ)

四、上元甲子

(イ) 正徳二年(一七二二)に出来た寺島良安の和漢三才図会や、享保二年(一七二七)に出来た小泉松卓の循環曆を始め、徳川の初期以来享保頃までの間に出来た、古今八卦大全、古易八卦考、増補陰陽新撰八卦抄、天門八卦秘伝抄等は蓋く皆

神竈元甲子年(西紀七二四)を以て中元始とし

永祿七甲子年(一五六四)を以て上元始

寛永元甲子年(一六二四)を以て中元始

貞享元甲子年(一六八四)を以て下元始

として居る。

(ロ) 享保五年(一七二〇)洛東陰土玄貞撰古今八卦拾穂抄には

上略今是を考ふれば、神龜元年は上元始、乃至貞享元年は中元始たること明けし、諸八卦凡例に又云、神

龜甲子年中元始と、此中の字、上の字ならんか、然とも世間に流布して中の字に用ふるが故に、一元宛を違て、今貞享元甲子年を下元始とす。下略とある。

(ハ) 文化十三年(一八一六)に出来た方則指要に

本朝永祿七甲子歳(一五六四)を上元とし、清国康熙二十三年甲子(一六八四)を上元とす。坊間用い來れる書には漸く馬場信武が八卦掌中指南と小泉松卓が循環曆とを証とし、今既に百餘年に垂んとす。然るに乾隆五十五年(一七九〇)清国に於て八宅明鏡二卷胥江の顧吾廬これを梓に鐫め(版本に)次に元経按索等合刻し五要奇書成て世に流布せしより、協紀及数十家選択の書舶來して、本朝に於て選択の道大に開けたり、蓋し三元一甲子齟齬しぬ。中略本朝廷享の上元は兒女子までも知れることあり、其頃上元星出で、世上豊饒なるべしと口実とせし上、改元の翌年に新制鉄器を鑄出して油土器とす。是を上元油皿とて今も世に流布す。且小泉松卓の循環曆、馬場信武の掌中指南を作せしは、百年に餘りて二人とも一家なり。此一甲子六十年の齟齬迷う人も有べけれど今選択一道の書に依り吉凶を卜する故、時憲選択協紀以下の通書の例に随ひ、今を下元とす

とあり、文化十年(一八一三)に出来た陰陽方位便覽及び方家指要には、既に貞享元の上元を用いて居る。(イ)(ロ)(ハ)各六十年宛喰違つて居るので、これを表にして見れば次の如くなる。

神龜元甲子 <small>こうし</small>	七二四	口	イ
永祿七甲子 <small>こうし</small>	一五六四	(上)	(中)
			(下)

博文館当用日記の巻尾に附せる九星曆は、大正十年には(イ)、大正十一年には(ロ)、大正十二年には

大正十二年 十二月卅一日	大正十一年 十二月卅一日	大正十年 十二月卅一日	
一月一日	一月一日	一月一日	
二黒	六白	五黄	神宮館運勢曆 (イ)
六白	一白	二黒	神誠館御寿宝 (ロ)
八白	七赤	二黒	神易館御家宝 (ハ)
三碧	三碧	七赤	
六白	三碧	七赤	

五、日々の九星

大正十三甲子	元治元甲子	文化元甲子	延享元甲子	貞享元甲子	寛永元甲子
一九二四	一八六四	一八〇四	一七四四	一六八四	一六二四
(下)				中	
(上)	(下)	中	上	下	中
中	上	下			

(イ) に従つて居る。

「でたらめ九星」の四、「日々の九星」の部参照

六、大歳の吉凶

平田篤胤の玉釋に

「謂ゆる八将神の第一に大きい某方、此方にむかひて万よし、但木をきらずと出し給ふ。大きいは大歳にてその年の君位に立る方なり、抑曆法の事は、我が神世より、謂ゆる真曆の外に、皇国固有の御曆法ある事は、已詳かに考へ定めたる説あれと、此処に盡し難ければ、此は暫く措て、今は唐土の曆書等の説によりて考ふるに、歳星またの名は木星の精氣の建し宿る方位なるが、衆殺の王たる方とて、何事も此方に向ひては行ふべからぬ凶方の第一と立て、その崇いと嚴なる事と聞ゆるを、皇朝の曆説、もと唐土により給ひては有れど、右の如く此方位に向ひて、万事を行ひて吉と定めたる事は、いにしへ皇朝にて彼曆説を用ひ始め給ふ時しも、年中の君位たる方の、然る凶方なるが、宜からぬ事なる故に、誰にまれその事に預れる人の、天皇に白せるより、皇国には然る凶事をな行ひそと、吉方に祭り替給ふ事と見えたり、然らでは始より唐土により給へる曆説の、彼に異なるべき由無ればなり」云々

又「因に云ふ、桃園天皇の宝曆五年(一七五五)乙亥、新曆を天下に頒布し給ふその曆本の首に記させ賜へる事三ヶ條あり、その第一に、曆面に忌む日は多しといへども、吉日は天(子)や大(大)みやう(名)の二のみにて、世俗の日取足がたかるべし、仍て今天恩、母倉、月徳、三の吉日を記して知しむるものなりとあり」云々

昔から時々勝手に、或は吉凶を入れ替え、或は吉凶を増減調合などしたるものを、恰も先天的に定まれるものの如くに執着するというのは、まことに情なきことと云わなければならぬ。

七、金 神

藤原兼実の玉海に

「承安三年（西紀一一七三）正月十三日丙午、此次余問曰、金神七殺方可憚哉否如何、申云、更不可忌避、但百忌曆文云、犯一神殺七人云々、因茲頼隆真人已下、彼家之輩、申可_レ有_レ忌之由、然而陰陽道所_レ不_レ用也、当道之習、以_レ新撰陰陽書_レ為_レ規模、而金神方忌事、不_レ載_レ彼書、又想如_レ此之諸忌、不可_レ勝計、悉忌避者、何方可_レ造作哉、度々難_レ有_レ沙汰、遂以被_レ弃了、就_レ中上古、保憲、清明之時、全無_レ此沙汰云々」

支那では六朝頃から始まったものかと思わるるが、我国へはずっと後れて輸入されたものと見える。しかも陰陽道の家元では採用せず、民間から行われ始めたのと、その年々の配当が頗る複雑なることとのために、いつの間にか誤り伝えられて種々の配当方が出来たことは次の如くである。

年次	(イ) 通書	(ロ) 籙 籙	(ハ) 同上異説
甲巳 乙庚	午未申酉 辰巳	同上 辰巳 戌亥	同上 辰巳 寅卯

丙 辛	子 丑 寅 卯 午 未	子 丑 寅 卯 子 丑 午 未
丁 壬	寅 卯 戌 亥	同上
戊 癸	子 丑 申 酉	同上

通書というのは支那の種本である。拾芥抄しゅうがいしょうは藤原公賢撰、実熙さねひろの補修したもので、延文（一三六〇頃）より以後百餘年の間の筆が入つて居るであろうといわれて居るが、これには（イ）の説が載せてある。篋簋はきは俗には安倍晴明の著といわれて居るが、実は足利時代の末頃に（一四八〇年頃？）真言の僧か又は吉田神道関係のものが偽作したものであらうと疑われて居る。主として仏教いんねんに因縁いんねんをつけた迷信事項が多く載せてあるのが、徳川時代以来その方の種本になつて居るものである。拾芥抄しゅうがいしょうよりは後に出来た書物であらうと思つて居るが、これには（ロ）の説が掲げてある上に、曆に用いてある異説として（ハ）の説が載せてある。

寛永十六年（一六三九）著、真説の長曆には（ハ）を掲げ、貞享五年（一六八八）著、小泉松卓の鼈頭長曆べつとう及び正徳三年（一七二三）著、源慶安の本朝天文には、本説（ロ）、異説（ハ）及び通書の説（イ）の三通りを掲げ、享保二年（一七二七）著、小泉松卓の循環曆には、（イ）を掲げたる上に、旧曆に用いたるものとして（ハ）を載せ、正徳二年（一七二四）著、寺島良安の和漢三才図会には、（イ）のみを載せなお配当方には異説ありと注意して居る。

實際頒布はんぷしたる曆本の例では、古事類苑方技部に引いてある貞享二乙丑年おつちゆう（一五八五）の仮名曆、及び私の所持せる延宝九辛酉年しんゆう（一六八一）の仮名曆には、（ハ）説による金神方位が掲げてあり、更に私の所持せる延宝三乙卯年おつぼう（一六七五）及びも一つの延宝九辛酉年しんゆう（一六八一）の仮名曆には（イ）説による金神方を掲げて居る。

殊ことに面白いのは、偶たまたま私が二部所持して居る延宝九辛酉年曆は、二つとも紛れもない同年の伊勢曆であるにも拘かかわらず、一方伊勢内宮柳葉善大夫と署名のある方は金神子丑午未とあり、一方伊勢度会郡山田森伊大夫と書名のある方は金神子丑寅卯午未となつて居る。一体同年の曆でも、例えば神吉日の如ごとき日取の複雑なるもの記入は、版元を異にするに従つて異なつて居るのが普通なので、これも思うに宇治と山田と版元を異にせるがために、一方は（ハ）の流儀に従い、他は（イ）の流儀に従つて居つたものであろうが、金神の如く特にその崇りの峻烈なるを以て世人を嚇おどかすつあるものが、斯かくの如く二途に出て居るのでは、これを信ずるものは全く途方に迷わなければならぬ。思うに徳川時代の初期には三通の異説があり、貞享頃に新たに舶来せる通書によりて、従来の配当の異なることに気付き、正徳頃までの間に凡すべに一に改めたものであろう。孰いすれを正しという理由はないが、非常に恐るべき崇りとして人を嚇おどして居る方位の定め方が、全く曖昧で勝手に変更して居るのは不埒ふちち至極といわなければならぬ。近時、大正十辛酉年（一九二二）の博文館当用日記巻尾雜曆に、（ロ）説による金神方を掲げて居るのは、篋ほき篋きに従いたるものならんが、何故にこれを撰えらびたるかは判らない。

拾芥抄しゅうがいしょうには、金神の方位配当を掲げたる後に

已上作二犯一神、殺二七人、家人不足、隣人填レ之。

大呂才百忌曆文也、但異本文章頗有レ削乎。

陰陽權助 安倍晴道

とある。一体金神七殺ということの起りは、金は方位にては西、数にては七に配当さるるので、金の氣を犯すことは、西方七金殺というべき筈で、恰あたかも五黄殺という様なものである。金を崇めて金神としたがために、金神七殺となり、やがて文面の上にて意義が転じて「七人を殺す」ということになり、当該家族の人数が

七人に充たざれば、隣人にて補填せしむというに至っては、乱暴も亦甚しく、頗る崇りの恐ろしきものに祭り上げたのであるが、その来歴を洗って見れば、実に馬鹿気切ったことといわなければならぬ。
 「こけ威しの鬼門」の五「方位や金神など」の項参照。

八、友引と六曜

(イ) 友曳方 寛永板『大雑書』に

子午卯酉の日は 卯の方

丑未辰戌の日は 辰の方

寅申巳亥の日は 巳の方

『宗建卿記』に

享保十七年(一七三二)八月廿七日、殿下仰云、昨日一品宮被_レ申談云、明後日旧院(靈元)御葬送、然
 処或人云、廿九日未也、泉涌寺自_レ院中_レ巽方也、未_レ日葬_レ巽方_レ是友引也、載_レ靈_レ蓋_レ之由、件事六條局大乳
 母人等被_レ聞_レ之、甚不_レ可_レ然、可_レ有_レ御延引_レ哉之旨、強而被_レ申_レ一品宮、仍被_レ申談_レ之由也、殿下御答
 云、友引之事、古来無_レ其沙汰、重復日等者被_レ避_レ之、且今度既日時賀家勘_レ進之、於_レ朝廷_レ不_レ用_レ陰陽道
 說、而何被_レ用_レ妄說_レ乎、雖然女房信_レ此說_レ御延引、強而被_レ申_レ之儀無_レ抛候歟。

これは友曳方の迷信で今日の友引日の迷信とは全く別である。

(ロ) 六曜の伝来と変転

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)

大安 留連 速喜 赤口 小吉 空亡——足利時代頃渡来の事林広記

泰安	流連	則吉	赤口	周吉	虚亡
先勝	友引	先負	仏滅	大安	赤口

} 寛政享和頃の大雑書

(3) + (2) (5) (6) (1) (4)

友曳方

天保頃

「日の吉凶」の四「友引と不成就日」の部参照。

九、二十八宿

二十八宿は、^{インド}印度では牛宿を除いて二十七宿を用い、正月朔は室、二月朔は奎、以下、胃・畢・参・鬼・張・角・昏・心・斗・虚を以て三月以下十二月の朔の宿とし、不連続的に配当して居るので、我邦^{わがくに}にても宣明曆時代にはそれに従つて居つたが、貞享改曆^(一六八五)以後はその時代の支那曆^{なつ}に倣つて、牛宿を入れて二十八宿とし、貞享二年^(一六八五)正月朔を星宿日曜として以後連続的に配当する様にしたものである。

二十七と二十八との差異は、もともと月の恒星に対しての一周天が二七・三日なので、便宜上或は二十八宿或は二十七宿を用いたものである。当初これを設定した曆法上の目的から云えば孰れ^{いず}でもよいのであるが、これを日に配当し吉凶を附するに至つては、二十七宿と二十八宿とでは、吉凶会く相反するに至るべき筈である。

『宿曜経』^{すくようきやう}によれば、甘露日、金剛峯日、羅刹日^{らせつび}というのは

甘露日	} 軫	柳	鬼	房	星
日		水	木	金	土
月	} 畢	尾	火		
火					

羅刹日	日	胃	火	翼	水	参	木	氏	金	奎	土	柳
	日	鬼	火	翼	水	参	木	氏	金	奎	土	柳
金剛峯日	日	尾	火	璧	井	昂	木	水	金	張	土	亢
	日	女	火	璧	井	昂	木	水	金	張	土	亢

の如くに宿と曜と相応ずる日と定めてあるので、貞享改曆以後は、二十八宿は丁度七の倍数に当るので、日曜は星房虚昴の四宿、月曜は張、心危畢の四宿という様に限られて居り、右の配当の中でも線を引きたるものだけしか実現せぬことになる。甘露、金剛峯、羅刹の三つの日柄は全くその意味を失うより外はない。熱心なる宿曜信者は、時曆と独立して貞享改曆以前の二十七宿配当を用いて居るがこれも頗るおかしな話で、然らば毎月の朔の方は時曆によるか、又は時曆以外如何にして定むるか、この定め方は宣明曆、貞享曆、その後の太陰曆、皆決して同様ではない。

十、曆法と日取

大体に於てほぼ同様なる太陰曆であつても、曆の推算法の多少の差異によりて種々の曆法があり、支那では太初曆以来近代までに約七十回も曆法の改正があり、我邦に於ても支那曆輸入以来丁度十回程改まつて居る。是等の曆法の異なるによりて毎月の朔の定め方も決して同様ではなく、所依の曆法の異なるがために、月朔に一日の前後あることは決して珍しいことではない。

空華日工集 (応安七年西紀一三七四年?) 浴于伊豆熱海、蓋三島曆以是日为上巳日、故作詩記。

好古日録

按、古昔曆法精しからずして、此間と異邦と奇偶一日の相違の類間々あり。日工集載る所の

如きは、京曆と三島曆との異同なり、長曆によるに、応安七年正月二月共に大なり、三島曆同く正、二月ともに大と見ゆ、京曆正二両月の間小ありて、三島曆の三日、京曆の四日なりしならん。

曆法の相違というのは、必ずしも曆法の良否粗密というのみではなく、単に約束の異なるによりて左右何れかに決したための相違というのが頗る多い。

月朔の定め方が一日違えば、六曜や不成就日の如き、月毎の日取にて定まるものに就ては吉凶全く相反することとなるので、是を以て見ても、日に吉凶あるべからざることは明白であるといわなければならぬ。

第五章 古来識者の迷信観

(一) 論語述而篇

子不_レ語_二怪力乱神_一。

(二) 左伝桓公十一年

莫敖曰。卜之。(鬪廉)对曰。卜以決疑。不_レ疑何卜。

(三) 左伝昭公三年

諺曰。非_二宅是卜_一。唯鄰是卜。

(四) 左伝昭公十二年

且夫易不_レ可_二以占_レ險。

(五) 左伝哀公十八年

君子曰。惠王知_レ志。夏書曰。官占唯能蔽_レ志。昆命_二于元龜_一。其是之謂乎。志曰。聖人不_レ煩_二卜筮_一。惠王其有焉。

註 蔽断也。昆後也。

(六) 後漢の王充の論衡は、全篇^{ことごと}盡く迷信打破の文章というてもよい程で、一々引用するに堪えない。又一面より見ればこの書は、後漢時代に如何なる迷信が俗間に行われて居ったかを知るために得難き材料を与えて居る。

(七) 事文類聚(宋淳裕丙午、西紀一二四六年編)に、陰陽避忌という部に聚めたるもの

占家不_レ同——褚先生曰。臣為_レ郎時。与_二太卜待詔為_レ郎者_一同署。言曰。武帝時。聚_二会占家_一問_レ之。某日可_レ娶_レ婦乎。五行家曰可。堪輿家曰不可。建除家曰大吉。叢辰家曰大凶。歷家曰小凶。天人家曰小吉。太一家曰大吉。辨訟不_レ決。以_レ狀聞。制曰。避_二諸死忌_一。以_二五行_一為主。人取_二於五行_一者也。

前漢の武帝の頃は五行説が最も盛んな時代なので、五行家に花を持たせたが、これをも却_レけなければ徹底しない。

不_レ避_二往亡_一——晋武帝攻_二慕容起_一。諸將曰。往亡之日。兵家所_レ忌。帝曰。我往彼亡。吉孰大_レ焉。遂平_二広固_一。

唐李勣攻_二蔡吳房_一。吏曰。往亡日。法当_レ避。勣曰。彼謂_二吾不_レ来_一。此可_レ声也。

不_レ避_二甲子_一——後魏武帝討_二賀麟_一。太史令姚崇曰。紂以_二甲子_一亡。兵家忌_レ之。帝曰。紂以_二甲子_一亡。周武不_レ以_二甲子_一勝_レ乎。崇無_二以對_一。進_レ軍大破_レ之。

初不_レ折_レ日——鄭鮮之上_二啓宋武帝_一云。伏承。明旦見_二南蛮_一。是四廢日也。来月朔好。不審可_レ從否。答曰。勞_二足下勤至_一。吾初不_レ折_レ日。

行不_レ折_レ日——康節先生。出行不_レ折_レ日。或告_レ之以_レ不利。則不_レ行。蓋曰。人未_レ言則不_レ知。既言則有_レ知。有_レ知而必行。故鬼神敵也。

(八) 羅山文集時日

上略今姑以下不_レ避_二陰陽拘忌_一者_一枚_二舉之_一。夫往亡之日。兵家之所_レ忌。宋武帝曰。我往彼亡。吉孰大_レ焉。遂平_二慕容氏_一。甲子者_一紂所_レ亡。兵家忌_レ之。後魏武帝曰。紂以_二甲子_一亡。武王以_二甲子_一勝_レ。遂破_二賀麟_一。鄧

禹以_二六甲窮日_一理_レ兵。以敗_二劉均_一。劉裕不_レ避_二折竿沈_レ幡之凶兆。以擊_二盧循_一而走_レ之。皆是太公折_レ箸毀_レ龜之遺意也耶。沈顔曰、古者國家將_レ有事乎戎祀。必先拊_二其日_一以定_二其期_一。是用備_二物於有司_一。習_二儀於礼寺_一。俾_下臻_二其廬_一而戒_中其誠_上。非_レ所_下以定_二吉凶_一決_中勝負_上也。後之惑者不_レ詳_二其故_一。推_二考時日_一拘忌益深。且吉凶由_レ人。焉繫_二時日_一。然惑者不_レ知_二其在_レ人也。中略嗚呼時日用捨。存_二於其人_一矣下略

(九) 明の謝肇淛 五雜俎

余嘗以_二破日_一娶_レ妻矣。不_レ逾_二年而得_レ雄。嘗以_二月忌_一上_レ官矣。不_二數載_一而遷。嘗以_二天賦日_一解_二水衡錢万緡_一矣。而卒無_レ恙。嘗以_二空亡日_一出行涖_レ任矣。而諸事盡遂。其餘小事不_レ可_二勝紀_一。故謂。陰陽曆日可_二盡廢_一也。

(十) 源慶安 正徳三年著本朝天文の末尾に

慶安又いはん、予宅を替ること度々の内、塞の方に二度、正金神の方に一度なり。眷族の者共、門葉の面々、その外知る人々世に多し。此追加を筆する今年七十四歳、一生無病にして更に災害なし。記して及て諸人の判判を請。

(十一) 保井春海 谷重遠の秦山集壬癸録に

三台通書、拳_二曆忌_一數百條、而末云、知_レ理_レ明_レ者_レ勿_レ用_レ。今陰陽家、問_二曆忌_一者多、予(春海)必答_レ之以_二此語_一也。

(十二) 徒然草

赤舌日といふ事、陰陽道にはさたなき事なり。普の人は是をいまず。此頃何ものゝいひ出でていみはじめけるにか、此日ある事末通らずといひて、其日いひたらし事したらし事かなはず、得たりし物は失ひ、企

てたりし事ならずといふ。おろかなり、吉日をえらみてなしたるわざの末通らぬを数へて見んも又ひとしかるべし。其ゆへは、無常変易のさかひ、ありと見るものも存せず、始ある事も終なし、志はとげず、望はたえず、人の心不定なり、物皆幻化也、何物かしばらくも往する。此理を知らざるなり。吉日に悪をなすに必凶なり。悪日に善を行ふに必ず吉なりといへり。吉凶は人によりて日によらず。

(十三) 蜀山人

殷紂の亡びたる日の甲子きのえねの

子の月ねいはふ周の代の春

(十四) 新井白石 鬼門考

古の大内裏の凶に、東北の隅かゝれしとも見えず。但梨木の地は内裏の東北の外にあり、彼地空閑の地のよし記したれば、之もし塞かれざるの心にや。今の内裏は光明院のみかど御即位の時、もとの内裏こゝろの悉く焼しかば、陽徳門院の土御門つちみかどの御所のやけのこりしを用ひられて、仮の内裏となされしなり。中略これ等東北の隅かゝれしとは見えず。近くは神祖家康の御時、外城門をたてられしに、東北の方にあたり侍るはべよしを申人ありしに、さらばとて、名を筋違橋の門と名づけさせ給たまひしのみ、鬼門とは改めさせ給たまはざりき。徳祖秀忠の御時御殿つくられしに、東北の方をば欠くべきよしを申せしに、突はせ給たまひて、天下は猶なお一家のごとし、我家の鬼門は蝦夷地にあたるべき、その外の地は禁忌に拘はるに不および可べ及と仰られしよし。つねに御側にありし人の物語りせしと承りぬ。

(十五) 中井竹山 寛政元年(一七八五)著 草茅危言

曆日の事

曆は土御門家の職司なれば、外人の与り知て妄あずかに議すべきには非ざれども、華域の曆を伝へ見るにさして替りたることもなし。必竟我邦ひつきよわがくにの曆は華曆を受け作りたるものゆえ、今其本について議すべし。總して曆の肝要は月の大小を立て、干支を割りつけ、二十四氣を配分し、日食月食を記し、土用の入、八十八夜、二百十日をしるすなどの数項に過ぎず。其外は一切無用に属す。八將軍などいつの時より書出せることにや、曆法にかつてあづかるものなし、多分道士の方の名目にてもあらんか、一向無稽の妄誕なり。世に中段と称する建除の名は、曆法に古く見えたることなれ共、是又甚だの曲説にて、其外下段と称する吉日凶日みな言ふに足らざる事ともとす。又方角の開塞かいそくを云こと、大に世間の害をなす妄誕なり。さなぎだに天下愚昧の民惑やすくして曉しかたきに、曆書にしかと書あらはし示す故ますく、惑の深くして一向に曉されぬことになりゆきけり。嘆するに餘りあることなり。先王の四誅の一つに鬼神時日を仮て以て衆を疑はすは殺すとあり、今の曆書の八將金神は鬼神を仮り、中段下段は時日をかり、皆以て衆人を疑惑せしむるの尤なれば、正しく先王の誅を犯したるものなり。実に深く制禁を加へ、大に曆書を改めたきものなり。まづ巻首の八將軍の所を残らず削りすて、期年三百六十五日一切是吉、昼夜百刻十二時いまだかつてきょうあらす未嘗有凶など、大書し、つまびらかに仮名付をし、その旁かたわらに天下の人その家の親先祖の年に一度の忌日を凶日として吉事を行ふべからずなど断り書きあるべし。あとは毎月の干支大小二十四氣土用日月食など年分入用の事のみにして餘事をさらりと削りたらば、淨潔の曆なるべし。唐の太宗出陣の時に、或人諫めて今日は往亡日とて甚不吉の日なり、延引あれかすと云しに、我往彼亡ぶるとて、すぐに軍を出され果して勝利ありし。関ヶ原大戦に、関東御出陣の時、或人諫めて、今年は西方塞ふさせがりなれば、方違かたがえをして出させ玉たまへといひしに、西今まさに塞ふさせがる故我往てこれを破るなりとて、直ただちに門出し玉たまひ目出度御代と

なりたり。明君英主の識見前後符合と云べし。天下の大事さへ斯くの如し、況や細民の行事に何ぞ拘忌泥滞を費すべきや。今の曆に由なきことを考へ示すより起りたること、返すくも苦々しきこと也。中略
愚の所謂淨潔曆の行わるゝ時節も至らば、他より出る曆を一切に堅く制して旧を捨て新に就かしむべし。官曆いか程淨潔になりても、他曆に旧態存すれば、世間にては却て官曆を疎略とし他曆を詳密と思ひて宿惑つひに解くべからず。何とぞ蜻蛉洲中に、日の吉凶、方の開塞、此方木を伐らず、よめ取らずなどの妄誕、地を掃ひて絶果るようになりたし。下略

(十六) 新井白蛾 覽政元年(一七八五)著 闇の曙

○世間に愚俗を惑はず道具あらまし左の如し

家相 人相 墨色 字画の占 金神及び仏神の崇 劍相 日取星線 附き物 呪禁 不成就日 辻
占 死靈生靈

此外にも、まいす坊主(悪徳僧)が虚誕なる誣惑ことより、猶も一向に捕風捉影こと共数をしらず。右底の事に惑ひ出さば、後に首も振られぬ様になるべし、殆きのとく。

○家相の事は、俗本の占ひ書に八卦蓬萊抄というものに始て述べたり、是れを始として文盲なる者共、様々妄説を偽作して、衆俗を誑かし惑はず事也。家相はむづかしき事なし、住居勝手好、気の抜け過ぬ様に、又闇く陰の過ぬやうに造りて足ることなり。今家相者といふものに溺れたぶらかさるゝ事なかれ。家相を信じ家を建直して後間もなく売家に出したる人も多し。

(十七) 明治維新改曆詔書 明治五年十一月九日

朕惟フニ、我邦通行ノ曆タル、太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ、太陽ノ躔度ニ合ス、故ニ二三年間必ず閏月ヲ

置カザルヲ得ズ、置閏ノ前後、時ニ季候ノ早晚アリ、終ニ推歩ノ差ヲ生ズルニ至ル、殊ニ中下段ニ掲クル所ノ如キハ、率ネ妄誕無稽ニ属シ、人知ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセズ、蓋シ太陽曆ハ太陽ノ躔度ニ從テ月ヲ立ツ、日子多少ノ差アリト雖モ、季候早晚ノ變ナク、四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ、七千年ノ後、僅ニ一日ノ差ヲ生スルニ過キス、之ヲ太陰曆ニ比スレバ最モ精密ニシテ、其便不便モ固ヨリ論ヲ俟タザルナリ、依テ自今旧曆ヲ廢シ、太陽曆ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵行セシメン、百官有司其レ斯旨ヲ体セヨ

(十八) 太政官布告 明治五年十一月廿四日

今般太陽曆御頒行ニ付、来明治六年限、各地方ニ於テ略曆板刻被ニ差許ニ候條出版販売致度者ハ、草稿ヲ以テその管轄庁へ願出許可ヲ可レ受事

但略曆ハ御頒行太陽曆ヲ標準ト可レ致、旧曆中、歳徳、金神、日ノ善悪ヲ始メ、中下段中掲載候不稽ノ説等増補致候儀一切不ニ相成一候、尤世上辨利ノ為メ、時刻表等加入候儀ハ不レ苦候事

第六章 暦の変遷

一、暦の意義

明治六年(一八七三)に太陽暦を行う様になつてから正に滿五十年であるにも拘わらず、今なおこれを新暦と称え、新暦と民俗とが未だ充分よく融合するに至らないのは、頗る遺憾のことといわなければならぬが、此事實は一面に於て、暦と年中行事とが如何に深く民俗に根ざして居るか、如何に重んずべきかを示すものと見るこゝとが出来ぬ。私はこの機会に於て暦の意義の変遷に就て少しく考察を加えて見たいと思ふ。

差当り暦本に就ても、昔の具註暦と今の頒暦、天文暦や航海暦の如きものと、迷信暦や花暦の如きもの、乃至は学年暦や授業時間割の如きものなど、その内容形式共に著しく異なつて居る。殊に時代によりての変遷は頗る目立つて見える。思うに暦の起原は、小なる社会に於て行動を統一するために行われたものであるが、社会の範囲が次第に大きくなり複雑になるに従つて行動の統一は漸く困難となつて来たので、規約の意味は自ら薄くなり、単に時の経過を示すものとしての意味が次第に濃厚となつたものである。

二、大陰暦

夜の照明法が殆ど絶無というてもよい程に甚だしく貧弱であつた時代には、月光のある夜には仕事が出来、暗みの夜には全く仕事が出来ないので、日々の仕事の割当を月の盈昃によりて定めて居つたことは極めて自

然的である。朔望の週期によりて時を限り、これを一ヶ月と称え月毎に日の数え方を改むるものは即ち太陰曆で、要するに月光利用曆に外ならぬ。

少しく進歩したる時代に於ては、一ヶ月を細分し、或はこれを三分して上旬・中旬・下旬とし、或はこれを四分して第一週乃至第四週とするに至つたのも自然的の發達である。一ヶ月を約十日毎の旬に分つことは、支那では殷又は殷以前の時代から行われたもので、甲乙丙丁等の十干は一旬の日を示すために作られたる記号である。一ヶ月を約七日毎の四週に分つことは、支那では、周初の頃にその形跡が見える。或は周の民族が輸入したものであるが、既にその以前より旬法が存在して居つたために、それを排して広く行わるるまでには至らなかつたものと見え、幾くもなくその跡を絶つて居る。西洋方面では東方から伝えて可なり古くから行われて居つた様に思われる。

月毎に限りて一の月より次の月へは必ずしも連絡せざる旬や週を用うることは次第に不便を感じることが多くなつたので、更に進歩したる時代に於ては、旬も週も朔望の月との關係を絶ち、連続的に十日毎に循環する旬、七日毎に循環する週に変遷するに至つたもので、斯の如き日の数え方は今日まで伝わつて居る。

三、太陰太陽曆

純太陰曆の用いられて居つたのは全く古代のみに限られて居る。農事の作業は四時の変化に伴わなければならぬので、農業の發達に伴なうて太陽曆の必要を感じずるに至り、何等かの方法によりて太陽曆を加味したる曆を用いて居るのは自然の趨勢である。

始めの頃は時々夜の空の星を觀て時節を判定して居つたもので、東西洋共に古代に於ては頗る盛に行われ

て居つたと思わるる時節の祭は、農事の区切り毎に行つたもので、要するに太陽曆の時を示す用をなして居つたものである。やがて少しく進歩したる時代に至り、支那では殷の時代に於ては、朔望月に時節に因める十二の名称を附して正閏の月を区別し、かくして月の名によりて一年の時節を示すことにしたもので、子・丑・寅・卯等の十二支は、このために設けた記号である。

長き時代の経験の後に漸くにして、朔望月の二百三十五倍は殆ど正しく太陽年の十九倍に等しきことを知るに至つたのは、東西洋共に大約紀元前五、六世紀の頃である。即ち十九年の間に、十二ヶ月の年を十二、十三ヶ月の年を七つ設くることとすれば、太陰曆と太陽曆との関係は、十九年を週期として殆ど正しく循環するので、これを十九年七閏の法と称える。なお支那及び日本では、太陰曆による朔望月の外に太陽曆による十二の中氣、二十四節、及び七十二候なるものを設け、これによりて太陽曆の時節を示すこととして居つたので、この方法は近頃に至るまで太陰曆時代を通じて行われ、斯くして太陰曆に太陽曆を加味し双方の利便を兼ねたる太陰太陽曆となつて居つたものである。

四、太陽曆

太陰太陽曆は月光利用曆と農事曆とを兼ね併せたものであるだけに頗る複雑である。年毎に専門家の作製せる曆本の配布を受けた後でなければ、どの月を閏月とするのか、月の大小を如何にすべきか一切わからない。これがために混雑を来たした実例も少なくないので、寧ろ月光利用曆を捨てても曆法の簡單なる方を撰んだのは純太陽曆である。

西洋では紀元前四六年に始まり、我国では明治六年以来用いて居る太陽曆では、全く朔望月と絶縁し、四時

の変化を標準とし一太陽年を区切りとして日の数え方を改めるので、なお残留して居る月という名称は、単に三十日内外の区切りというだけに過ぎない。なお古くから用いられて居ったユリウス暦では一年の長さを三六五・二五日とする様になつて居り、暦面の日数は真の季節に比し、四百年に付三日程の差を生ずるので、西洋では一五八二年以来、我国では明治三十一年（一八九一）以来更に閏日の挿入法に少しく修正を加へたるグレゴリオ暦を採用して居る。

太陽暦によりて日を数えて居れば、同一の暦日は年々同一の季節に相当するので、農事暦としては従来（むと）の如きはんれき頒暦を全然不要とする程に簡単である。但しただ土台を太陽暦としたる上に、更に月光利用暦を加味せんがために、暦面を餘りに複雑ならしめざる程度に於て、或は朔望の日取、或は日々の月齢を記入することは便利である。丁度ちようど太陰暦時代に二十四節七十二候などを記入して太陽暦を加味したと同じことである。

旬も週も月も、共に朔望月に基いて始まつたものが、次第にそれと絶縁したるものになつたことは注意すべきことである。世の中が複雑になるにつれて、不連続的にして不規則なる日の数え方が、次第に連続的にして簡単なるものになるといふ大勢を示して居るものである。

五、正 月

歳時は連続的のもので、いずれを年の始めと定めてもよい筈ではあるが、農業時代に於ては、一年の収穫を終りたる後、翌年の準備作業を始むる前が望ましく、一般の人から見ても、冬枯が終つてやがて春に向う季節が、一年の区切として相応して居るように思われる。

支那の古代に於ては、紀元前六、七世紀春秋時代の半ば頃から約二、三百年の間は冬至を含む月を以て正月

とし、年の始めとして居つたのであるが、それにも拘かかわらず孔子の編纂された「春秋」には常に春王正月と書いて居らるので、冬至の月を指して春というのは不都合ではないか、或は当時の正月は冬至月ではなくやはり立春正月であつたのではないか、抑おさも理想的の年の始めは何時頃がよいかという様なことが盛んに論議されたものである。宋代の大儒朱子さえも「春王正月」の句を以て千古不決の疑なりとし、遂つひに「天は子に開け、地は丑ちゆうに開け、人は寅いんに生る。故に斗柄此三辰に建するの月は皆以て歳首とすべし。而して三代迭たがひに之を用う。夏は寅いんを以て人正となし、商は丑ちゆうを以て地正と為し、周は子しを以て天正となす也」といいて、冬至を含む月でも、又はそれより一ヶ月遅い月でも、又は立春を以て始まる月でも、いずれも歳首とし、正月とする資格あるものであるという所謂三正論いわゆるに逃げて居る。この三正論は朱子に始まつたものではなく、実に孔子以前の春秋当時からあつたものと思われる。

西洋方面では、ユリウス曆制定の際に、現行太陽曆の年始の如くに定めたもので、これは一陽来復を祝う冬至祭の終りたる日を以て年の始めとしたものであらうといわれて居る。要するに支那でも一時冬至月を用いたのと同様に、共に北方の民族が冬至正月を便なりとする習慣に従つたものであらうと思われる。

我国に於て明治改曆以来五十年を経ても、今なお新曆が充分によく民俗に融合しないのは、畢竟新曆の年始が、少しく早過ぎることが主なる原因であらうと思われる。我国の農家が一年の仕事を終り、ゆつくり正月を祝わんとするためには、現行曆の一月一日は早きに過ぎることは或は実情であるかも知れないが、さりとて曆は今日では万国共通のもので、我国だけ一ヶ月遅き年始に改むるか、又は我国だけの便不便を理由として万国共通の年始を改むるのは、共に事実不可能のことといわなければならぬ。思うに現行曆を用い乍なら農家の不便を軽減するの案は、年始と正月祝とを分離するより外にないであらう。幸い二月十一日の紀元節は我国

建国の正月元日であり、立春の節にも近いので、この紀元節を紀元正月と称えゆつくりしたる気分の正月祝をこの方に分つこととすれば、現行曆そのままにてさしたる不便はなくなるであろうと思う。此処分案は、曆は次第に統一して紀年的のものとなり、年中行事は各地方の宜しきに從うて別に之を定むるといふ、曆の変遷の大勢にもかうて居る。

立春正月を以て恰かも天地自然の理なるか如くに考え、是非ともそれでなければならぬと思うものは、今なお三正論の旧夢を繰り返して居るもので、北半球とは寒暑全く相反する南半球が異常なる發展を示しつつある時代に当り、時代錯誤の甚だしきものといわなければならぬ。或は正月を以て一切の行事の事始の時と見做し、正月の事始めを以て一年間の吉凶を験せんとするものの如きは、最も旧式なる迷信に溺れて居るもので、もはや次第にその跡を絶つてあろう。深く顧みるに足らぬ。

六、紀元

その始めは局部的の小なる社会に於ける日常生活を規約するために設けられたる曆が、その採用の範圍が拡まるにつれて、不連続的なる日の数え方は次第に連続的となり、広く紀日紀年の目的に用いらるる様になるのは自然の趨勢である。

十干と十二支を組合せて六十干支とし、連続的に日を数うることは殷代に始まり今日まで伝わつて居る。

年を紀することは古くは建国とか、大戦争とか王の即位とかの大事件を区切りとして数えて居つたものであるが、支那では紀元前四世紀に歳星の位置によりて年を示すことを始め、それがやがて十二支紀年法となり、次で今日の如き干支紀年法となつたのは丁度西曆紀元頃で、後漢の始め頃からである。

西洋方面では、日は紀元前七、八世紀頃から連続的の週によつて数えて居り、年は紀元後六世紀から溯つてキリスト基督降誕の紀元を用うることになり、共に今日に伝わつて居る。

暦法計算の基準の年や、ある時代に考えられて居つた天地開闢かいびやくの年を以て紀元とすることも東西洋共に行われて居る。支那では甲子こうしの日の暁の子の刻が朔と冬至とに当る年、又は甲寅こういんの日の明け方寅いんの刻が朔と立春とに当る年を原始甲寅てういんの紀元とし、又はこれに加うるに五星の運動も亦基準的位置にあるという條件をも満足する年を紀元としたるものなど、時代と暦法の異なるに従つて種々の紀元がある。春秋獲麟の年（紀元前四八一年）以前二百七十六万年を以て天地開闢かいびやくの紀元とするなどはその一である。

西洋方面にも旧約創世紀に基き前四〇〇四年を以て天地創造の紀元としたるものを始めとし、多くの紀元があつて枚挙にいしよ足りない程であるが、その中少しく類を異にして居るのは一五八二年にスカリガーの提案したるユリウス紀元である。週の循環期の二十八年、太陽暦の週期の十九年、及びローマのインジクシヨンの週期十五年、この三つの週期の公倍週期に当る七九八〇年を以てユリウス循環期とし、現在の状態より推算してその始まりを西紀前四七二三年としたものである。このユリウス紀元から三六五・二五日のユリウス年で数えたる年をユリウス積年とみなと称え、通日で数えたものをユリウス積日とみなと称える。大正十四年（一九二五）はユリウス積年では六六三八年に当り、大正十四年（一九二五）一月一日はユリウス積日では二、四二四、一五二日に當つて居る。ユリウス積日は暦法の変遷には無關係に日を指示するので、誤算の憂なきものとして天文家に用いられて居る。ユリウス紀元の第一日は日曜日で朔で、又東洋方面の干支紀日と対照すれば丁度甲寅ちやうとういんの日に當つて居る。

七、暦 註

明治改暦以前の暦には、多くの所謂暦註いわゆるなるものが日々の條下に記されて戻り、暦を見るのは主として暦註

を見るためであつたというてもよい程である。曆註の種類及び起原は種々雑多で、しかもその歴史の変遷は頗る興味ある研究問題であるが、その詳細は他日に譲ることとし、その大体を概言すれば、

(1) 二十四節七十二候等太陽曆の季節

(2) (イ)六十干支及び干支納音

(ロ)十二直

(ハ)二十八宿

(ニ)七曜

等の日々の配当

(3) 是等のものの組合せに応ずる日の吉凶及び行事の配当等

で、その来歴には支那起原のもの、印度起原のもの、我国にて作れるもの等あり、その一部は、一年の季節に
 応じ又は月の朔望、六十干支の日取等に応じての年中行事や習俗の次第に集積したものであるが、又一部には、
 五行説、八卦説その他神仏に關する迷信等によりて作製したるものも少なからず混在して居る。

是等の曆註は、よしやその一部は始めには正しき意味のあるものであつたとしても、今日に至りて見れば、
 少数の一部を除くの外は殆ど皆迷信事項の集積である。時代によりて多少の変遷はあるが概して云えば次第
 に増加する一方であり、しかも吉に比して凶の方が次第に多くなる傾向を有して居る。若し嚴密にこれを信
 ずれば、遂には一年中何等の行動をも取り得ない程に束縛されて居るので、古来の達識者は、常に整理一掃の
 必要を叫んで居つたのである。明治改曆の詔書には明かに「殊ニ中下段ニ掲クル所ノ如キハ率ネ妄誕無稽ニ
 属シ人知ノ開達ヲ妨クルモノ少シトセス」と宣せられ、明治六年(一八七三)以後の曆には、一切の迷信的曆註を一

掃されたのは誠に機宜に適したことと思われる。

干支と週とは迷信的色彩の比較的薄いものである。是等は紀日の意味に於て使用することとして保存することとすれば相応に便利なものであるうと思う。

八、古暦本

昔の暦本は、朔望と気節とを知らしむるという方からいえば気朔暦とも称^とえて居るが、多くの暦註を具して居るといふ点から見て具註暦とも称^とえられて居る。千餘年も以前からの暦本が今日なお少なからず現存して居るのは実に感謝すべきことといわなければならぬ。その古き部分を列果すれば

- (1) 天平十八年 (七四六) 曆 正倉院文書
- (2) 天平二十一年 (七四九) 曆 正倉院文書
- (3) 天平勝宝八年 (七五六) 曆 正倉院文書
- (4) 後梁貞明八年 (九二二) 曆 敦煌発掘ペリオ氏所蔵
- (5) 宋雍熙三年 (九八六) 曆 写真版は京大羽田氏所蔵
- (6) 長徳四年 (九九八) 乃^{ないし}至 近衛公爵家所蔵御堂関白日記
- 寛仁四年 (一〇二〇) 曆 近衛公爵家所蔵御堂関白日記
- (7) 永暦元年 (一〇七七) 曆 前田侯爵家所蔵
- 永保元年 (一〇八一) 曆 前田侯爵家所蔵

等で、その以後は殆ど引^{ほん}続いて各時代のものがあるというてもよい。

民間に流布せしむるために作りたる仮字曆は鎌倉時代弘安頃のものからある。

是等の古曆本はいずれもそれぞれの当時のものであり、一方には曆法上の研究のため、又一方には曆註の研究によりて、年中行事や迷信事項の変遷を研究するために、究竟くつきやうの材料となるべきもので、実に学界の得難き珍宝といわなければならぬ。

九、俗 曆

頒曆はんれき類似の偽曆又は俗曆なるものが年々夥おびただしく出版されて居ることは看過すべからざる現象である。是等の俗曆は概して九星曆で、日々の九星配当を土台として迷信事項でんぱ伝播の役目をなして居るものである。九星配当は支郡では隋唐頃に始つたものであるう、支那の曆本では前掲貞明八年曆にも雍熙三年曆にも見えて居る。我国では具註曆にも仮名曆にも掲載されてはないが、民間には或は早くから行われて居つたかも知れない。相應に広く行わるる様になつたのは徳川時代の半ば頃からであつて、それも長き伝來の間に支那本來の配当とは全く齟齬そごして居つたので、宝政頃に匆惶そうこうとして再び支那流に改めたものである。なお今日現に民間に行われて居る俗曆中、九星の日々配当ついでに就ては支那原本の解釈を異にせるがために、全く相異なりたる、吉凶相反したる配当を掲げて居るのが三種類ほどある。是等の俗曆を撲滅し迷信を一掃することは実に目下の急務である。

十、現行太陽曆改良案

現行太陽曆にも不完全なる点が少なくないので、これに改良を加えんとする案がいくつも提出されて居る。現行曆に対する圭なる苦情は

(イ) 月の長さの不揃なること

(ロ) 週の日が年々同一ならざること

(ハ) 年の始めに関する事

等であるが、(イ) 月の長さの不揃なることは不便が少なくない。成るべく速かに改良の機会の到らんことを望む。

(ロ) 週の日は西洋方面では宗教的に特に重要な意味を有して居るのであるが、併し日常生活を週の日取に依て規約することは次第に世界的になりつつあると思わるるので、一般的にも頗る重要な問題である。或は一年に一日ずつ曜の割当てのなき間日を設くることとして解決すべきものであるかも知れない。(ハ) 現行太陽暦の年の始めが黄道上に於ける太陽の重要な位置に相当して居らぬという苦情は当らない。黄経二八〇度よりも二七〇度又は三六〇度の方が年の始めとして相応して居るといふ様な考は餘りに幼稚な考で、そんなことで既定年始を変更する理由とはならない。更に氣候を標準としての早晚論は世界共通的ではないので、問題にならぬ。

なお是等の問題に就ては平山清次博士がその著『暦法及び時法』中に「暦法改良案の分類及評論」と題して詳論せられたがあるので、ここには省略する。

第七章 結婚と迷信

一、序 説

結婚は、これによりて二つの人格が相結合し一つに融和して、より完全なる合成人格を形成することなので、人の一生に於ては誕生に比すべき程の重大事件である。従つて我々は、これに對しては極めで慎重に考慮し周到なる注意によりて、苟もその処置を誤ることなき様に努めなければならぬのであるが、由来斯の如き人生の重大事件、一生の幸不幸の別れ目ともいふべき事柄に關しては、常に幾多の迷信が纏綿（てんめん）（からみ）し、これがために適當なる判断を誤らしめ、動もすれば或は個人的に或は社会的に多大の不幸を招来しつつかあるのは甚だ遺憾のことといわなければならぬ。畢竟、事のあまりに重大なるがために、或は判断に迷い、或は縁起をかつぐという人心の弱点に乗じたものなのであるが、我々は飽くまでも合理的に進み、断固としてあらゆる迷信を突破することに努めなければならぬ。

結婚に關する迷信は頗る多い。現に我々の耳目に近く行われて居るものに次の如きものがある。

(イ) 人の性質やその一生の運命はその生れ年や生れた日時によりて先天的に定まつて居るといふ考は可なり広く一般に蔓（はび）つて居る。その最も卑俗なる例は、子年生れの人は鼠の如き性質、丑年生れの人は牛の如き性質を有するといふ如きものであり、少しく複雑なるものは、九星說による四柱三輪によつて人の性質と運命とを判断せんとするものである。更に近年所謂丙午の迷信が、その謂われなき暗影によりて幾十万の青年

婦人を泣かしめ、如何に多くの脅威を我々の家庭生活に及ぼしたかは、今なお我々の耳目に新たなる所である。

(口) 所謂合性いっわゆるあじしやうに関する迷信は頗る根強く行われて居る。人の性質を生れ年によりて木・火・土・金・水の五つに分ち、例えば火性の人と水性の人とは相克で互によく調和しないという様に判断するのであるが、更に又、簡単に年齢の差によりて四目十目は避けるがよいという様な迷信もある。

(八) 結婚の時期に就ても種々の迷信がある。例えば昭和七年(一九三二)は申歳なるが故にこの年に結婚することは面白くないとか、又は十月は神無月かんなづきなるが故にこの月に式を挙げることは成るべく避ける方がよいとか、更に又俗曆による九星や六曜、十二直の日取を見て所謂日柄いっわゆるひがらのよき日を選ぶということも、可なり普通に行われて居る様に見える。

二、十干、十二支

所謂十干いっわゆるじゅうかん即ち甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸は、太陰曆の一ヶ月を上中下の三旬に分ち、一旬内の日を数うるために作りたる記号で、始めはこれを十日と称えて居る。所謂十二支いっわゆるじふにし即ち子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥は、一年十二ヶ月の季節の早晚を示すために作りたる記号で、始めはこれを十二辰と称えて居る。共に今より約三千四、五百年前の殷いんの時代に作られたもので、当初は単に十日十二辰の記号たる以外に何等の意味もなく、やがてこの両列の記号を組合せて甲子こうし、乙丑おつちゆう、丁卯ていぼう等の六十の記号とし、これによつて日を数うることも殷の時代より行われて居る。

西紀前四世紀、戦国時代の半ば頃に五行説が起り、天地間一切の現象を木・火・土・金・水の五行の消長によりて説明せんとするに至り、十日十二辰及び六十の組合せにも五行を配当するの必要に逼られ

甲・乙は木 丙・丁は火 戊・己は土 庚・辛は金 壬・癸是水
 寅・卯は木 辰は土 巳・午は火 未は土 申・酉は金 戌は土 亥・子は水 丑は土

とし、更に六十の組合わせに對しては、種々に試みて幾多失敗の跡を残したる後、前漢時代に至り、京房の音律の理によりて解決せりと稱し

甲子 乙丑は 金

丙寅 丁卯は 火

等と配当し、これを納音五行と稱えて居る。なお後に至りて形容詞を附し

甲子 乙丑は 海中金

丙寅 丁卯は 爐中火

丙午 丁未は 天河水

と配当して居る。十日・十二辰に五行説を当てはめてより後は、これを十母・十二子と稱え、更にこれを樹木の幹枝に譬えて十干・十二支と稱えて居る。

十二支によりて、従つてやがて又六十干支によりて年を紀することは、西紀前四世紀、戦国時代の半ば頃より始つて居る。始めは木星を以て正しく十二年にて天を一周するものと誤認し、木星の所在を指示して年を紀することを考案し、やがてそれが十二支紀年法又は六十干支紀年法となつたものであるが、木星の一周天が十二年よりは少しく速く、正しくは一一・八六年にて一周するので、その差違のために紀年法に混雜を生じ、現に前漢の太初元年（西紀前一〇四年）は、現行干支紀年法にては丁丑であるが、當時は丙子の年と数えて居つたものであり、又それより百餘年前の秦始皇帝頃の数え方より推せば亥年となる筈であり、更に又

当時武帝の発せられたる曆法定定の詔書にはこの年を甲寅とすべしとある。即ち太初元年に就ては亥・丙子・丁丑・甲寅の四通りの数え方があり、偶々その中の一つの丁丑が採用されて、それより順押しに数えたる紀年法が今日に伝わって居るといふに過ぎない。人の性質や運命が、斯の如く偶然に定められた干支番号と何等の関係があるべき筈がないことはあまりに明らかであると思われる。

十二支に十二の動物を配当したことは、明かな文献としては後漢時代の王充という人の書いた論衡に見えて居るが、私の研究した所によれば、これはそれよりもずっと古く、或は春秋末期頃（西紀前六世紀頃）に支那にて作れるよき太陽曆を、支那東北方乃至朝鮮方面の文化の程度低き地方に普及せしむるに当り、抽象的に子月丑月等という代りに何等かの縁故をたどりて鼠月・牛月等として記憶に便ならしむるために、用い始めたものであると思われる。要するに記憶法のために借り用いたる一の便法たるに過ぎないので、子年に生れたるが故に鼠に類する性質を有するといふ様な因縁は少しもない。

三、五行説

五行説は西紀前四世紀戦国時代の半ば頃に唱え出されたる説で、天地間一切の現象は木・火・土・金・水の五行の消長によつて起るものであるといふのであるが、五行の消長交替の順序に就ては、それを主権者の交替とも関聯して考えたがために、その方の利害関係のために種々の説が提出され、現に左の三つの説が後に伝わって居る。

第一は相生説で、五行の交替は、木は火を生じ、火は土を生ずるといふ様に、木・火・土・金・水の順序で、次ぎ次ぎに相生の関係で交替すべきものであるといふので、これは主権者の交替に就ては禪讓説である。

第二は相勝説で、五行の消長又は主権者の交替は、なにがしか勝れる徳を有するものが取つて代るといふ如くに起るもので、例えば水は火に勝る、火は金に勝るといふ様に、水・火・金・木・土の順序にて、次ぎ次ぎに上の者が下の者を取つて代るものであるといふのである。

第三は生数説で、五行の消長交替は、世界の始めに万物が天地間に発生した順序によつて繰返し循環するもので、それは水・火・木・金・土の順序であるといふのである。

相勝の勝は元来マ・サルという意味であるが、又カツという意味もあるので克の字が代用せられ、それがやがて相剋の字に転じたので、その意味までキ・ジルということに変じたので、今日に於ては男女縁談の相性を判断するに當つては

相生 木・火・土・金・水

相剋 水・火・金・木・土

の両列を用い、生れ年干支の納音五行により、例えば木性の人と火性の人という如く、相生の列にて相隣れるものは、その性質よく相調和するので合性善く、之に反し例えば水性の人と火性の人という如く、相剋の列にて相隣れるものは、その性質互に相ギ・ジルので合性悪く、夫婦たるに適しないという様に判断するのである。斯の如き合性判断は、五行説から見ても全く本来の意義を転倒して居るものである。五行説の唱え出された当初の頃に書かれた左伝の中には、五行説に関して、水と火とは牝牡の關係にありと書いてある。これを大にしては我々が雨露の恵みに浴して居るのも、又小にしては日常の米の飯も、皆水と火との調和によれるものであることを思えば、水と火とは相剋するといふことは間違つて居る。況んや人の性質をその生れ年の干支の納音五行により、或は水性なり或は火性なりなどといふことの餘りにでたらめにして、少しも顧るべき根拠

なきものであることは既に述べた如くである。

四、丙午の説

明治三十九年(一九〇六)は、普通行われて居る干支紀年法によれば、丙午の歳になつて居るのであるが、五行説によつて考うれば、丙も火であり、午も火で、火が二つ重つて居るので、この年に生れた婦人はその氣象が強すぎて、貞淑なる夫人となるに適しないという俗説が行われて居り、この迷信のために、訴うるに所なき不幸に泣いた婦人は幾万乃至幾十万人に及んだであらうと思われる。

しかもこの丙午の迷信は、常に迷信の源泉となつて居る五行論又は九星説のいずれから見ても、それに矛盾せる不当なる俗説である。

五行説によれば、丙も火、午も火であつても、丙午と組合つた干支の五行配当は決して火ではない。六十干支の五行配当を如何にすべきかということは、五行説の唱えられた当初から頗る困惑し苦心した問題で、遂に所謂納音五行なるものを用うることによりて曲がりなりに解決したものであるが、その納音五行によれば、丙午は火ではなく水である。しかも形容詞を附ければ天河水となつて居る。即ち五行説によれば、丙午歳生れの婦人の性質は天河の水の如くであり、天の河の水といえは直ちに牽牛織女の七夕のローマンスを想起するので、嫁さんとしては頗るよき性質を所有するものといわなければならぬ。

九星説によれば、明治三十九年(一九〇六)生れの人の本命星は四緑木である。即ち木性でこれも亦火性ではない。四緑の木といえは陽春の新緑を聯想し、詩経に結婚を歌える詩

桃之夭々 其葉蓁々

之子于歸 宜其家人^一

を想起する。新婦として似合わしき性質といわなければならぬ。

要するに丙午ひのえうまの迷信は、五行説にも九星説にも背反したる俗説で、又支那には無く我国に於て発生したる迷信である。私は数年来、この迷信が如何にして発生したかを種々に考究したのであるが、結局これは八百屋お七の話に基いて発生したものに相違ないと思われる。八百屋お七は寛文六年（西紀一六六六年）に生れ、天和元年（西紀一六八一年）十六歳の冬に小姓の吉三とのローマンズのために放火の罪を犯し、翌二年十七歳の春に火刑に処せられたのであるが、少女として大胆なる罪を犯し、無惨なる刑に処せられたことが甚だしく都人士の神経を刺戟し、浄瑠璃じょうるりや、からくり・くどき等の宣伝によりて遂に一般に丙午生れの女を忌避する迷信を造り上げるに至つたものであろう。寛文六年以後の丙午ひのえうまは六十年目毎に享保十一年ひのえうま（一七二六）・天明六年ひのえうま（一七九六）・弘化三年ひのえうま（一八四六）・明治三十九年ひのえうま（一九〇六）であるが、後に至るに従つて丙午の迷信が次第に甚だしくなっている様に見える。迷信の種を洗つて見れば案外につまらぬ所に萌して居り、これを真面目に論ずるさえ大人気ないと思われる程である。

五、九星説

九星説は八卦と五行説とを兼ね併せる意味にて西紀六百年頃隋の時代に唱え出されたものである。三の魔方陣に則りて一より九の数字を八方と中央とに配列し、これに勝手に色合を附して、これを九方色とこなと称え、なお五行説による五行の方位配当を聯結して、これを正位の配当とこなと称えている。

年・月・日・時のそれぞれの干支に応じて、それぞれ一定の方式によりて、中央の所謂中宮いむちゆうに入るべき順番

を定め、中央に入るものが定まれば、その他の八方には正位の時の順序によりてそれに追隨してそれぞれに對する九星配当を定めることとする。人の一生の運命はその生れる時に先天的に定まつて居るものなりとし、その生れる時の年・月・日・時のそれぞれに應ずる四つの九星配当を四柱と唱え、若し時に対するものを省略し、年・月・日に應ずるもののみを用うるときはこれを三輪と唱え、その人の一生の運命は四柱又は三輪によりて定まつているものとし、その時々々の運勢はその時々々に應ずる九星配当と對照して判断するものとするのである。

六、年廻り九星

我国に於ては、主として年廻り九星と日々の九星とのみが用いられて居るのであるが、年廻り九星については、元治元年（西紀一八六六年）甲子歳に一白を中宮に入れ、翌慶応元年（一八）に九紫、慶応二年（一八）に八白という様に進み、大正十三甲子年（二四）には七赤が中宮に入る様にし、百八十年にて干支と九星との關係が同じ様に循環する様になつて居るのであるが、如何にしてかかる中宮配当をしたかに就ては何等の理由もない。なお文化（西紀一八〇〇年頃）より以前には、徳川初期以来現行配当とは六十年喰違いたる配当を用いて居り、文化年間に支那より舶來せる種本によりてその誤れることに気付き匆惶として改めたるものである。

七、日々の九星

日々の九星に就ては、冬至甲子の日より百八十日を陽遁と称え、一白・二黒・三碧等を配当し、夏至甲子の日より百八十日を陰遁と称え、九紫・八白・七赤等を配当すると支那の種本に書いてあるのであるが、冬至甲子の日というのは、

（イ） 冬至を含む六十干支の始めの甲子、即ち冬至前の甲子という意味か

(口) 冬至を見て然る後の甲子こうしという意味か

(ハ) 又は前後に拘かかわらず、冬至に最も近き甲子こうしという意味か

判然しないので、流派によりて解釈を異にし、年々市中に販売されている九星曆には九星の日取りが現に三通り程相異なるものがある。真にでたらめ九星というの外はない。偶然手に入れた一つの九星曆を見て、その吉凶によりて行動を律せんとするが如ごときは、その愚や及ぶべからず啞然あぜんとして言う所を知らない。

八、えんぎ・語呂合せ

所謂いわゆるお目出度づくめで、鶴亀や松竹梅を取り合せ、又キルとかサルとかいいう言葉を忌むという様なことも普通に行われて居る。これは当事者及び関係者の精神を朗らかならしめ、少しでもよきスタートをとづくいう心盡しに起つたものであるが、これも程度問題で、度を過こせばその煩に堪えず、有害なる迷信に墮おすることは申すまでもない。あまりつまらぬことを気にかけぬ程の精神修養が望ましい。

九、結語

現に行われて居る迷信は、種々なる方面から長き間に流れ込んだ雑駁なものであり、しかも長き伝来の間に、或は偶然に、或は全然無茶苦茶に誤り伝えられたものが比々(どれも)皆然しかりである。私は現行迷信の主なるものに就つてその来歴を明かにしたのであるが、我々は時に及んで是等を整理し清算し、次第次第に我々の生活を合理化しなければならぬ。少しでも文句のつくものは縁起えんぎが悪い、気にかかるというのでは際限がない。我々は合理的研究と精神修養とにより、強き確信を以て廓清(きよ)に努めなければならぬ。

- 『迷信（新版）』（新城新蔵著、恒星社、一九三九年十二月）所収。
- 旧かな遣いは新かな遣いに、旧漢字は新漢字に改めたが、引用文の旧かな遣いはそのままにした。
- 読みやすさのために、適宜振り仮名をつけた。
- 理解を助けるために割注をつけた。
- PDF化にはL^AT_EX 2_εでタイプセッティングを行い、dvi_{ps}fnxを使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/sciencelib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、

「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>

を御覧いただくか、書き込みください。